

商工委員会議録 第四号

平成五年二月二十四日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 井上 普方君

理事 井出 正一君

理事 額賀福志郎君

理事 竹村 幸雄君

理事 遠藤 乙彦君

理事 甘利 明君

理事 尾身 幸次君

理事 古賀 一成君

理事 田原 隆君

理事 中島洋次郎君

理事 増田 敏男君

理事 大島 章宏君

理事 清水 勇君

理事 武藤 山治君

理事 吉田 和子君

理事 長田 武士君

理事 小沢 和秋君

出席國務大臣

通商産業大臣 森 喜朗君

出席政府委員

公正取引委員長 小粥 正巳君

公正取引委員 矢部丈太郎君

事務局経済部長 清川 佑二君

通商産業大臣官房審議官 熊野 英昭君

通商産業省政策局長 堀 富男君

通商産業省立地公害局長 堤 富男君

通商産業省基礎産業局長 牧野 力君

通商産業省生活産業局長 高島 章君

工業技術院総務部長 松藤 哲夫君

資源エネルギー庁長官 黒田 直樹君

資源エネルギー庁長官官房審議官 末広 恵雄君

資源エネルギー庁石油部長 林 康夫君

資源エネルギー庁石炭部長 稲川 泰弘君

資源エネルギー庁公益事業部長 荒井 寿光君

資源エネルギー庁中小企業庁指導部長 三田 義之君

運輸省運輸政策局長 福本 秀爾君

建設省住宅局長 羽生 洋治君

自治省財政局公営企業第二課長 坂田 隆史君

商工委員会調査室長 山下 弘文君

委員外の出席者

運輸省運輸政策局長 福本 秀爾君

建設省住宅局長 羽生 洋治君

自治省財政局公営企業第二課長 坂田 隆史君

商工委員会調査室長 山下 弘文君

本日の会議に付した案件

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第一六号)

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利

用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法

案(内閣提出第一七号)

○井上委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。金子一義君。

○金子(一)委員 我が国は、元来脆弱なエネルギー供給構造にある中で、最近における国内及び途上国を中心とする海外におけるエネルギー需要の増大、こういったような事態というのは、我が国のエネルギー需給の安定に大きな影響を与える可能性を秘めておられると思っております。また加えて、近年、地球環境問題への国際的な認識が非常に高まっている。そういうエネルギー問題だけでなく、さまざまな環境問題としても大変緊急な取り組みを要する問題であると思っております。

ただ一方では、七三年オイルショック以後、いわば市民権を得ました省エネというのは既にもう死語となつてしまつて、感も非常に強いと思つております。また、非常にエネルギー需給も安定をしております。電力も非常に低価格で推移をしております。そういう中で、環境問題、経済の成長、そしてエネルギーの需給安定、三つを一緒に、整合的にこれに取り組んでいこう、かつ、個々の企業、また、消費者、国民全員に真剣にこれを継続的に取り組んでもらおうというのは、ある意味で大変難しい課題でもあるかと思っております。

そういう中で、まず通産省に、世界全体のエネルギーの需給の見通しと、そしてまた、我が国の今後のエネルギー需給の見通しについて、お伺いをさせていただきますかと思つております。

○黒田政府委員 世界全体のエネルギーの需給の状況、あるいは我が国の状況ということでございます。

まずけれども、まず、世界のエネルギー情勢でございますけれども、現在のところは比較的、表面波静かという感じがあらうかと思つてござい

ますが、今後、世界のエネルギー需要、例えば、国際エネルギー機関、IEAの予測によりますと、二〇〇五年時点まででございますが、一九八九年に比べまして、発展途上国のエネルギーの需要の急速な伸びというものを背景といたしまして、大体一・五倍ぐらいになるといふような見通しがあるわけでございます。

今申し上げましたように、この大きな要因は、発展途上国の経済発展あるいは国民生活の向上に伴ひましてエネルギー需要が大幅に伸びていくというところでございまして、発展途上国の場合には、今申し上げました、一九八九年から二〇〇五年までの間に大体一・九倍ぐらいになると予測されているわけでございます。他方で、先進国の場合には一・二倍ぐらいということでございます。両者総合いたしますと一・五倍ぐらいになるといふような見通しがなされているところでございます。

他方、供給面でございますけれども、これはいろいろ供給源があるわけでございますが、特に、国際的なエネルギー供給の中で今なお一次エネルギーの消費の約四割を占める石油について例えて申し上げますと、御案内のようにこのところは国際石油市場は比較的需給がバランスしている状況かと思つてございまして、例え

ば、御承知のように、旧ソ連地域における石油生産というのは、この数年、大幅に減退してきてい

るわけでございます。また、世界の石油の需要が伸びてまいりますと、石油の埋蔵量の三分の二というのは中東地域に集中いたしておりますので、また石油の中東への依存というものがどうしてもやはり高まってい

く状況にあるわけでございます。御案内のように、中東の場合にはいろいろ、経済的あるいは社会的あるいは政治的な不安定な要因も抱えているわけでございます。そういったことから、石油につきましても改めてこの中東への依存度が上昇していくということになりますと、そういった不安定な要因を内蔵しているということは言えるのではなからうかと思っております。

また、例えば世界の一次エネルギーの二割強を占めます天然ガスの場合でございますけれども、こちらの方も世界の需要が徐々にふえていく中で、本来天然ガスの場合には中東依存ということではなく、供給源が比較的分散はしているわけでございますけれども、需要の伸びに応じてだんだん開発条件というものが厳しくなってきた。例えば、非常に極寒の地域であるとかいったように開発条件が厳しくなっている、あるいは天然ガスは産出するんだけれども、あわせて炭酸ガスが非常に悪い地域とか、だんだん開発条件が厳しくなっているような状況にあるわけでございます。したがって、先ほど申し上げましたことから、大幅な需要の伸びに対応していくためには、中長期的な国際エネルギー情勢というのは一段と厳しくなっていくのではないかと、うふうに予想されているところでございます。

一方、我が国の状況でございますけれども、もう申し上げるまでもないことですが、エネルギーの大宗を海外からの輸入に依存しているということでございまして、極めて脆弱なエネルギー供給構造であるわけでございます。二次にわたるオイルショック以降、石油への依存というものが当時八割強であったものが、省エネルギーの推進あるいは代替エネルギーの推進ということで石油依存度の減少、つまり一つのエネルギーに過度に依存する体質というのは徐々に是正されてきているわけでございますけれども、なお今、依然として五十数%、六割強が石油に依存している状況でございます。今後やはり引き続き需要の面で省エネルギーを進めると同時に、供給構造の面で

も、今申し上げました一層の石油依存度の低減、それから今、金子委員からおっしゃいましたように、最近では地球環境問題といった大きな問題も出てきているわけでございますので、そうしたものに非常に配慮しながら、非化石エネルギーのウエートの上昇といった面でエネルギーの需給構造を改善していく必要があると考えているわけでありま。

また同時に、依存度が減少したとはいえ、例えば、石油の場合にもなおかつ五十数%の依存をいたしているわけでございますので、個々のエネルギー源についても、例えば今申し上げました石油について申し上げれば、安定供給を確保する観点から、産油国との連携を強化するとか、石油備蓄を推進するとか、あるいは石油の自主開発を推進するとか、諸般の対策を講じていく必要がある、こういうふうにと認識しているところでござい

○金子(二)委員 今回の法案の背景となりました、昨年の十一月に出ました産業構造審議会等々のいわば昨年の答申、環境保全、成長そしてエネルギーの需給安定、これを取り組んでいこう、方向として、今度の法案でこれを実現するために、自主的な積み上げ、そうしてそれを支援していく、こういう方向が出たわけでありま。けれども、答申の議論の中では、課税による方法というのも議論されたやに拝読しております。いわば環境税という問題であります。これについて、学者、エコノミスト、まあ学者でも一橋の石先生と

いったような方もこういうものを非常に強く主張されておられる。こういう意見もあるわけでありま。けれども、今回そうでもないもう一つの方法、つまり自主的に積み上げて削減の努力をしよう、また、これを支援していこうという選択をされた背景、これは簡単に結構でございます。それから、世界の中でもいわゆる炭素税ということを実施されている国が、ノルウェー、スウェーデン等々既にあると思うので、EC委員会がかつて提案さ

れたのですが、最近の状況がECの統合とあわせてどういう動きになっているのか。もう一つ、アメリカのクリントン大統領が今度石油増税を発表されましたけれども、これと環境との関係をどういうふうに理解をされているのか。ポイントだけで結構でございますので、お願いいたします。

○堀(三)政府委員 お答え申し上げます。この炭素税というのですね、環境税の問題につきましましては、いろいろ議論があったわけでございます。こういう形で地球温暖化にどのように対処するかという手法を、昨年通産省でも三合同審議会を開きまして、いろいろ勉強したわけでございます。

それで、大きく分けまして三つの分類になっております。一つは数量的な規制をするというような規制的な手法、それから税・課徴金によるような手法、それから助成的手段によるような方法と三つの分類をしたわけでございます。

数量的規制というのは割り当てをするということとでございますが、残念ながら従来NO_x、SO_xのような公害問題と異なりまして、排出の中から炭酸ガスを取り除く技術もないというような状況の中で規制をするということは非常に大きな市場介入になると同時に、これを監視するだけでも大変なコストになるというようなことから、規制的措置というのはなかなか難しいのではない

は、きのうの御審議にもありましたとおり世界の四・七%の炭酸ガスの排出量でしかないわけでございます。まして、そこ一カ国だけでやることについてはかなり問題があるのではないかと、そういうことをいろいろ研究をしないといけないし、さらに高率な税を課すと日本の産業に大きな影響があるというふうなことになるのではないかと、いうことで、さらに継続的に検討をしようという考え方に

なっております。助成的手法については、いろいろな国で同様な手法をやっておりますと同時に、今までもこういう手法はとったわけでございます。特に今回の場合には、事業者に対してこれを行っていただくという意味では今回の法律の二つの、管理的な手法と助成的な手法を兼ね合わせたような、車の両輪となつて企業の自主的な努力を促すというような体系がこの炭酸ガスの地球温暖化問題に対処するのには一番いいのではないかと、いう考え方で、今回の法律、二法の形になったわけでございます。

諸外国の状況、特にECの御質問でございますけれども、ECの方でも、これは主として炭素税というよりはやエネルギー税に近い形ではございませうけれども、そういうものをEC委員会で提案がありました。しかし、これはEC委員会の提案ということとまでなっておりまして、これが各国でどうなるかという状況は、提案された当時よりも経済情勢が非常に悪化している、特にドイツの情勢が悪化しているというようなこともございまして、全体としては非常にネガティブでございまして、さらに、ほかの国がやることを条件とするということとをECの場合には特に明記をしておるわけでございます。

最後の御質問でございますが、アメリカのエネルギー税は、これは大統領が提案をしたわけでございます。これから実現までには紆余曲折がございませう。しかし、このエネルギー税というのは、それではここに言う完全な意味での経済的手法あるいは環境税そのものかという、いろいろな定義的になりますと、炭酸ガスを排出することを

専ら目的としたものではないということもございまして、まず環境税の範疇に本当に入るのかどうかという議論が必要かと思ひます。

さらに、これはエネルギーとして、負担の状況を見ますと、現在の日本とアメリカのエネルギーに対する課税の問題でいきますと、現在の状況はアメリカは六分の一くらいの課税の率でございします。今回もしクリントン大統領の提案が、そのまま実行されるかどうかというのはこれから紆余曲折があるわけですが、さしたることも、また日本のエネルギーに対する課税から見ますと、二・三分の一くらいではないかという推察もございします。

したがって、これが本当の意味での環境税そのものになるかどうか、それから、アメリカが今までおこなっていたものを今追いついてくる過程にあるのではないかと考え方を持っておるわけでもございします。簡単にございしますけれども……。

○金子(一)委員 この炭素税もしくは環境税の議論というのは、お話がございましたように全世界共通の議論であると思ひますし、また、我が国も現状では国民のコンセンサスというのはとても得られないという状況ではない、そういう時期が来たときにまた改めて議論をさせていただきたいと思ひます。

もう一つ、原子力の話なのであります。

これについて、昨日、先輩の江田委員からもお話が出てまいりました。赤松書記長の最近の御発言で、既存の原子力発電所の更新について新規建設を認めるという御発言、まあ更新を認められる。今までの議論で原発に一〇〇%安全はない。危険である、こういう非常に情緒的な取り上げ方をされてきた。私は時々これは言っているのですけれども、ちょっと余談ですが、明治維新の直後、これは文明開化のときでありましたけれども、そのときのエピソードで、当時庶民は火打ち石を使っていた。ところが、外国人がマッチを普及させようと申し込んできた。その外国人はマッチの

ことをフアアと言ったのです。そうしましたら、通訳が非常に御丁寧にフアアのものと、つまり火事のもの、マッチは火事のものだ、こう訳しちゃったものですから庶民はびっくりしちやいまして、そんな江戸の花のようになるものを使えるかというのでマッチが全然普及されないうで庶民は依然火打ち石を使つたと、こういうエピソードがあるのです。言葉というのには生きているんだらうな。ですから、原発に安全はない、危険であるというふうにおおられていきますとそれ自身が言葉として生き続ける。そういう意味で赤松発言について、昨日大臣も、政治家として将来を見据えた勇気ある発言という評価をされました。また江田委員も、自由闊達な国民の議論としては非常にいい発言であるという評価をされていたことに對して、私も非常に意を強くしたところでありました。

ただ、需給見通しで、一九九〇年の需給見通し、原発、二〇〇〇年には五千五百万キロワット、二年前の需給見通しでは立てられているわけですが、現実には建設され、稼動されて、稼動が見込まれているもの、これを見ますと、稼動四十一基、二〇〇〇年までに稼動してくるのを含めて四千六百万キロワットということが見込まれているようにです。そうしますと、どうも原発換算でいきますと百万トントクラスが四基ないし五基ぐらい、二年前につくられた計画に比べておくられているのか、そうすると、その分需給見通しが、ちょっとエネルギー全体として不足してくるのか、その分、では化石で賄うのか、こういう話になってくるのかと思うのですが、ちょっとそれを、簡単に結構でありますので、お願いいたします。

○黒田政府委員 御指摘のとおり、二〇〇〇年度の目標は五千五百万キロワット、現在までに運転中、建設中、それから着工準備中の原子力発電所は、合わせて四千六百万キロワットということでございまして、このまま推移いたしますと、おっしゃるように四百五十万キロワット強不足するという

形になります。(金子(一)委員「その分は」と呼ぶ)その分は、したがって、もちろんこれは、そのときの需要がどういふレベルかということにならうかと思ひますが、ほかの電源ということでございまして、化石燃料なりあるいは水力なりといったほかの電源で賄われることにならうかというふうな考える次第でございします。

○金子(一)委員 冒頭に申し上げましたように、とにかく七三年直後はともかくとしまして、いわば石油というエネルギーがいた。野球に例えますとエースがいたもので、余りそう心配ない。大体そのエースに任せておけば試合は勝つたという状況が続いてきたのだと思うのですけれども、どうも今の環境問題、それから先ほど冒頭にいたいただきました北海油田はともかく危ない。東南アジアを中心として後進国もこれから七倍のスピードで使ってくる——一・九倍だったですから、それから、ソ連もこういう状況ですから、当然ソ連の供給量というのでも相当に低下してくる、そういうような問題。それから、環境問題というのでいけばエースがちょっとひじが痛くなってきた、こういう状況かという気もしているのですけれども、一方で原子力も大変大型新人、これは中継ぎなのか完投型なのか議論が分かれるかと思ひますけれども、原子力を監督が起用しようとする、やはりスタンドからやじも飛んでくる。ちょっとチェルノブイリでは大暴投もやらしてしまつたのか、こんなことだと思ひますけれども、これ、大型新人を育てないといけない。

一方、ほかの新人です、有力ないわば新エネルギーと言われるものについて、太陽熱関係、地熱関係、幾つかあるかと思うのですが、これも簡単に結構でございします。どんな開発状況なのか、どの程度でめどがつくのか。この中に長嶋一茂の程度ですかね、教えてください。松井選手。

○黒田政府委員 電源の供給構成の将来見通しに関する御質問でございしますけれども、先ほど申し上げましたように諸要請を考えますと、やはりできるだけ非化石燃料のウェイトをふやしていくと

いうのが大きな方向になるわけでもございまして、そういう観点から申し上げますと、今金子委員おっしゃいましたように、原子力を中継ぎとおっしゃったわけではございますが、既に我が国の発電の二七、八%を占めているわけでもございまして、立派なエースになっていると、ますますその重要性は高まっていくものと私も認識している次第でございします。

ほかの非化石燃料の供給源の問題でございしますが、御承知のように、水力、地熱あるいは新エネルギーといったようなところがあるわけでもございします。水力につきましては、なおいろいろ一生懸命開発促進努力を行っておりますけれども、これは非常に小さくなっていく、もう開発の余力は小さい。地熱も一生懸命やっておりますけれども、これもそれほど大きな供給力はない。それから、新エネルギーにつきましては、技術開発あるいは実用化に向けての努力というのを一生懸命やっているわけでもございしますけれども、どうしても当面は経済性の面でまだまだ相当劣るということ、あるいは量的な規模あるいは自然条件に左右されるといったようないろいろな問題もあるわけでもございまして、引き続き努力はいたしますけれども、ウエイトをいましては、どうしても原子力に期待していかざるを得ないというのが実態ではなからうかと思ひます。この次第でございします。

○金子(一)委員 原子力の昨日の議論に戻りますけれども、そういうことで江田委員だけではなくてほかの方からも、同僚議員からも学校教育をやる、そして、学校でこういう原子力というものを現場に行つて見てもらおうよというふうな御提案があつたと私は理解しているのですけれども、そういうことでこれからは安全は安全、もちろん講じていかなければなりませんけれども、育てていっていただきたいと思ひます。

さて、エネルギーの、今回の法案の中でいろいろ省エネルギーを進めている、そういう中で産業、民生、運輸、これはいろいろ法案で盛り込まれておりますけれども、結構大変だ、産業部門は

エネルギー消費全体で五二%を占める。これの部分のエネルギーの消費、このまま伸びると大変だからと、何%エネルギー削減で削減しよう、こういう御努力をされていますけれども、これはきのう局長がGNP原単位、生産の原単位で直しますと三六%、七三年から進んできたのとは同じ程度をこれからもやるのだというお話がきのうあったのですけれども、その実績があつたじやないかとおっしゃられたのですけれども、産業部門はかならずうきんをぎゅつと絞つてこられた。鉄鋼で言えばもう一トン当たりのエネルギー単価、二〇%削減させてしまった。自動車の鋼材使用量も三割削減させてしまった。新幹線の新型車両、あの重さも六四年に比べて七割にしました。橋梁関係もそうなんです。東京タワー、あれは四千トン鉄鋼を使っていますけれども、今の技術でいけば三千トンでできてしまう、そういうことでもなりました。一方、これからさらに頑張つていこうということになりますと、一方で環境として大変な障害ができてきているだろう。

ある会社のボランタリープランというのを、ちよつとお話を伺つてみたのですけれども、今まで夏の冷房を十分入れていない。作業環境を改善していかないと人手不足で大変だ、作業環境の改善。それから、やはり省力化投資をしなければいけない、ロボットを入れなければいけない。ところが、ロボット一台一千万するのですけれども、従来は二交代でやりましたから、いわば二人分の効果があつた。ところが、これは、今は昼間の一交代といふか昼間だけ、そうすると、今まで省力化投資、大概ロボットを入れますと二人分の効果があつたのですけれども、今一人分になってしまつています。それから、当然千八百時間のいわば労働短縮という問題、そういう中でも、しかし頑張らなければいけないということで、毎年一%ずつ原単位、生産原単位を減らしていこう、十年で一〇%、そのための省エネ投資をどの程度やらなければいけないか、試算してみたら十年間は全部試算できないけれども、当面三年間計画してみま

したら、全体の設備投資の四〇%の省力化をやつてようやく原単位での年一%の低減ができそう。これは全体の設備投資をやつて四割も省エネ投資をやらなければいけない。これは大変だ。そういう中で、拝見しますと、今回いろいろ施策を講じていただいているのですけれども、既存設備の廃棄をどうしてもどこかで進めていきませんと省エネという意味での効果はなかなか上がつてこないよう。だから、今いろいろ施策を挙げていただいているのですけれども、課題として、特別損失というものをどこかで検討していただかなければいけないのではないかと。ぜひやつてほしい。低利融資、なかなか安い金利が出ておりません。これもいいのですけれども、そういう特別損失が必要だ。

それからもう一つ、これは別の会社なのですけれども、今度はコジェネレーションというのを一つのポイントに、つまり、個々の設備、機械から、全体として面的に省エネシステムを進めようという今回の方向だと思つてののですけれども、ところがある会社の場合、都市ガス地域とLPG地域と同じ工場の中で二つに分かれてしまつていて。そうすると、LNGとLPG、これは容量が違つてくるのですからコジェネレーションをやろうかと思つてもなかなかやれない。これは、こういうところがなかなか難しい。ですから、今回、全体の省エネをやる努力を阻害する要因を排除する仕組みの整備もつたておられるわけですから、こういう点も検討していただければ、きょうお答えいただくのは難しいと思つております。それもお願ひを申し上げたいと思つております。それからもう一つ、フロン問題なのですが、これも大変なのです。今までフロン設備というのは五・五メートルぐらいの、五メートル強ぐらいのスペースで済んだのですけれども、フロンをやめまして水系の洗浄装置でやりますと長さが六十メートル要るわけ。六十メートルかかりますと今までのスペースでは足りませんから、全然別のところにレイアウトする。そうすると、部品を買つて、六十メートルのところまで、新たなところまで洗いにします。それを元に戻して、それからまた加工したり組み立てたりするということで、大変行つたり来たりが出てくる。洗浄時間も、今フロンでやりますと一分、水で洗いますと十倍の十分強かかるといったようなことで、なかなか大変だ。ただ問題は、フロンを使つてゐるのは、ユーザの七割がどうも大企業みたいですね。ところがもつと問題なのが、いわゆるトリエタンで洗つてゐるもの。これは逆に大体七割が中小企業で使われている。ある靴の下請メーカーなのですけれども、工場が下町で、住宅街に密着してゐる。さつきも申し上げましたように、水系の洗浄装置はスペースが非常にかかりますので洗えない、使えない。今までだったら本場に狭いところで済んだのですけれども、そういうスペースがとれない。ではアルコール系にかえようかと思つたら、消防法でだめだと言われてしまふ。これは困つたねという話がありましたし、それからもう一つは、水で洗つたし、水には表面張力があつたのですから非常に細かいところ、例えば針の穴みたいなところは表面張力が邪魔してしまつて洗えない。仮にそこを洗つたとしても、それを乾かさなければいけない。乾かしているうちにさびてしまふということが出てくる。もう一つは、水で洗いますと、結局洗い流した後の水質汚濁の問題、これは防止装置をつけなければいけない。だから、トリエタンで切りかえると、そういうような設備の問題、スペースの問題と同時に、最後の公害防止の、水質汚染の設備までやらなければいけないので、本場に大変だね。しかも、水で使いますと当然電力消費も大きくなりますから、トリエタンをやめてしまつて電力を使つと、これが本場に地球に優しいという話になるのかねと言つて、中小企業の皆さんからいろいろ出てくる。こういう問題がフロンに絡んでトリエタンについても、トリエタンの方がかえつて大変だろう。

しかも、もう一言言わせていただきますと、これはたしか九五年までにやめるのですね。そうだったですね。そうすると、この三年間で全部需要を切りかえなければいけない。三年間で需要を切りかえまふと、全体でどのくらい需要があるかという、まだよくわかつていないらしいのですけれども八万台から十万台切りかえなければいけない。ところが、これをつくつてゐる業者が全国で七十社あるのだのですけれども、年間の供給力というのが今のところは全体で一万台ぐらゐいかならない。そうすると、八万台、十万台というものが本場に九五年までにちゃんと達成できるのだろうか。こういう切りかえの問題というのも出てきそう。

そういう問題があるのですから、産業界全体のぎゅつと絞る話、そういうフロンの話、こういう問題、通産省いろいろ取り組んでおられると思ひますけれども、これも簡単に結構でありますから、一言コメントがありましたらお願いをいたします。

○堤(富)政府委員 お答え申し上げます。実際の状況、現場の状況を踏まえて御質問でございますので、我々も大変勉強になりました。今回の支援法の支援措置というのは、我々もそういう御苦労を想定しながら大変レベルの高い支援措置にしておるわけでございまして。利子補給をするということも実は大変なことではございまして、設備を導入する際の税額控除もなかなかこれは一般的には広く認められてゐる制度ではございませぬけれども、そういう支援のレベルとしては大変高いものをお願いしておりますのも実はそういう背景を理解してのことではございまして。

今お話のありましたそれぞれの業種の御苦労、その需給関係、あるいは設備の需給関係等につきましても、実際の運用の段階ではぜひ十分配慮してやらせていただきたいと思つておる次第でございます。

○金子(一)委員 ぜひそういうような点に御配慮いただきなから、当然やつていただいていると思

いますけれども、さらに進めたいだきたいと思っております。

また、もう一つ、民生用ですとか運輸部門、これは民生用なんですけれども、どんな需要がふえてきてしまっているし、多分これからは、女性の社会進出ですとかお年寄りがふえるということ、さらにふえる。こういう中で今度の中では、特定機器の中に、原単位どのくらいかかりますよ、例えばクーラーなどおやりいただくようでありまして、クーラーは一体どういう表示になっているのかと思つて私、電気屋さんに行きましていろいろパンフレットを見てきたのです。

そうしましたら、八畳用十五万円、消費電力八百ワット。一時間当たり幾らというのがちょっと書いてないのです。なかなかわかりにくいのですが、私も初めて勉強したのですけれども、八百ワット消費電力、二十四円で計算しますと一時間十九円、大体そんなものでいいのしょう。これはずつとつけ放しにしておくと値段がまた下がっていきまして多少は下がるのでしようけれども、一時間十九円といふと、ああそんなに高くないかな。いや、そうなんです、あんなに高くないわね。これは月間に直しますと、一日十時間つけてくると四、五千円かかってしまふ。四、五千円かかってしまふと結構高いのだからなと思ふのですけれども、時間当たりだとそう高いと感じないみたいなんです。米の例がそうですね。米というと通産大臣も専門でありますけれども、主婦の皆さん十キロ単位で買ふ。十キロで五千円とか六千円という米高いわねと言ふんですけれども、あれ、ちょっとかみ砕いて、じゃお茶わん一杯幾らとこやりますと二十円か二十五円換算になるんですよ。で、一日一杯、今都会の方でいざ二杯くらいきり食ひませんから、そうすると主食の米五十円。五十円という、まあ主食でもって五十円というところ高くはないわね、だけれども全体として、確かに米屋さんで十キロ五千円、六千円というところ高いわねと言ふんですけれども、そんなことで表示つけて

もう単位当たりでこれを見比べるとそう高いなという感じがやっぱりしない、そうですよ。六十三以降にたまたまだつと今電力、価格据え置きだつたですよ。そういう状況ですから、なかなかそう高いと感じない。ちなみに冷蔵庫は幾らかと私ちょっとまた調べてみましたら、月間で八百四十円になつてゐるんですよ、月八百四十円。余り高くない。案外これも安いんですよ。

そういうことで、さらに豊かな生活を実現しよう、こういうことですから、こういうやり方は一部屋ごとにクーラーつけましようみたいなことをこれはなかなか言えないんだらうな。しかも七三年以降の省エネ、このところ非常に燃料効率というのものが上がつてゐる。エアコンは七三年一〇〇とするとうちは五七くらい、冷蔵庫も三分の一くらいになつちやうてゐる、こういう話なんですよ。そういうことになりまして、今電力が非常に安い中、しかも豊かな生活を目指すと言つてゐるものですか、なかなかそれを我慢しろと言つたつて長続きはしないんだらうな。ですから、こういうような状況の中で民生用、住宅関係、ビル関係も、いわば新しいものについてはいろいろ規制かけていこうというわけですから、既存のものは必ずしもまだ全部が厳しい規制がかつてゐるわけじゃありませんから、これは案外なかなか難しいかな。

運輸部門もいろいろ輸送機器、自動車ですとか燃費効率というのを向上させようという御努力をされてゐると思ふんですけれども、運輸部門、どうなんでしょうね、やはりこれは省エネを考へる上でのいろいろ御提案されたもの以外に、全体の運輸効率を向上させる仕組みというのはやっぱり全体としてつくつていかないと、単に輸送機器単体の燃費効率を向上させるということだけじゃなくて、それを実現する社会の構造というのをこれはつくつていかなくちゃいけないんじゃないかな。特に、よく言われますのが渋滞と炭酸ガスの関係。今、都内の平均速度、皆さん時速十八キロで走つてゐる。これをあたたつた七キロ速

く走れるようにする。まあ二十五キロですけれども、七キロ速く走れるようにしていけば炭酸ガスは二割排出量が減つてくる、二〇％。大きいですよ。もうさっきの産業界をきくつと絞るよりもそういうような速度を上げてくるというのは大変大きな要素かな。

もう一つ、積載効率というものでありまして、今、都内の小型貨物、あれ、積載効率、昭和四十五年が三割、つまり三台に一台は空で走つてゐた。ところが、もう最近ほとんどほとんどそれが進んじやいまして、平成二年ですけれども、積載効率、都内を走つてゐる小型の貨物車ですけれども、これは一八％に落つてつちやうた。ということとは、逆に言えば、要するに都内を走つてゐる小型車は五台に一台だけ荷物を積んでゐる、あと四台は空車で走つてゐる、こういう話でありまして、そうするとその四台は都内平均速度時速十八キロメートルですから、CO₂もえらいまき散らしてつちやうと走つてゐる。こういう状況というのはやっぱりつくり変えていく。そのためにこれはただ東京、大阪ですとか、例えば大臣の地元金沢、小松、こういう大型普通貨物、これで積載量七割積んでゐる。

あと長距離で、じゃ鉄道と自動車とが有利かみたいな議論も既に行われておりますけれども、長距離になりますとトラック、鉄道と余り効率は変わらない。例えば、一キロメートルトンを運ぶのにどのくらいのエネルギー、キロカロリーが要りますかという、長距離の場合にはトラックで百三十キロカロリー、鉄道ですと百二十キロカロリー、こんな状況のようでありまして、トラック、それから人の問題もありますけれども、そういうような空港、駅、港、そういうもののアクセスみたいなものを含めて、そして東京だけじゃなくて地方都市も含めたいわば流通基盤整備みたいなものをつくつていく。こういう建設省のモータリミックスですとか運輸省もモータリシフトという、いろんなあれもありますけれども、

も、そういう社会資本整備というものの、それから流通、都内に入ってくる前にいわゆる物流基地をつくつて、そして小口に仕分けして都内の先ほどの積載量を減らしていくといったような、こういう長期的な課題というのに取り組んでいきたいと思います。民生用、運輸用というの、大変なかなか難しいのかな。いろいろ御質問もあるんですけれども、その中で通産省も物流についていろいろお取り組みになつてゐるとお伺いしてゐるんですが、簡単に結構でありますのでちょっとお願いいたします。

○堤（富）政府委員 先生の御質問大変広範な御質問でございますが、確かに炭酸ガス、地球温暖化問題を考へていきますと、我々の文明がいかにあるべきかという非常に大きな議論になるわけでございまして。ただ日本の今の状況を見ますと、一人当たり二・五六トンの炭酸ガス排出量でございまして、これはアメリカの五トンとかカナダの五トンあるいはドイツの三トンなどと比べますとかなり効率の高い社会であるわけでございまして、確かに今の御指摘のように幾つかのむだがあるけれども、そういうものをどう直していくかということも考へつつも、また現在の日本の状況は非常にトップレベルにあるということも御認識いただければと思つております。

一方で、この炭酸ガス問題というのは今は二〇〇〇年において一九九〇年と同じにするという安定化の問題というふうにとらえておりますが、実は世界の問題で考へていきましたとこれは大変な問題でございまして。今ざつと計算しましたと世界じゆうで百三十億トンくらいの炭酸ガスが出ておりますが、ほうつておきますと百年後にはこれが三百四十五億トンくらいになるといふ、三倍くらいになるわけでございます。学者はどうしろというふうに言つてゐるかという、これを約五十億トンに減らしてほしいということを言つてゐるわけでございます。地球温暖化の二〇〇〇年安

定化というのはある意味で一里塚でございまして、将来百年後を考えますとこれを八分の一くらいにしなければいけないという非常に厳しいこととでございします。そういう意味では日本の社会をどうするかという問題に加えて、我々も地球再生計画という名前を出しておりますけれども、この将来五十億トンにする社会というのはどうしたらいいかということもあわせて頭の中で考えなければいけないと思っております。そういう意味では日本が省エネあるいは炭酸ガスの最低の量で最高の成長ができるということの模範例をつくらなきゃいかぬと思っておりますし、その技術を世界に広めていくということも非常に重要なことではないかと思っております。

その中の一つとして御質問ありました流通問題につきましては、確かに物流という問題はソフト、ハードの両面から問題がございまして、積載量の低下というのはいわば発注形態というソフトの面からもアプローチをしなければいけないという問題もございます。一方で、現在あります都内に大型車が走っているという状況を少しでも減らすためには中間基地で積みかえをして小口で配送するというような形に直すことも一つの物流合理化ではないかということでございまして、今回の国会におきましてぜひ流通合理化の問題につきましても通産省としては御提案をしてみたいと思っている次第でございます。

○金子(二)委員　大臣、一つお願いを申し上げます。

七三年オイルショックを契機としました。こういう石油価格の高騰というのはいわば非常に単純明快、わかりやすい、価格機構を通じてそしてそういう省エネ、代替エネルギーというのが進んできたと思っております。

ただ、冒頭に申し上げましたように、今のよう
な状況の中で、これは一生懸命取り組んでいただ
いていすけれども、啓蒙という言葉、残念なが
ら少々死語になりにかけてきている。そういう中
で、今お話しただきましたように、地球環境問

題、炭酸ガスといったような問題、ですから、いわばこれからやろうとしている省エネというのは前回とは大分異質の省エネ、異質のものであらうななと思っております。ただ、そういう意味で地球環境問題というところでも何となく精神面のものもの強調されて、必ずしも国民の中に切迫感があると思わない、なかなか難しい面があるだろう。それゆえに市場原理とか市場任せでなかなか解決できない問題もあるのだろう。

こういう議論をしますと、評論家の中には、もう環境の保全ですとか資源の節約のために欲しいものを辛抱するのじゃなくて、快適なエアコン空間からもう外に出て暑い夏に汗をかくこと、これを誇りに思うような、そういう客観的な、充足する社会をつくっていいやというような評論家ですとか、また、ぜいたくは格好が悪いという、昔ヒッピーいたでしょう、ヒッピーはあらゆる文明を拒否していつて、あれは昔は格好よく映った、そういう美意識に訴えよう、そういう社会をつくらうといったような、そういう評論家も、考え方もあります。しかしながら、我々政治家としては、それ、さあ、そうだねということも必ずしも言えない。そういうことで、本法律の確実な実行というものを当然強力に進めていかなければいけないと思っております。そういうことで、二十一世紀に向けてのエネルギーの将来展望とあわせまして大臣の御所見をお伺いさせていただきたいと思ひます。

ちよつとその前にも一言だけ。リサイクルの關係で、これはきのうもう随分議論が出たのですけれども、リサイクルというのも、もうどうも市場に任せておけばひとりだけで進んでいくというものではない。例えば一つの例を申し上げるのですけれども、家電の発泡スチロールの回収、大型テレビ、冷蔵庫、今あれの回収状況は、販売店から小売店に持つていく、そのときに発泡スチロールを回収すればいいのですけれども、ところが、通産省はそれいいよねと言っているのですけれども、厚生省が、その発泡スチロールを回収してい

こうすると、それは産業廃棄物処理の処理業者の許可が必要だということではなかなか回収がみずからやれない。小売店に持っていったところが、発泡スチロールそのまま引き取って持ってこれない。そういうことで、結果としてまたその業者が回収している、空車が走り回っている、こういうところでは両省間で話し合っていただいたいの。

またスチール缶、これはかなりうまくいっているのですけれども、スチール缶についても、選別、回収、そして缶をつぶす、その処理するところまでは、これはあくまでもごみだというのが厚生省の所管だよ。それで、ごみから処理をされて、それから今度は電炉メーカーなり鉄くずのところに持っていく、ここは通産省の所管だよ。両方がうまく話し合っているいろいろやっていたいでいるのですけれども、需給のバランスが今のようにな崩れてしまうと、厚生省と通産省とがせつかくうまく役割分担を果たしていただいても、結果としてどうもちょっと最近とまつてしまっているみたいなところがあります。

そういうことで、いわばそういう規制緩和の問題、社会資本の整備といったような長期的な課題、そういうものも含めまして、通産省のみならず政府全体として、七三年のときと違った新しいエネルギー対策、省エネ対策というものに取り組んでいかなければならないと思っておりますのでございますけれども、最後に大臣の御所見をお伺いさせていただきますと思っております。

○森國務大臣　金子さんの大變御勉強ぶりを今約五十五分にわたって拝聴させていただきました。これはエネルギー庁も、それから通産省立地公害局も大變教えていただいたことが多かつたなと思っております。そういう金子さんに私からお答えをするということはかえって御無礼かなと思っております。

ただ、オイルショックのお話が出ましたけれども、やはりその当時は確かに、ローマ・クラブな

どの資料などが出て、もうこれで本当に地球上にある資源というものが先細りしていく、将来どうなるのだろうか、そういう空気が出た、国民の中にもかなりそういうことに対する不安感も募ったのが、例の大阪を中心にした洗剤あるいはトイレットペーパー不足という考えられないようなことが起きてくる。つまり人間というのはいかに弱いものか、一つの情報によって右往左往してしまうということから、やはりエネルギーの安定的な供給というものは、これはもう政治家にとつて大変大事なテーマだということを改めて教えられたというふうに思っております。

先生にも御協力いただいておりますが、私は我が党の核融合推進議員連盟の会長というのをいたしております。土岐のところで大変お世話をいただきました。名古屋大学のプラ研だったと思いますが、見ましたら、もう町工場みたいなところでやっている。それが、先生の御尊父初め先生にも大変御理解をいただいて、今土岐で立派な研究所になっている。あるいは、昨年は筑波で、これは日本、アメリカ、EC、あるいはその当時のソビエトもそうでしたが、それぞればらばらにやっていることもやはりむだといましようか、そういうことで昨年四極でITERというのがスタートいたしました。あるいは、大阪大学でしたか、レーザー、少し影が薄くなったような感じもしますが、京都大学にはヘリオトロンというのがあつた。これはまさに私どもはわからないものものがある。これはまさに私どもはわからないものものがある。一体何だと言つと、もう一つ地球上に太陽つくるんですよというのが学者のわかりやすい説明だ。しかしそれはいつできるんだ、それさえできれば今いろいろな当面のエネルギーの問題が解決できますがということですが、学者といえどもあと何年先とは言いにくい、まさにそれこそ、赤松書記長のお話も出ておりましたが、三十年などというものではない。しかし科学技術が進歩していけばそれもまた人間によって意外に短い研究の推進開発が実ってくるような気も私はいたしますけれども、それにしてもやはり半世紀先ぐら

だらうなというのが常識だ。ということであるならば、やはりそれまでの間に安定的でしかもクリーンなエネルギーを何としても開発するというのは、これは日本だけではない、世界全体の問題だというふうに考えておかねばならぬと思えます。

そんな意味で、テニスが好きで金子さんだと思っておりますが、えらい野球が好きなようでありまして。やはり本格的なピッチャーがシーズン投げ切るといっても、これは甲子園の春の大会か夏の大会なら一人のエースで何とか投げ切れるかもしれないが、やはりプロ野球はシーズン通さなきゃならぬ。学生野球は学年進行で、大体三年、大学なら四年で卒業してしまふ、プロはそうはなかなかいかない。そういうことを考えますと、エース級のものはかなり育てておかねばならぬわけでありまして、そういう意味で、先ほどから黒田あるいは堤而政府委員がいろいろお答えを申し上げておること、また先生から御指摘ありましたことが、やはりこれからいろいろな意味での本格的な投手を幾つも育てていく、そのためのエネルギーの需給構造の改革、これもまた抜本的なエネルギー対策を講じていくということであろうと考えております。

御指摘ございましたように、産業、民生、運輸のあらゆる分野においてエネルギーの有効利用の徹底を図っていく、第二に、廃熱等の最大限の活用を図るための地域における省エネルギー型のエネルギー供給システムの構築を促進する、第三に、原子力、新エネルギー開発の導入の推進を図る、これらのことが重要であろうと考えておりますし、また、エネルギーの需給構造の改革をやることは、我が国のことだけではなくて世界にとっても重要なことだというふうに先ほど申し上げましたが、進んだ省エネルギー、新エネルギー技術の海外への普及に努めるということもやはり地球レベルにおける日本の国際貢献の大きな役割だというふうに考えております。

いろいろな意味でございましては御指導をたくさん

いただきましたが、……(金子)「規制緩和」と呼ぶ「規制緩和、これについては後で事務当局から少しお答えをいたしまして、私は総論申し上げておきますが、なお、長島は余り当てになりませんので、やはり松井を育てることが大事だというふうに思います。

あと細かなことは……。

○金子(一)委員 以上で終わります。

○井上委員長 川端達夫君。

まず初めに、日本は全体にかかわるといいますか、国全体の問題として、エネルギー関連でございますので、エネルギーがなければ国民は生活できないという中で、いろいろな方面から通産省もその主管として御努力をいただいていることは重々承知しておりますが、その中で、とりわけ省エネルギーということについて、総括的にまずお尋ねをしたいと思います。

今回もその省エネルギーの観点、そしてエネルギー確保という観点から、非常に大きな枠組みの中で対策を講じられようとするのは大きく評価をするところでございますが、エネルギー消費を見ますと、平成三年度で産業部門が五二%、民生部門が二五%、運輸部門が二三%というふうに言われておりまして、民生部門の中で家庭用が一三%、業務用が一%と分かれるというところで、私たちが個人的に実際の生活をするといういわゆる家庭消費ということに我が国の総エネルギーの一三%を消費しているというのは大変大きな数値だということをご検討を考えた上で、家庭用の省エネルギーということに関して、果たして政府としてはどのような観点で今まで取り組んでおられたのかというふうなことをお尋ねをしたいと思います。

家庭用のエネルギーの消費というのが一番そのエポックメイキングであったのが、いわゆる第一次オイルショック、第二次オイルショックだったというふうに思うのですが、こういう第一次オイルショック、第二次オイルショックという節目を

経ながら、家庭用のエネルギー消費というのはどのような変遷をたどってきたのかということをお尋ねしたい。

それから、そのことに對して、いわゆるみんなが省エネを心がけようとかそういうふうなかけ声というふうな運動ではなくて、家庭に省エネルギーを促進、定着させるということについてどのような施策をとってこられたのかということについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○黒田政府委員 家庭部門のエネルギー消費あるいは省エネルギーについての御質問でございます。

まず、家庭部門のエネルギー消費は、一次オイルショック以降第二次石油危機前後の一時期を除きまして比較的堅調な伸びで推移をしておりますわけでございますが、全体の最終エネルギー消費がオイルショックの七三年度から最近時点の統計でございます九一年度までの十八年間に占ましまして、全体が年率一・二%の伸びであるのに比べまして、家庭部門のエネルギー消費は年率平均三・五%と相対的に高い伸びを示しているのが現状でございます。

この堅調な伸びの要因といたしましては、核家族化の進展などによりまして世帯数が増加してきている、エネルギーを消費する単位がふえてきているということ、それから、家電機器の普及率の向上あるいは大型化などによりまして、世帯当たりのエネルギー消費の原単位が上昇してきているということが挙げられるかと思うわけでございます。

今、対策としてかけ声だけではなく何をしてきたのかということでございますけれども、私ども一般家庭の省エネを推進するために、従来から国民各層への広報活動、啓蒙活動に取り組んできたところがございますが、このほか今回この改正をお願いしております省エネ法の現行法に基づきまして、例えば住宅の断熱化の推進のための基準を策定いたしました、これに對して住宅金融公庫からの低利融資を実施するといった住宅面での対

応、あるいは先ほど御議論ございましたけれども、省エネ法に基づきます特定機器ということでも、家電製品のうちの冷蔵庫のエアコンあるいは電気冷蔵庫につきまして、そのエネルギー消費の効率を改善するための基準を策定する、それを守ってもらうというふうな機器面での対応を行ってございましてございまして。また、この特定機器の家電製品につきましては、エネルギー消費効率の表示についての製造業者に対する義務づけなども行っておりまして、消費者の方々の選択のための情報の提供をいたしているところでございます。

また、このほか財団法人の省エネルギーセンターにおきまして、優秀な省エネルギー機器の表彰事業を実施する等によりまして、やはり消費者に對する情報提供、選択の際の重要な基礎資料を提供をいたしている等の各種施策を実施してきていましてございまして。

○川端委員 例えば第二次オイルショックのときでも、これは一番きついオイルショックだったと思うのですが、家庭用のエネルギー消費は確かにそのとき少し減ったのです。しかし、全エネルギー消費の中に家庭用消費エネルギーが占める割合はむしろ減少した。要するに、あれだけオイルショックで大変だということになっても、全国的なエネルギー消費は減ったけれども、家庭用も減ったけれども比率としてはむしろ大きくなった、差が拡大したということは、家庭用というのはなかなか減らすのが難しい。今いろいろお話しいただいた部分で、非常に多岐にわたってきめ細かくやっていただいているのは承知をしております。ただ、例えば電気製品の省エネタイプをつくるのかということ、むしろ産業界の指導の範疇に入るのではないのか。そういう部分では、啓蒙というのでも、最近環境問題だ、地球を守ろうというのが非常に議論されて世論としても大きくなっているというのに比べれば、省エネももっとやろうという、具体的にこういうことをやりましょうというふうなことも含めて、政府のその姿というのは見えに

技術論ということをお話の中で触れたいので、非常に興味がありましたので、ちょっと御説明を簡単にさせていただけたらありがたいと思うんですが。

○堀(富)政府委員 先ほど申し上げましたように、発展途上国に対する公害環境技術の移転に関してはいろいろ問題がございます。その中で特に大変になりますのは、日本の公害技術というのは世界でも最も厳しい基準をつくり、その基準に適合し、しかも、非常に競争の激しい社会の中で磨き上げた技術でございますので、これそのものをそっくり発展途上国に移すとなると非常にお金もかかるし、一方でメンテナンスの費用もたくさんかかるというようにございまして、発展途上国の現状を考えると、そういうものではなくて、中間技術論というのがございまして、発展途上国の発展段階に合ったもの、そういう技術を出すべきではないかということでございまして、具体的に申し上げますと、例えば脱硫装置につきましては、日本のような一基当たり八十億円もするものを出していくということではなくて、むしろ効率は三分の二ぐらいになってもかまわないけれども値段が半分、しかもメンテナンスが非常に簡単であるというようなものを出すことによって、先ほどの認識を高めた人たちにそれが使ってもらえるようになる、なりやすいということ、我々としてはそういう中間技術あるいは適切技術という言い方もいたしますが、そういうものを発展途上国に対する技術移転の中で我々としては考えていくべきではないかというふうに考えている次第であります。

○委員長退席、安田(範)委員長代理着席
○川端委員 私、先ほどの問題点の指摘と今の局長の中間技術論、非常にいい考え方だろう、お金の問題、それからメンテナンスの問題、それからこれはいわゆる知的所有権の問題に關してもかなり出しやすいということ、こういう形でいろいろ転換を図るということが現実には一番いいかなというふうな気がいたしております。そういうことも含めて、いろんな知恵を出す中で、途上国含めての環境問題というの、あるいはエネルギー問題、日本がインシアチブをとっていくべき立場だということに思っています。そういう部分で、これは一省庁だけにかかわらず、日本政府としてのそういう強力なリーダーシップというものが問われるわけですし、そういうことに關して一番中心の通産省の大臣という意味で、通産大臣の御所見を簡単に伺いをさせていただきますかと思っております。

○森國務大臣 先ほどから川端さんのいろんな御意見を伺いまして、金子先生同様、大変この問題に對しまして、一方でエネルギーの需要供給というに對し取り組まなきゃならぬし、一方に對してはそれに対する省エネ、さらには地球全体からいえば環境問題、絶えずそのことを念頭に置いた施策を進めていかなきゃならぬということに改めて痛感いたしました次第でございます。

我が国は、昭和四十年代以降、産業公害問題やエネルギー問題を經濟發展を達成しつつ克服してきた経験を持しております。我が国は、こうした経験と高度な技術力や經濟力を生かして、人類共通の課題である地球環境問題の解決に向けて、みずから率先して一層の省エネルギー推進やエネルギー・環境技術の開発に取り組むとともに、発展途上国に対する技術移転等により地球環境の保全に努めるということは、國際貢献の観点からも極めて重要であると認識をいたしております。

このような観点から、我が国といたしまして、エネルギー・環境技術の開発とその發展途上国等への移転によって、長期的かつ地球規模での經濟發展と環境保全の両立を目指すべく、そのための具体的なプログラムでございまして地球再生計画についてサミットの場において提唱してきているわけでございます。我が国といたしまして、環境・エネルギー対策先進国として、かけがえのない地球を将来の世代に引き継ぐため、今後とも

エネルギー・環境分野における國際的な貢獻に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

なお、先ほど川端さんから、一般消費者に對して省エネを、一方で通商産業省としては産業の發展もやっていかなきゃならぬ、一番いいことは、何もしないで昔のように農耕民族のように生きているのが本當が一番いいのかもしれないけれども、しかし、こうした便利な世の中に我々は生まれ、そして子供たちにも君らの時代はもうそんな時代ではないんだというの、やはり大人としての責任を回避することになる。同じように、やはり外国においてもそうございまして、これから中進国、發展途上国がやはり利便性あるいは豊かさを求めてきて、私たちがアメリカのように、あるいはイギリスやフランスのようにと求めている同じような子供たちの時代から考えて、今度はそうした国々に対して、地球環境やエネルギーから考えたらおまえらもうそんなことするな、便利で生きているのは欧米先進国や日本だけではないんだよということではありやうな問題ではないかということであるとすれば、そういう意味では、世界のそれぞれのこれから發展していく国々に対して、我々が苦しいんだこと、我々が体験したことを適切に指導していく、指導という言葉は少し口幅つたいかもしれないけれども、協力をしていくということは私は極めて大事なことでありと思っております。

一方においては、やはり科学技術が進んでいますから、最近では珍しくなくなりましたけれども、最近ホテルでは、ドアのかぎをドアをあけたところにご置きますと、部屋じゅうのテレビも電気もみんなつきますと、部屋を出るとき、そのかぎを持っていってしましますと、部屋じゅうの電気が全部消えるわけですから、ホテルの物づく省エネになっているわけですね。これが仮に将来家庭にも、川端さんが宿舎を出たらもう全部消えてしまし、部屋も人がいなくなれば——最近、警備保障の話などを聞いてみますと、だれもいな

いはずのところに入っている、その人体でプザーが鳴るといいますか、そういうふうに行きながら猫がいたらどうなるのかということ、この辺が大変難しい問題だということに安全保障の警備会社では言っておりましたけれども、どんなふういう意味では省エネに對する科学技術も進んでいく、いろいろな体験の中から人間は新たなものを創造していく、そういうことに對して通産省としてもやはり積極的に取り組み指導していくということが大変大事かと思っております。

○川端委員 大臣、大変御丁寧なありがとうございました。

大臣と一緒に去年ドイツのホテルへ泊りましたときに、ホテルのタオルがいったい洗面所へ置いてあります。その横に立て札がありまして、できる限りこのタオルを使わないでほしい、少しづつ使わずに一つにまとめて使ってほしい、なぜならば、このタオルを洗うためにどれだけの洗剤が必要、どれだけの水が汚れるかということを考えてほしいと書いてあります。そういう部分でのいわゆるむだをなくすということは、大変まな心がけていたんだということに思っています。ありがとうございます。

それでは、エネルギー需給構造高度化のための關係法律の整備に關する法律ということの中身に對して少しお尋ねしたいと思っております。

エネルギー需要が各方面で、大型利用者特に企業の大規模利用などが大変な省エネルギーを努力していただいているにもかかわらず、需要自体は伸びている、そして供給側では、原子力発電等が實際的には非常に厳しい環境の中で、建設というものが遅々として進まない、こういう状況にあるわけですね。

いわゆる省エネルギー法第三条で、平成二年六

月に策定された長期エネルギー需給見通し等を勘案して、エネルギーの使用の合理化に関する基本指針を策定する、こういうふうになっているわけですが、この長期エネルギー需給見通しというものをみますと、今から七年後の二〇〇〇年で、太陽光発電、水素エネルギー、バイオエネルギー等の新エネルギーによるエネルギー供給が原油換算で一千七百四十万キロリットル、ちなみに一九八九年実績で六百五十万キロリットル、二倍、三倍近くふやそう、原子力利用による供給が五千五十万キロワット、一九九二年九月現在稼働中のもの四十二基、三千三百四十万キロワット、建設中のもの十二基、一千二百二十万キロワットというふうになっているわけです。

二〇〇〇年というのは間もなくの話であります。そのときに、現在のエネルギー需要供給の見通しの中で新エネルギーの見通し、それから原子力発電による需給の見通しという部分で、これは見通しということですから、こういうことになりそう、だからエネルギーの需給の計画をこれからつくろうというこのベースになっている数字であります、この見通しのエネルギー供給が可能と考へておられるのかどうか、まずお尋ねしたい。

○黒田政府委員 御指摘の長期エネルギー需給見通しに基づきます新エネルギー等あるいは原子力について供給の見通しでございますが、まず、新エネルギー等につきましては、現状は、数字で申し上げますと大体六百五十万キロというところでございますけれども、現状では残念ながら、まだその供給力の内訳といたしましては、廃熱とか廃材とか、あるいはいわゆる太陽熱を利用した温水機、あるいはソーラーシステムというのが主体でございます。もちろん、これらにつきましては今後伸びを期待しているわけでございますけれども、今後の問題といたしましては、この委員会でも累次御議論ございます、いわゆる自然エネルギーであります太陽光発電であるとか、あるいは風力であるとかいったような新エネルギー、まさ

にこれはクリーンなエネルギーでございます、エネルギーの安定供給の確保、あるいは地球環境保全の観点から、極めて有効なエネルギーとして期待されているものでございます。

ただ、一般的に、この自然エネルギー、自然条件に左右されるわけでございますし、また、現時点ではコストが割高であるといったような問題もあるわけでございます。そんなことから、例えば太陽光発電につきましては、私も、サンシャイン計画などに基づきまして従来から技術開発を非常に推進してきているところでございまして、太陽電池の変換効率の向上であるとか、あるいはコストダウン等のために、昭和四十九年以降、およそ八百五十億円の予算を技術開発等に投入をいたしてきているわけでございます。先ほど申し上げましたように現時点ではまだ割高ではございますけれども、やはりそろそろ実用化への素地をつくつていかなければならないということで、今年度から、太陽電池につきましても、実際の公共施設等に配備してそのフィードバックを実施するという観点から、補助金制度も設けてその推進を図ろうといたしているところでございまして、また、こういった予算については、来年度大幅な増額を要求しているところでございますが、さらに

来年度におきましては、この公共施設等での実証試験と同時に、住宅につきましても太陽電池を導入をいたしまして、実際の住宅での実証を行うための予算も要求をいたしているところでございます。

そういうことで、私も、まだ経済的に割高である等のいろいろな問題もあるわけでございますけれども、二〇〇〇年の見通しを目指して、いろいろな技術開発あるいは導入促進に最大限の努力をしようと思っております。努力の成果、今後まだ七、八年あるわけでございますけれども、二〇〇〇年だけではなく、これは将来にわたる問題でありますので、今後とも、この目標を達成するように最大限の努力をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

また、原子力につきましては、二〇〇〇年の目標が五千五十万キロワットということで、現在のところ、運転している発電所、あるいは建設中のもの、建設準備中のものを合わせますと、四千六百万キロワットぐらいてございまして、四百万キロワット強、単純にいいますと、今のところの状況では不足しているということでございます。原子力の場合にはかなりリードタイムが長いわけがありますので、実際問題としてこの二〇〇〇年の目標というのは非常に難しくなっているのは現実でございますけれども、ただ一方で、最近、昨年の八月でしたか、久方ぶりに、電力会社の方で新しい原子力発電所の地点としていろいろ考えている中で、青森県の東通におきまして中核の漁業協同組合と補償協定がまとまったというふうな面も加えまして、私も従来からいろいろの支援策も講じてきているところでございまして、こういった面も加えていきながら、この五千五十万キロワットの目標の実現に向けて最大限の努力をしようと思っております。

○川端委員 いろいろ新エネルギーの開発に関して本当にきめ細かく努力をしておられることは重々承知をしております、御努力いただいていることを評価もしたいというふうに思います。ただ、現実には原発の今の建設中のものを含めて四千五百万から四千六百万キロワット、果たしてそれ以降、あと二〇〇〇年までで実働に入る部分で五千五十万キロワットになるのかなと言われれば、原子力発電の関係者に聞けば、それは極端に言えませんが不可能な数字であるというのが常識だと思っております。あるいは新エネルギーの問題でも、いわゆる新エネルギー、そういう廃熱とかではなくてというものは、これは大変な数字であります。そう簡単に実現できると思えない。これに努力をすることはもちろん非常に大事なことで、逆に言えば、

これに全精力を注入しなければいけないという現状にあるわけです。という意味では、この長期エネルギー需給見通しというものは正しくないのではないかと。長期エネルギー需給期待値とか目標値、目標かなともちよつと思つ。目標というのは達成できる目標でなければいけないですが、そういう意味で、その需給見通しをベースにして、基本方針でエネルギーの使用の合理化のために努力義務を利用者に義務づけるというふうないろいろなことをやるというこの枠組み自体は、何か一番のベースを、どこかアイの上に乗っているような感じ、いま一つ迫力に欠けるような感じが非常にいたします。そういう部分で、これはそういうものではないということであれば、省エネをしなければいけないということ自体はもう当然のことだからということではないのですが、この需給見通し自体は、この法案だけではなくて、いわゆる政府の見通しですから、いろいろなところにこの数字自体がひとり歩きをしていくということになっているわけですので、そういう部分ではもう工夫、表現、中身を含めて見直されるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

〔安田(範)委員長代理退席、委員長着席〕
○黒田政府委員 確かに、現実の動きをよく踏まえて考えていかなければならないことは当然でございますけれども、ただ、今川端委員おっしゃいましたように、これは見通しというのか、政策努力の目標というのか、私どもとしてはやはり政策努力の目標といった意味でとらえているわけでございますけれども、そういうことで、多少の数字を入れかえるというよりはむしろこの方向でぎりぎりの努力をしようと思つて、それがやはり第一ではないかと思つておる次第でございます。

○川端委員 誤解を受けないようにだけはひとつ御注意をいただきたいと思います。

現在の省エネ法の十八条、二十条で、現在特定機器に指定されている自動車には、性能、つまり燃費について性能の向上に関する判断基準を定め

る旨の規定がございます。これは当該自動車製造する事業者のすべての生産台数についてそれを重量別に区分し、それぞれに基準となるべき十五モードでの燃費を定めているというふうになっているわけですが、最近この基準が改正になりました。ただ、この自動車のいわゆる燃費効率というのですか、基準を通過省でお決めになっているわけですが、これが、例えばこの車種の車、この車種の車という決め方ではなくて、何キロから何キロの重量の車という決め方をされているというふうにも伺っています。ごく最近に、一月二十七日にこの基準値が更新をされたようでありすが、すぐでありますのでこの目標値ということに對してのクリア度というのはまだまだ低いと思うのですが、現時点でこの新たな基準をクリアしているものというのは、大体何%ぐらいもう既にクリアしているのかということをお聞かせをいたしたい。

○黒田政府委員 御指摘のとおり、この自動車の燃費効率の基準につきましては重量区分で、結果的には各自動車メーカーにおきまして、国内向けに出荷するガソリン乗用自動車の車両重量区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した燃料消費効率率とその区分に掲げられた数字を下回らないようにするというところで基準を定めているわけがございします。したがって、その全貌はまだわからないわけがございします。私も自動車メーカーにヒアリングをいたしているところでは、現在の乗用車の車種ベースでいえば、メーカーによつていろいろ違いますけれども、全体の二、三割程度の車種で改正後の基準を達成しているのではないかと、いうふうに承知をいたしているわけがございします。

○川端委員 ことしの一月二十七日で改定される直前というのは当然ながら一〇〇%その基準をクリアされたということ、かなり、七%から一%ぐらい基準を上げたのが新たに出来た。その部分も、このクリア自体も自動車会社自身の非常な努力があったと思うのですが、新しい基準を

つくって一月二十七日に出して既に二、三割は達成をしているということで、これからいろいろ、なかなかだんだん難しくなってくるのでしようが、技術開発が進んでいくと思うのですが、この基準は平成十二年度中に達成すればいいということと理解をしてよろしいのかどうか。

そして、十二年というところから先の話ですね。一月に改定されて二、三割達成で、私は技術的なことは詳しくわかりませんが、基準を約一割ぐら上げたもので既にクリアしているのが二、三割あるというときに、十二年までということだと大分暇があるなという感じがするのですが、これは途中でもっと頑張つてやってくださいというふうな、何か前倒しみたいなこともあり得るのかどうかということもお尋ねをしたい。

○黒田政府委員 まず、この基準を達成する難しさでございしますけれども、全体の平均といたしましては、現在の車種構成を考えますと、八・五%ぐらゐの改善を目指しているわけがございします。このために、自動車メーカーにおきましては、他方で安全の要請というのもあるわけがございします。したがって、今後いろいろ安全対策によつて例えば重量がふえていくといったような面もあるわけ、そういったものも加味した、プラスとマイナスを加味した車体設計を見直していく必要があるわけがございします。やり方によつていろいろあるかと思いますが、希薄燃焼エンジンとか超高張力鋼板などの新技術とか、あるいは新材料を導入していくとかいうのを考えていかなければならない、あるいはいわゆるNOx規制の対策等、今後の環境規制対策と燃費とのトレードオフの関係があるわけがございします。その辺も解決していかなければならないといったいろいろな技術的な課題があるわけがございします。既に一部の車種が、その単体をとれば基準をクリアしているからその全販売車の加重平均で本基準に適合するというのは、これはなかなか難しい問題でございします。さばりながら、この現下の要請を踏まえてこういったお願いをいたしているわけが

ございします。

それから自動車の生産の実態と申しますか、ガソリン乗用車の場合、大体四年ぐらゐでモデルチェンジをいたしていくわけがございします。これは、今の自動車は黙っていても直らないわけがございまして、やはりモデルチェンジを機にこの燃費の改善を図っていくというのが実態でございします。したがって、四年程度のモデルチェンジのサイクルがどこで来るかという問題もあるわけがございします。厳密に言いますと平成十二年度まで、あと七、八年ということがございまして、四年程度のモデルチェンジを考えますと一回ないし二回ということになるわけがございします。したがって、今クリアしてなくて、かつモデルチェンジがかなり先にあるものにつきましては一回でやらなければいかぬというようなケースも出てくるわけがございまして、そういった実態。しかも全車種が一回でクリアするというのはなかなか難しいものです。それから、そういうことで二〇〇〇年までの目標として基準値を掲げているわけがございします。

ただ、メーカーの車種構成によつてもいろいろ違つてくるかと思ひます。あるメーカーは、例えばこの分類で、かつ今申し上げましたようなモデルチェンジも比較的早く来て、平成十二年まで待たなくてもこの加重平均した目標が達成しているか達成していないかがわかつてくるようなケースも場合によつてはあろうかと思ひます。そういう場合には、当然いろいろな報告と申しますか、そういった指導はいたしてまいりたい、こういうふうにしてまいります。

○川端委員 よくわかりました。ただ、そういう中でいろいろ工夫もされているというところで、例えば自動車のカタログを見ますと、主要諸元一覧表というのを見ますと、ぱっと黄色で線を引いてあるのですね、そこから見えるかどうか知りませんが、この燃費のところだけひときわ目立つようにこのカタログが書いてある。これはなぜかなと思つていろいろ調べてみたら、

ちゃんと法律に書いてあるということで、「二一

一に規定する表示事項の表示は、その乗用自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、二一ホに掲げる事項は、アンダーラインを引く、活字を大きくし、文字の色を異なる等特に目立つ方法を用いて表示すること。」と細かく書いてあるということで、確かにあげたらずぐに目につく。これは非常にいいことをやっておられる。ただこの基準自体が、先ほど冒頭言いましたように重量別に書いてあるということと同時に、ですからこれを見たときに、車種別ではないわけですから、これとの対比がよく見ないとよくわからないというところが一つ、自動車メーカーも総力を挙げてこういうことを努力しておられて、この一月であれは全部達成した、今また努力をしているんだというときに、例えばこの車の燃費は八・五とか書いてありますけれども、これが運輸省の、わざわざ「燃費(運輸省審査値)」とまで色づけて書いてあるわけですが、運輸省のこの基準値というのを載せばこれはクリアしている車だとか、もう少しだとか、そういうことで、政府の姿勢もメーカーの努力も、これを見る消費者に対して、こういうことでおの努力しているし、省エネの車なんだということが、あるいは省エネというのを意識しなければいけないということとつながっていくのではないかと、いうことで、政府の示した基準燃費もこういうところにあわせて表示するということも私は大事なことでないかなというふうに思つております。これはお答えというよりも一度また御検討をお願いしたいと思います。

それから、この燃費に關していいますと、おの、重量別のランクでいいますと、区分の一が八百二十七・五キロ未満のものが燃費でいうと七・三%向上、千五百十五・五キロ未満が八・三%、千五百十五・五キロ以上の乗用車が一一%というふうに大きい車の方が燃費の改善率が高い目標設定になっている。これは、省エネという観点から見てもむだであれば余り大きい車に乗らな

い方がいいという部分でも、それから実際に燃費が低いということでもっともな設定だとは思いますが、今国際的な、特に日米間の部分で自動車問題というのも非常に大きな、アメ車の輸入というのが問題になっているときに、向こうから見れば、何か向こうは大きい車がほとんどですから、そういうときに、日本の基準値が今度改定になったら、何か大きい車がどかんと厳しくなったというふうなねらい撃ちをされたみたいな誤解を受けるということがあつたら、また困つたことだないというふうに思います。このことについては何かアメリカサイドとのヒアリングとか感触とかいふのはどのような認識あるいは調査をされたのか、参考のために聞かせたいと思います。

○黒田政府委員 今回の燃費基準の改正に際しましては、国内で非常に、学識経験者あるいは輸入業界の代表等にも入っていただきまして、一年半ばかり検討を重ねた上、それを参考にして決めたものでございまして、同時に今川端委員から御指摘のような、国際的な問題もあるわけにございまして、具体的にはガットのスタンダードコードに基づきまして所要の手続で関係各国の意見提出の機会を求めたところでございますが、米国のもとより外国からの御意見というのはございませんでした。そういうことで、ガット・スタンダードコードに基づきます所要の手続はとつていくところでございます。

また、今回の法律の改正案におきまして、この燃費基準、特定自動車に限らず、特定機器の性能向上の目標の基準にしましては現行法でも勧告ができることになっているわけにございますけれども、この勧告の対象も少し限定していこうというふうな考へていられるわけにございまして、そういう面も含めまして、要するに生産量あるいは輸入量のウェートの少ないところというのは勧告の対象から除外することも、今回の改正法案では考へていられるところでございますので、この面から国際的に問題が生じることはないものというふうな考へていられるところでございます。

○川端委員 まだこの法案、いろいろお伺いしたいことがたくさんあるのですが、時間がほとんどなくなつてしまつたので、次に、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案について、基本的なことだけお尋ねをしたいと思ひます。

資源のリサイクルということなんですが、いわゆるリサイクル法案ということで、本委員会でも資源のリサイクルの検討を先般いたしました。そういう中で、政府挙げて資源の有効利用、リサイクルということに取り組んでいられるわけにありますが、十一月二十七日の報道を見ましたら、「分別回収費が「ゴミ」になる」「東北六県 空き瓶結局埋め立て処理へ」ということで、いわゆる分別回収を自治体が行つて、空き瓶を集めたところ、それが、いわゆる瓶の原料メーカーが受け取りを拒否したということ、せっかく家庭が協力して分別回収した瓶をまた結局のところごみ捨て場に捨てて行つた。回収に自治体はいろいろ何百万円を使つて、お金を使つて助成をして集めて、さあ引き取ろうと思つたら、引き取れずに捨ててしまつたというふうな報道もありました。

あるいは、少し前ですが、平成四年十月の報道では、神奈川県で主婦グループが、要するに瓶回収を今更ですつとやつてきたけれども、業者に受け取つてもらえないということ、やめてしまつたというふうな報道もありました。非常にこの記事自体の見出しとかは、「分別回収費が「ゴミ」になる」というふうなちよつとセンセーショナルな書き方でありまして、要するにリサイクル法等々、いろいろな運動の中で瓶はいっぱい集まつた、ところが、需給バランスが崩れて瓶の値段が下がつてしまつた、だから業者としてはそれを集めて運んでいく費用も出ないから受け取らないということ、集めた瓶が宙に浮く、こういうことなんですね。

こういうことが現実の一部で起き出している。古紙の問題もそうなんですが、結局、排出されて回収、再利用されるというふうな、リサイクルと

いうのはつながっているからリサイクルである。ところが、それが今一部で切れてしまつていふことになつていられるわけにです。

一昨年の三月六日の商工委員会で、私はこのリサイクル法に関連して、いわゆるリサイクルというサイクルの輪というのをきちつとつくるとういうときに、一カ所経済原理で動く部分を持つていふら、需給バランスとかいろいろな市況の変動によつて必ず切れることがある、だから、それをどうするかというのがこの問題の一番のポイントではないかというのを質問をいたしました。當時、立地公害局長は「経済原則だけにゆだねていたのでは十分成果が上げられない」というところから、この法律により強力に再生資源の利用を推進する「云々」ということを御答弁されました。つまり、経済原則だけに任せてはいけな部分がある」と御認識はされていられると思ひます。

ところが、実際やつていくと、こういう報道が出てくると、ああ、やはりかというところで難しいと同時に、これはおとしの三月の話ですから、もう少しいろいろな知恵はないのだろうかというふうな感じるわけにございまして、御認識と、こういうことに対する対応を今日までのように考へてこられたのか、お尋ねさせていただきます。

○高島（豊）政府委員 御指摘がございましたように、ガラスくず、いわゆるカレットあるいは古紙につきましましてはいずれもい形のサイクルが機能して、最終的に再資源化が進むということが基本であるわけにございまして。したがつて、今申し上げました三つのそれぞれにおいて合理的な行動が行われ、また必要な施策の厚みをつけていくことが基本であらうかと思ひます。

先ほど冒頭に御指摘がございましたガラス瓶の件でございましてけれども、リサイクル法に基づきまして非常に再資源化が進んできておりますが、平成三年で五一・六％、カレット全体の利用率が上がつていられるわけにございまして。平成元年から見ましても、四％も全体は上がつてきていられる

けでございまして、新聞記事との関連で申し上げますと、実はガラス瓶の中には色によつていろいろ利用の度合いが違つております。緑色とか黒色といったものは、いわゆる白色、茶色のものに比べまして瓶全体の生産量が少ないためになかなか困難な問題がございまして。したがつて、在庫を抱えて非常に困つていられるようなことも出てくるわけにございまして、これの一つの解決方法は、やはりカレットの処理がメーカー段階でうまくいくように、その設備等につきまして税制、財投でのいろいろな支援を厚くしていくことだと思ひますので、こういった支援策の強化を図つてきていられるところでございます。

また、さつき、白色とか茶色のものに比べて使いくいこういった緑色とか黒色のカレットにつきましましては、ガラス瓶以外の別の需要にこういうものが役立ちますように、例えば住宅の断熱材等でございますとかこういうものに活用されるように、いろいろな利用の促進の努力をしていられるわけにございまして。

また、古紙でございまして、さつき申し上げましたサイクルで申しますと、集めること、うまく回収すること、それからメーカーが技術開発をもとにいたしましてどんどん古紙の利用を上げていくこと、そして、それにも増して重要なのは、その再生紙を使おうという需要部門で意識も高まり、実効も上がつていくことであらうかと思ひます。したがつて、その回収とそれからメーカー段階での利用、そして最後の需要者のところ、それぞれにつきましまして、やはり支援策の厚みをつけていくことが重要でございまして。

まず、その回収のところにございましては、その回収業者に対して税制、金融面での優遇措置も講じておりますし、あるいは回収した者が持つて行きます卸売段階でも各種の税制、金融上の措置が必要であらうかと思ひます。さらには、古紙を置いておきますとこれまたコストがかかりまして、そのための低利融資制度につきましても新たに設けたところでございまして。そして、最後の利

用者が、最終需要者がもっと再資源に対して認識を深めていただくためにいろいろ国民運動につながらるような啓蒙普及活動に力を入れているところでございます。

○川端委員　まだいろいろ聞きたいことはたくさんあったのですが、時間が来てしまいました。

このサイクルの問題というのは、今局長がおっしゃったような観点がもちろん非常に大きく効いているわけですが、まだまだほかにも当局としてもやっていただきたいこと、それから省庁、通産省だけではなくて、何か仄聞いたしますと、瓶の問題であれば、カレット、ガラスのくずは通産省だけではなく、酒瓶は大蔵省で、いろいろな食料品の瓶は農水省とか、何か変な話で、本当に資源を再利用しようという観点でやるとなれば、縄張りみたいな話はなしで議論をして対策を講じていただかなければいけない問題も時々聞くようなことがございます。

またの機会に質問をさせていただくことにして、終わりにしたいと思います。

○井上委員長　鈴木久君。

○鈴木(久)委員　大臣が予算委員会の関係でまだこちらへ来ておりませんので、冒頭、法案全体の問題で大臣に質問をしようと思いましたが、先ほどの質問から質問をして、締めくくりに大臣の方から答弁をいただくようにしたいと思います。

まず、法案の中身からお尋ねをしたいと存じますけれども、今回の法案の中身は、省エネを推進する、そのために、一つはエネルギーをたくさん使用する事業所等に対して合理化目標計画を出させて、それをきっちり行政がチェックをする、さらにはリサイクル等その他ではいろいろな支援策を通じて省エネを推進する、こういうスタイルの法律になっていると思います。

そこで、実は議論を何度かされてきておりますけれども、これまでの省エネ法がつくられて今日まで進められてきました。先日の質問だったかも知

りませんが、最終需要者がもっと再資源に対して認識を深めていただくためにいろいろ国民運動につながらるような啓蒙普及活動に力を入れているところでございます。

またの機会に質問をさせていただくことにして、終わりにしたいと思います。

○井上委員長　鈴木久君。

○鈴木(久)委員　大臣が予算委員会の関係でまだこちらへ来ておりませんので、冒頭、法案全体の問題で大臣に質問をしようと思いましたが、先ほどの質問から質問をして、締めくくりに大臣の方から答弁をいただくようにしたいと思います。

しれませんけれども、この法律の段階では、特定事業所を指定していわゆる省エネの判断基準をつくって、それを指導、勧告するというスタイルだったのです。これが、法律を執行する立場の通産省としては、勧告や指導というのは一度も行ってこなかった、行われなかったというのがこの間の議論の中で明らかになってまいりました。それはどうしてなのかということをお伺いすると同時に、今度の法律ではさらに一層、合理化計画を提出させて、不十分な場合には公表、命令までする、こういうことになりました。そうすると、前よりはずっと厳しい法律になると思うのです。それで、この間省エネ法でほとんど行政指導的なものやっていたものを、今度はこの新しい法律になったらそういうものが十分に行われるのかどうか、特に十分なチェック体制が図られるのかどうか、この辺のところをまずお尋ねしたい。

特に、旧法でやらなかったのが今度改めて新法でできる体制も含めて十分にあるのかということ、を多少私は疑問に思っているものだから、あくまでも、ただ目標として法律がそういうことを企業や何かにやらないよという、精神訓話的に法律が存在するのではなくて、今度の法律はもう少し行政が、そういう判断基準を下回るような、あるいは合理化計画を著しく損なうような企業があれば厳しくする、こういう精神だろうと思うのです。そういう体制も含めて十分にありませんか。

○黒田政府委員　省エネ法の指定工場等につきましては現在の規制のこれまでの状況でございますけれども、御指摘のように、現行法に基づいて勧告を行ったという実例はございません。ただ一方で、指導助言という規定がございますけれども、私も、省エネ法に基づきます施策、特に工場、事業場につきましては判断基準の公表というのを行っていただくございますけれども、こういうものにつきましては、適宜、従来から業界団体等に対する説明会等を通じていろいろな指導をいたしてきているところでございます。

現行法のもとで勧告の実績がございませんのは、法制定後、エネルギーの使用の合理化のための投資が全般的に進んだために勧告の必要性が乏しかったことがあるわけですが、近年におきましては、効果の大きい対策の一巡という実態変化によりまして、種々の業種、業態にある各事業者が国がこういうことをするという具体的なことを勧告するという現行法のスキームよりは、むしろ各事業者が判断基準等に照らしまして、こういうプロセスを改善する、こういうシステムを改善するといったような自主的な取り組みをまず基本に置いた方がよいのではないかとということで合理化計画をつくっていただくようなシステムにいたしましたわけでございます。

これがまたどうしても、そうケースが多いとは全く思っておりませんけれども、自主的な合理化計画がつかれない場合であるとか、それが全体の中で、ほかの企業等、あるいは同業種に属する同じような状況にあるほかの企業等に比較したときに、全体の省エネ、エネルギー使用の合理化を阻害するような著しく不十分なものがある場合には、そういうことで合理化計画の変更なり、あるいは命令という強い手段を用意をいたしましたものでございます。

ただ、あくまでやはり一方で、支援法におきまして企業の自主的なエネルギー使用の合理化のための活動を税制あるいは金融等を含めまして支援しているということからもおわかりいただけますように、とにかく自主的な取り組みを基本に置いていることは私もここで申し上げられるわけでございまして、あくまで全体の努力の中にあつて自主性にゆだねては改善が期待されないような事業者が仮にあった場合にそういう強い手段にも行き得る体制にした、こういうことでございます。

○鈴木(久)委員　少し答弁を簡略にいただきましたと思うんです。質問通告いっぱいしてありますので、その辺はどうぞよろしくお願いします。

そこでこの法案で、いわゆるエネルギーの消費レベルで考えますと、産業レベルで消費している部分、運輸部門で消費している部分、あるいは家庭で消費している部分というふうなことで、産業レベルの話では、今度の法律である程度合理化目標を出させて判断基準をつくって努力をさせる、

そして、従わないものはそれなりに公表したりペナルティーをかける、こういうことでしょうか。

もう一つのエネルギー消費でいえば、二、三、四ある運輸部門がこの法の網にかぶさっていないというふうに見えていんだと思うんですが、きょう運輸省、お見えですね。運輸省は運輸省なりに独自にそれなりの省エネ努力をされていることは私も十分承知をいたしておりますし、日本の自動車やそういうもののエネルギーが大変効率よくなくていいことも十分承知をいたしております。しかし、運輸全般のエネルギー効率という問題を考えたときに、まだまだやらなきゃならないことがたくさんある。例えば、端的に言いますと空を飛んでいる飛行機の燃費、それから輸送に限ってても陸上を走っている自動車、それから鉄道のレールの上を走っているいわゆる鉄道の運輸コスト、エネルギー消費量、それから船、こういうふうな考えてみてまだまだ改善する余地があるというふうに思っています。

ですから、運輸省にお尋ねしたいのは、まず通常のそういう貨物を輸送する輸送手段、それぞれありますけれども、最もエネルギーでいえば省エネ効率が一番いいのは何かということですね。そして、最近どうも省エネをするという方針よりもむしろ、貨物自動車の場合、今二十トンくらいの線、それ以上の積載を認めてない、これを今度二十五トンにしよう、三十トンくらいまで認めようじゃないか、こういう方向へ一方でステップしようとしている。それは私から言えば、逆に大型の貨物はむしろレールの上で運んだ方がはるかにそれはエネルギーの消費のレベルからいってもいいはずですね。そういう問題について逆の方向を歩もうとしているんじゃないだろうかということも含めて実態をまず御報告いただきたいというふうに思っています。

○福本説明員 お答えいたします。

今、貨物部門におきます各輸送機関ごとのエネルギー効率といえますか、そういうことについて先生御質問だと伺いました。私どもの方で一トン

の貨物を一キロメートル運ぶのに消費いたしますエネルギー量というものを各輸送モードごとに試算をいたしましたものがございまして、いわゆるエネルギー原単位と称してございまして、それを見ますと、やはり先生御指摘のとおり鉄道が百十八キロカロリー、一トンの貨物を一キロ運びますのに必要なエネルギーが百十八キロカロリーだ。一方、海運が、ほぼ同様でございまして、百二十一キロカロリーというところで、鉄道と海運は大体同じくらいエネルギー効率がよいということでございます。一方、トラックでございまして、トラックもいろいろございまして、いわゆる私どもの青ナンバーといいますが営業用のトラックが六百二十キロカロリーというところでございまして、大体鉄道の五倍強エネルギーを消費しております。さらに、そういう意味で大変エネルギーを消費しておりますのは自家用のトラック、いわゆる白ナンバーのトラックでございまして、これが同じく二千十三キロカロリーということと鉄道の約十七倍のエネルギーをお使いになっておるということでございます。

○鈴木(久)委員 それで重ねてお尋ねしますが、燃費の改善のためにいろいろ努力されてきていますことは承知をしておりますけれども、日本の場合、燃費の基準が一九八五年に改定されたままだ。アメリカにはCAFEという法体系があつて、いわゆる貨物自動車当たりの燃費の効率その他の基準を定めているいろいろな方策をいたしております。日本の場合、これからそういう燃費の効率を改善するための方策というのは運輸省独自で何か今後の方針をお持ちでございましてか。

○福本説明員 お答えいたします。

今、車単体のエネルギー効率といえますか燃費という点について、今後の改善のめどといえますか目標といったようなものがあるのかという御質問かと思ひます。それにつきましては、今回の法律体系の中にもあるいは従前の省エネ法の中でもいわゆる燃費の判断基準というものを私どもと通産省さんと御一緒に検討していただいております。

ということとございまして、先生御指摘のとおり、ガソリン乗用車につきまして既に燃費が出ておりますし、今般、西暦二〇〇〇年を目標に八・五％程度の燃費の改善を図るといふ新しい判断基準というものがつくらせていただいたということとございまして。ということで、当面乗用車ということとございまして、今後はやはり、先生も御指摘のとおり、貨物自動車につきましても何らかの基準の策定というのに向けて取り組んでいきたいというぐあいに考えております。

ただ、一方で、これも環境問題、なかなか厳しゅうございまして、いわゆるNOx新法に基づきまして、NOxもやはり減らしていかなければならないということで、ディーゼル乗用車からいわゆるガソリン乗用車への転換というそういう問題もございまして、そういうことになりましたと燃費は若干悪くなるといったような問題もございまして、なかなか難しい問題でございまして、一生懸命検討してまいりたいと思っております。

〔委員長退席、竹村委員長代理着席〕

○鈴木(久)委員 そこで、もう一度法案に戻つて、今度の法案で、いわゆる運輸部門のそういう問題についてどうして法的網をかぶせなかったのか。産業部門と家庭、リサイクル、そういう問題についてはある程度省エネ法で、さっき言ったようないろいろなことをやる。立法は運輸省でやっているからいいのだ、こういう考え方に基づいてこの省エネ法がつくられたのかどうか。もしそうだとすると、この省エネ問題というのはいよいよ後でちよつとお話ししますが、長期見通しの問題を含めて全体として相当の省エネをやる、そういうときに、やはりこのエネルギー全般の問題についてこの法案は作成すべきだったのじゃないだろうかというふうに私は思ふてならないのです。どうしてこういう形になっていったのか。あるいは、今後この法案をより省エネのために有効に働かせていく、そういう場合に、今運輸部門についてはほとんどチェックがかかっていないことについて、さらに法律の中で再検討していく

とかそういう方向はあるのかどうかも含めてちよつとお尋ねをしておきたいと思ひます。

○黒田政府委員 御指摘のように、運輸部門、ウエートはかなりあるわけでございまして、全体のエネルギーの大体四分の一ぐらいあるわけでございまして、その省エネルギーを進めていかなければならないこと、今運輸省からの御答弁にもあつたとおりでございまして。

省エネルギーというのは非常に、ある言葉の意味と申しますかあるいはやり方という面で申しますと、先ほど来も御議論がございましたように、例えば民生部門におきましても、単に機器だとか住宅の断熱材だけではなくて、ライフスタイルの変更の問題であるとか社会システムの変更であるとか、いろいろな問題を含んでいるわけでございまして。

運輸部門におきましても、今お話がございましたように、具体的な運輸手段である自動車という単体をとらえているわけでございまして、このほかに、今御議論がございましたようなモーダルシフトの問題であるとか、あるいは物流の効率化の問題であるとか渋滞の解消の問題であるとか、いろいろな問題を含んでいるかと思うわけでございまして、この法律の中では、具体的に、ある意味で科学的と申しますか合理的な手法によつて、そのもののエネルギーの使用を合理化していく、そういうものを対象に考えて、法律制度としてこの法律体系の中で考えているところとございまして。

ただ、現在の運輸部門でのエネルギー消費の八五・六％というのは自動車によるものでございまして、そういう意味におきましては運輸部門のエネルギーの大宗をつかまえている、機器としてはつかまえていないというふうに考えているところでございまして。

ただ、具体的には自動車の燃費の改善ということと、先ほど運輸省からも御説明ありましたように、当面は、一月の末にガソリン乗用車について燃費の基準というものを二〇〇〇年の目標を公表

いたしたわけでございますけれども、自動車と申しましてもまだガソリンのトラックあるいはディーゼル車というのがあるわけでございます。そういう方向への燃費基準の策定の範囲を拡大していくといった作業は今後も全力を挙げて努力してまいりたい、このように思っております。

ただ、先生おっしゃいましたように、モーダルシフトであるとか積載量の問題であるとか、いろいろな輸送部門についても省エネルギーの余地というのは大変大きいわけでございますし、また進めていかなければならない局面は多いと思うわけでございまして、こういう点につきましては、この法律とは別にと申しますか、実際の行政面で関係官庁、特に運輸省その他いろいろな協力しながら一層の施策の推進に努力してまいりたい、このように考えているところでございます。

〔竹村委員長代理退席、安田(範)委員長代理着席〕

○鈴木(久)委員 それは、運輸省とよくこの省エネ問題では連携をとって、法的な意味での措置はとれなかったけれども、今後省エネ政策の中で十分に対応していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

大臣が戻りましたので、ちょっと需給見通しを含めた基本的な部分で御ねをいたしたいと存じます。

今度の法案を提案する背景の中に、一つはいわゆる環境保全の問題、それからもちろん経済見通し、それからエネルギー、これは三位一体で考えていかなきゃいかぬということをおっしゃっております。同時に、この持続的可能な発展と言われることが大きなテーマになってまいりました。成長率は、今度のいわゆる需給見通しの問題でもGNPを三・五％に見ているということがありますね。いわゆる「生活大五か年計画」の中では、年平均三・一二％くらいというふうなことになるっております。

もう一つは、この経済成長が三・五％、これが本当に持続可能な発展にふさわしい成長なのかと

うかという問題も多少これからの大きな課題になってくるのではないかと思っております。というのは、地球規模でいっても経済発展の制約条件としては、もう通産省みずからが、環境とエネルギーはいわゆる制約条件になってきている。ですから、三位一体でうまくやらなきゃならないけれども、大変難しい課題だというふうに思っております。

もう一つ環境問題でいえば、二〇〇〇年以降、いわゆる国民一人当たりのCO₂の排出量を一九九〇年のレベルで安定化をさせようということでございますから、これは日本だけでなく地球レベルで考えますと大変な経済制約条件になってくるのじゃないだろうかと思っております。いろいろな資料を見ましても、これは本当に世界経済全体にとつては大変な制約条件になるというふうに私は思っております。

それで、まずお尋ねをしたいのは、GNPの三・五％、これがいわゆる持続的可能な発展という意味で、あるいは環境と経済成長とエネルギーが三位一体だというレベルで考えてみて、そういう成長が望まれるという意味ではいいのでしょうかけれども、エネルギー長期見通しの場合は実質的に向こう十年間こういう形に設定をしております。ですから、そういうことが可能なかどうかというところを、まずマクロ経済のレベルから御ねをしたい。

同時に、最終エネルギー消費の数字が出ております。私は、この数字はちょっと大きな目標としては、先ほど政策努力目標なんだ、こういう話を長官が答弁されておりましたけれども、どうもこの目標というのはどういうふうにしてはじかれたのかという、そのところを資料を含めて私は要求したいと思っております。いわゆる指標をどういうふうに置いたか、このところを我々この需給見通しの数字は見させていたでいていなければならない、そのはじいた数字、それはGNPだけじゃありません、これだけの数字をはじくためには、あらゆるレベルで経済問題も含めた指標を用いなければできないだろうと思うのです。今ここでその議

論をする気はありませんけれども、例えば石油の価格、為替レート、それから世界の貿易の問題、あるいは自動車の保有台数の問題等々、あるいは産業レベルでの国内の生産額の問題ないしは消費レベルの話も含めて全体的に絡まってくるものから、そういう指標というのは、恐らく主要な指標はちゃんと目標を二〇〇〇年なら二〇〇〇年に置いて立てられたのだ、こういうふうに思うのですけれども、それは私どもに提出していただけないかどうか。これは、きょうその問題で議論をする時間はありませんが、今後いずれ需給見通しの問題を考える場合にどうしても必要になってくる問題でございます。ですから、その指標の資料が私どもに提出していただけるかどうかを含めて御答弁をいただきたい。

○森岡務大臣 鈴木委員のせっかくの御質問でございましたのに、予算委員会から出席要求が出ておりましたので、大変順序等に御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げる次第です。

今御質問いただきました点、事務的な問題、資料等につきましては後ほど長官からお答えをさせていただきます。昨年六月に閣議決定をいたしましたいわゆる「生活大五か年計画」は、環境と調和した内需主導型の経済構造を定着させることを我が国の基本方針といたしておるところでございます。そういう中で、適切な政策運営のもとで、計画期間五か年の経済の姿として実質経済成長率を年平均三・五％程度と見込んでおります。

一方、エネルギー面におきましては、政府は、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応を目指すべくエネルギー需給見通しを示されているとおり、今後大幅な省エネルギーあるいは非化石エネルギーの導入の促進を図ることといたしております。

これらの経済成長、エネルギー需給見通しの達成は、いずれも我が国にとっては重要な政策課題でございます。当省といたしましては、経済成長、エネルギー、環境保全の三位一体の考え方のもとでエネルギーの需給構造の改革に全力を挙げ

る考えでございます。かかる対策が社会経済システムに十分に浸透すればこれらの目標はともに達成し得るものである、このように認識をいたしております。

○黒田政府委員 一九九〇年六月の総合エネルギー調査会の長期エネルギー需給見通しのいろいろなベースになる指標というお話でございますが、これにつきましては別途御相談をいたしまして、主要なものについて報告させていただきたいというふうに考えております。

ただ、考え方としては、このエネルギー対策を進めていく前提といたしまして、二〇〇〇年度の最終エネルギー消費を原油換算で三億九千九百五十万キロワット、二〇一〇年では四億四千四百五十万キロワットと見通しております。当時は一九八八年度というのが最新の実績データであったものですから、これを初めといたしまして、二〇〇〇年度までを年率一・六％、それから二〇〇〇年から二〇一〇年度までを一・二％の伸び率を想定いたしましたわけでございます。これは、いろいろ御指摘のようにデータに基づく積み上げをやっておりますわけでございますので、主要なものについて、御指摘を踏まえましてまた御相談をさせていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、マクロ的な問題といたしましては、経済については、一般的な考え方を申し上げれば、内需主導の経済運営のもとで引き続き堅調な経済成長率を維持するというところでございますが、長期的には次第に安定成長になっていくという前提を置いているわけでございます。

また、国際石油情勢につきましては、中長期的には発展途上国を中心に需要が非常に伸びていく一方で、OECD諸国における原油生産の減少が見込まれることを背景に、また中東依存度が高まっていくということを前提に、石油需給が逼迫化し原油の価格が上昇していくというIEAの一般的な見通しを前提といたしているところでございます。

いずれにいたしましても、定量的な問題につきましては別途御報告をさせていただきたい、このように考えております。

○鈴木(久)委員 ぜひこれは、きょうの議論だけではなくて、これからいわゆる大きな問題ですから、我々が議論する場合に一番大事なベースになるデータでございますので、ぜひお出しいただきたい。大臣、ぜひこれは、長官もそういうお話です。それから、我々もこれからの議論を進めるために必要な指標だ、こう考えておりますので、よろしくお願いを申し上げておきたいと思ひます。

それで、年度の省エネ法を推進をして、いろいろ努力をして、その結果としていわゆる数字が示されておりましたね、四億二千万から三千万キロリットルを三億九千万キロリットルくらいにレベルにいわゆる省エネをするということでございますね。これの数字は、差し引きしますと大体四千万キロリットルから五千万キロリットルくらいになるのですけれども、主にとの部門でこのくらの省エネ効果があるというふうに考えておられますか。それは大きなところで結構です、細かい数字は要りませんから、大体、産業分野、民生分野あるいは運輸分野、こういういろいろな分け方があると思ひますけれども、どの分野でどのくらい省エネをされるというふうに考えているか、まずそれをお答えください。

○黒田政府委員 私ども、今回の両法案を御提案するに先立ちまして、総合エネルギー調査会それから産業構造審議会等の合同会議でいろいろな現状分析あるいは施策の方向について御検討いただいたわけでございますが、この御議論の過程で試算によりまして、今後二〇〇〇年までに三千万キロリットル以上の省エネの余地があるのではないかとということが試算されておりました。部門別には、産業部門で千三百万キロリットル以上、民生部門で八百万キロリットル以上、運輸部門で九百万キロリットル以上、こういう数字が見込まれております。

○鈴木(久)委員 大臣にまたお尋ねしたいのです

けれども、そういう目標を立ててこれから一生懸命省エネ努力をする、こういう格好になろうと思ふのです。今まず、反省点をいえば、エネルギーはどちらかというと、使い捨てを含めて大量消費をしておたという反省の上から、こういう形に今地球全体でもなっておるわけだと思ひます。省エネを考える場合に、それはいろいろな方策があらうと思ひます。ですから、そこで、先ほど運輸部門はこの法案に税の網はかぶっていないというところで議論のやりとりをいたしましたけれども、産業部門で千三百万キロリットル、運輸部門で九百万、民生で八百万というお話でございました。まず、これを、このぐらゐの省エネ効果を上げるのに、どこに一番重点を置いて省エネをやっていくかということですね。

それは、もちろん消費の絶対量を抑制するということが一つあらうと思ふんですね。もう一つは、エネルギー効率を上げるという方法があると思ひます。あるいはリサイクルを推進するという方法があらうと思ひます。あるいはまた、新しいクリーンエネルギーを導入して、熱効率のいいものを導入していく等々、たくさんの方策があらうと思ひますけれども、環境問題も絡み、この省エネ法というのは大変難しい課題を抱えておるだけに、こういう形でどこを重点にこれだけの省エネ効果を上げるかということについてお尋ねをいたしたいと存じます。

○黒田政府委員 数字的な見通しでございますので、私の方からまずお答えをさせていただきます。

産業部門千三百万キロリットル以上の余地と申し上げたわけでございますけれども、これはまさに今回お願いをいたしております両法案の成果が主体になるわけでございます。具体的には、現行法でも決められております工場、事業場等についてのガイドラインを全面的に見直すことを運用の問題として検討いたしているところでございまして、この法施行に合わせてその見直しを実施し、基準を強化していきたいというふうに考えている

ところでございすけれども、これと同時に支援法の方では省エネルギー投資を中心に進めていたきたいというところで、いろいろな支援策も用意をいたしているところでございす。今後これは、二〇〇〇年と申しますと七、八年でございす。それから年度だけの予算ということではなく、今後ともその支援策の強化あるいは拡充を含めまして、私どもとしても大いにこれを支援していく努力をいたしたいと考えております。

また、この法律にはございせんけれども、中小企業などでは工業炉とかボイラーとかいうことで、非常に古い年代のものの効率の悪いものが多いが使われているのがまだ実態でございすけれども、こういったものにつきましては、予算措置によりましてリプレースを促進していくための利子補給などもバックアップ措置として用意をいたしているところでございす。

こうしたものを通じまして、産業部門における一層の省エネを進めてまいりたい。産業部門、果次御議論がございましてたけれども、日本の場合にはオイルショック以降相当省エネが進んできているわけでございまして、それ自体のレベルというのは、全部を平均いたしますと世界に冠たるものがあるかと思ひます。世界に冠たるもの、なお一層の省エネを支援してまいりたい、このように考えているわけでございす。

また、民生部門あるいは運輸部門、先ほど申し上げましたように一つ大きなのは個々の機器を通じてのエネルギー消費効率の向上ということでございます。

先ほど申し上げましたように、自動車についてはガソリン乗用車について基準を公表いたしているところとございすけれども、今後その対象範囲の拡大を含めまして、運輸部門のエネルギー使用の八五%を占めます自動車についてその向上を期してまいりたい、こういうふうに考えているわけであります。

また、民生部門につきましては、民生と申してありますけれども半分はいわゆる業務部門でござ

いまして、ビル、建築物につきましては今回の法律におきましても、一方で工場並みのと申しますか、工場に準ずるような建築物についての判断基準の遵守の指示とか公表という制度をお願いいたしているわけでございす。また支援法の方ではそういった大きな建築物についての省エネルギー機器の導入についてやはり支援をする制度を設けているわけでございす。そういった面でビルの省エネを徹底的に推進していきたいと考えているわけでございす。また、いわゆる家庭部門については電気製品等の性能の向上につき自動車と同様の措置を講じていきたい、こういうふうに考えているところでございす。

○鈴木(久)委員 そこで具体的に御尋ねいたします。

特にこれは特定の、電気事業にかかわることですけれども、ここでもかなりの石油やガス、そういったものを使って発電をして、それでエネルギーを供給している、かなりの消費をしているわけでございまして、この熱効率あるいはエネルギー効率を上げるということは省エネにとつて極めて大きな問題であらう、こういうふうに思っております。

そこで、例えばLNGをたいている発電、ここでは今ガスタービン、コンバインドサイクルなどが導入されてかなり熱効率が上がつてきております。あるいはまたリパワリングといつて、いわゆるこれまでの蒸気タービンにさらにガスタービンをつなぎ合わせて両方で発電をするというふうなこと、あるいはまた流動床ボイラーなどを使つて、これもまたガスタービンを組み合わせたというふうな方法等々、いわゆる熱効率を上げるための努力というのはかなりされていると思ひます。ただ、まだそれが全部進んでいるわけじゃありませんので、そこで、こうした熱効率を上げるための電力業界の努力というのは私どももそれなりにわかるわけでございすけれども、それをさらに一層推進をするということが大事だとすれば、この法律ではどういうふうに扱うか、私はよく承

知をいたしませんけれども、そういう効率化のための計画というのを一定程度出させてそれをチェックしていく、ないしはそれを推進していく、そういう方策を積極的にとるべきなのではないのか、そういうふうに思うのです。年度の合理化計画の範疇に入るのかどうか、私はよくわかりません。しかし、もし入らなくても、そういう問題については通産省としては積極的にやるべきである、私はこういうふうに思いますが、いかがでございませうか。

○黒田政府委員 御指摘のとおりでございまして、現在、火力発電所の発電効率三八、九%かと思えますけれども、今御指摘のように、例えばLNG火力発電所につきましてはいわゆるコンバインドサイクル発電方式、あるいは既存の発電所についてのリパリングというものは重要な課題であるというふうに認識しているわけですし、また、既にいろいろ、一部実用化に移されていることも御指摘のとおりでございまして、また石炭火力発電所につきましても、飛躍的な効率向上を目指しまして加圧流動床ボイラー複合発電方式等の技術開発あるいは実証を進めているところでござい

ます。こうした動きを踏まえまして、電気事業者、電力会社におきましても、いろいろな計画を持っているわけでもございまして、また、最近電力会社から発表されておりますポランタリープランの中におきましても、個々の発電所あるいは全体としての効率率の向上といったものを目標に掲げているケースがほとんどでございまして、電力会社においても自主的な取り組みがなされているところでございまして、熱効率の向上というのは非常に重要な問題でございまして、私もいたしまして、支援策をいろいろ融資の面、税制の面等で講じると同時に、この法律におきましても、今後工場等の判断基準の中でそういった問題も取り上げてまいりたい、こういうふうに考えているところでござい

○鈴木(久)委員 そこで、次に分散型エネルギー

の問題を中心に幾つかお尋ねしたいと思うので

す。これまで、どちらかといえば、日本の電力の関係でいえば、大規模集中立地型と言った方がいいでしょう。そういうレベルで大規模発電を行っている。しかし、今いろいろ言われている、あるいは新しいエネルギーの開発ということを考えてみると、コジェネ、燃料電池あるいは風力、新エネルギーでいえばヒートポンプを使ったりいろいろな熱供給事業あるいは太陽光発電等々、これからのいろいろな新しい分散型のクリーンエネルギーの開発というのが大事な時期を迎えていると思っております。そういう意味では私は、むしろ分散型元年と言ったらいくらかの状況に今来ているのだろうと思うのです。ですから、そういう点でこの活用を積極的にすべきだというふうに思います。

そこで具体的ににお尋ねしたいのは、太陽光発電についていろいろ推進をするのに系統連系は電力会社の方でオーケーを出した、しかしコジェネの場合はまだ系統連系について電力業界では了解をしないというふうなことがありますね。こういうものを推進していくのに大事なものは、余剰電力をいつでも系統連系をして電力に買ってもら

う、それも安定的に買ってもらいたいこと、ないしは足りないときには系統から供給してもら

件かなというくらいに私は思っているのです。前にも一度質問をしたことがありますけれども、例えば幕張の地域の状況を見ると、どうもそういう系統連系がうまくいかないための隘路がそこにある。象徴的にあらわれているような気がしてならないのです。

どうでしょう、これから皆さんが地域型、省エネ型エネルギー供給システムを今度は新しくつくってバックアップしようというときなのだから、まずコジェネの問題についてはつきりと今後の考え方についてお示しいただきたい。

○黒田政府委員 系統連系の技術的なガイドラインの問題でございまして、高圧の専用線と連系する場合等のガイドラインにつきましては既に整備を終えているところでござい

ます。現在、高電圧の一般配電線と逆潮流がある状態と連系する場合のガイドラインについて早急な整備を目指して鋭意作業中ではございます。例えば、新エネルギー、太陽光発電につきましても、実は平成五年度末を目指していたわけではござい

ますけれども、大幅に繰り上がりまして今年度末を目途に技術のガイドラインを作業中でござい

ます。今御指摘のいわゆるコジェネと申しますか、回転機型の発電設備に係るものにつきましては、鋭意作業中でございまして、ほぼ同時期を目途に作業をいたしているところでござい

ます。なお、このガイドラインができるまで、策定前におきましても、電力会社におきましては、系統との連系につきまして積極的に個別対応をする旨の公表をいたしているところでござい

ます。また、いすれにいたしましても、ガイドライン、ま

います。○鈴木(久)委員 ぜひそれは早急に実現をしていただいて、こうした分散型のエネルギーが系統と

うまく組み合わせたいだいて推進できるようにお願いしたい。

そういうことであるとすれば、皆さん方がこの法案で提案をしております地域省エネ型エネルギー供給システム、これは恐らくコジェネなどをそこに組み込んでその地域の熱供給事業や電気の供給事業というものをを行うことになるのだろうと思

うのです。その場合も余剰電力の購入の問題、売買の問題、系統連系を含めたそういうものが見込まれているのかどうかということが一つ。そして、もしそれが見込まれていないとすれば、この地域の省エネ型エネルギー供給システムというのは少し問題があるかな、こういうふうに私は思っ

ています。これは、先ほど幕張の話をしましたけれども、そういう地域レベルでこういうものをやる場合には、どうしても電力と熱と両方一緒に供給してや

らないとならない。それを熱は熱だ、電気は電気だということをやると、大変効率の悪いことになるのです。ですから、特にコジェネを利用する場

合には、両方どちらにしてもできるわけだから、電気もできるし熱供給もできるわけですから、そ

ういうことを地域省エネ型エネルギー供給システムというのは見込んでいらっしゃるのかどうか。そのイメージをちょっとお知らせいただきたい。

○黒田政府委員 省エネルギー型の地域エネルギー供給システムといたしましては、今おっしゃったような大規模なコジェネというのは一つの典型的な例になるかと思えますし、あるいはコンビナート等におきまして熱を多段階に利用する、いわゆるカスケード型の利用の、高温、中温、低温といったような、業種によっていろいろ使い方はございまして、そういったものを典型的な例として念頭に置いてあります。

ただ、今先生おっしゃいましたような、具体的に熱と電気がどういう組み合わせになっていくの

かということにつきましては、まだ具体的な案件が固まっているわけではございませんので、今後よく精査してまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木(久)委員 それと、民間会社で特に多量にエネルギーを使っているところ、法律で言う特定事業所にならうと思いますが、こういうところでは自家発電をやっているところがたくさんあると思うのです。この自家発電についても、今までの悩みは、自分たちで使うものだけ、系統との連系が十分にいかない、ないしは売電にしても難しい、こういういろいろなことがあって、余剰電力問題については悩みがあったような気がいたしております。

これは今後どういうふうにならうかというもののなかというところをお尋ねすると同時に、将来、今すぐとは言いません。後でごみ発電の話もちょっといたしますけれども、電気事業法との絡みで、分散型を推進する場合にいわれる特定供給の問題でいろいろぶつかってまいります。これを将来法改正を含めて考えておらないのかどうか。私はむしろ、この分散型のエネルギーを電力会社が導入する場合だったり、あるいはまた民間が導入する場合であっても、そこに踏み込んでいかないと、ならない時代が来るのではないかと、こんなふうには思っているのですが、いかがでございますか。

○黒田政府委員 電気事業法との関係につきましては、今先生御指摘のように特定供給との関係かと思うわけでございますけれども、この特定供給を無秩序に緩和していくということになりますと、一般電気事業者の合理的な事業運営に支障が出てくるわけでございます。具体的には、一般の需要家へのしわ寄せと申しますかコストアップと申しますか、そういったものが懸念されるわけでございますし、また特定供給を受ける需要家の保護といった問題もあるわけでございます。そういうことから、この法の運用におきましては、余剰電力を供給する事業者と使用者との間に特殊かつ密接な関係がある場合に限って例外的に認める

こととしたしているわけでございます。

ただしかし、他方で、今も議論になっておりますような余剰電力の問題もあるわけでございますし、そういったものの購入についてはやはり電力会社としても有効利用の観点からできるだけ活用していくということとはまた必要なことでございまして、そういうことから、昨年の四月以降、余剰電力の購入について電力会社におきましてもメニューを整備し、実際に購入を開始いたしましたところとございまして、そういう実態をよく見守って今後いろいろ考えていきたい、こういうふうには思っております。当面、直ちに電気事業法を改正する必要があるとは考えておりません。

○鈴木(久)委員 この議論はこれ以上やめます。ただ、分散型をどんどん推進できるような方向をきちんとせひ進めていたきたいということを強く要望しておきたいと私は思うのです。

もう一つ、我が党が今提案をいたしておりますごみ発電法の問題と絡んでお尋ねをしたいと思っております。

このごみ発電問題については、いわゆるごみの焼却余熱を有効利用して発電を行うという意味では、まさに省エネないしはエネルギーの有効利用にかなったものである、こういうふうには考えておる次第でございます。

そこで、まず、自治省おいでですね。自治省が二月十九日付で地域エネルギー事業推進に関する調査会の研究報告というのを出版されました。これを見ますと、文字どおり、このごみ発電を推進するためにスーパードーム発電、いわゆるガスタービンと連結してもっと効率のいい発電をやって、それを売電して上げた利益などを中心に、大体ごみの焼却場というのは地域では歓迎されない施設でもあるために、地域にもいろいろそういうもので還元をしようということを含めた大変さばらしい構想がこの調査会から出されてきております。今までも厚生省は、いわゆる自分たちの施設の中で使う部分の発電については補助金を出して

おりました。そして、自治省はこの間ごみ発電について起債を認めるようになりました。問題はやはりそこから先、幾つか隘路があるのですけれども、この指摘でも、第三セクターなどを含めて県やそういうところ、自治体でほとんどごみ発電をやっているところ、自治体でほとんどごみ発電をやっているところ、こういう指摘がなされていると思うのです。そこで、これを受けて今後の方策をどういうふうにするのかということをお尋ねすると同時に、ごみ発電というのは一体どのくらいの潜在能力、潜在的発電の可能性があるのかということを含めて御回答いただきたいと思っております。

○坂田説明員 お答えいたします。先般研究会の方で御報告をいただいたところでございますが、まず、ごみ発電、スーパードーム発電につきましては推進方策ということでございまして、自治省といたしまして、地方公共団体におきまして廃棄物の焼却廃熱を有効利用しなければいけないというところで、積極的に支援していきたいというところで平成四年度からごみ発電につきまして電気事業法の対象といたしているところでございまして、さらに、平成五年度に新たにスーパードーム発電、これは先ほどのリパワリングを利用したスーパードーム発電事業でございますが、これを電気事業法として地方措置を講じていくということで支援をさせていただきたい、このように考えているところでございます。

それから、潜在能力ということでございますが、これは試算等なかなか難しいところもございまして、けれども、現在どのような状況になっているかということでお答えいたしますと、元年度末で全国で約二千万所のごみ焼却場がございます。このうち平成三年度末で発電をしておりますのは百十三万所でございます。最大出力の方で三十五万キロワットというふうな状況でございますので、このうち余剰電力を売電しております設備容量を持つていらっしゃるにつきましては五十三万所というふうな状況になっております。ただ、これらの施設につきましてはほとんどが焼却施設内の自家

消費というふうなことを主としておりまして、比較的低いレベルにとどまっております。まだまだ相当な余力があるのではないかと、こういうふうに考えている次第でございます。

○鈴木(久)委員 前に私も発電法をつくるときに自治省にお尋ねしたところでは、三百万キロ以上の能力があるというふうな数字をいただいたことがございます。ですから私は、これを推進すればかなり大きな電力を、余剰電力含めて利用していわゆる売電も可能だ、こういうふうには思うのです。

そこで、これはエネルギーにお尋ねしたいのですけれども、私もごみ発電法を提案した中に、結局これを推進するのに大事なものは、今のような行政のバックアップ体制も必要でしょう。同時に、この余剰電力を一定のきちんとした価格で買入れていただく、このことが必要だ。私もはいわゆる買電義務を法律では課しております。それは、一般の民間の事業とは違って、私どもが提案した法律の中ではいわゆる自治体が行う、第三セクターないしはそういうところで行う安定的な電源ということに、それなりの範囲をきちんと設定した上で買電義務を課するのは法律の中に書き込みました。そのことがどうも法案に対する一方の厳しい指摘になってこの法案に対する反対の意見がある、こういうふうには私は認識をいたしております。

ですから、そろそろ自治省がこういう研究会をやつて報告を出してこれを推進しようというレベルまで来ました。恐らくこれはほとんど進むと思う。このときにやはり必ずぶつかるのはそこです。価格の問題を含めて安定的に電力の側に買ってもらえるかどうかということが今回一番問題だったのです。それで、この問題で我々は全国歩きました。そして、最初は五円くらいの価格で買つておたのです。それがいろいろな動きの中です。これが十円になり、最近はいり取り価格がかなり上がってきたことは私も承知をいたしております。しかし、本格的にこれを推進するとすれば

ば、その辺のいわゆる保証というが、安定的な価格で購入していただけたという条件がもう一方で必要なんだろう、こういうふうに思っているのですけれども、いかがでございますか。

○黒田政府委員　ごみ発電の能力がだんだん大きくなってきていること、あるいは今おっしゃいましたような余剰電力の購入の要請が非常に強まってきたことを背景といたしまして、電力会社は平成三年の一月にごみ発電の余剰電力を幅広く導入する方針を明確にしたわけでございますけれども、さらに昨年の三月には、購入の具体的な条件を定めて公表したところでございまして、廃棄物発電の余剰電力の購入は今このところ着実に進んでいるのではないかとこのように見ているところでございます。

先ほど数字的な御説明が若干自治省の方からあったわけでございますが、先ほどの数字と若干違いがあるかもしれませんけれども、私も、平成三年度末で全体が百十一、この中で売電、余剰電力を電力会社に売っているのが五十一でございまして、その後、最近のものを加えると五十三になるのではないかと思います、この五十一のベースで申し上げますと、余剰電力を電力会社に販売をいたしている量が六億キロワットアワーということでございまして、余剰電力を販売しているごみ発電の主体から申しますと、発電量の四割強を電力会社に販売しているのが実情でございます。

それで、この余剰電力の購入の価格、電力会社が自主的に決められておられるわけでございすけれども、購入の考え方といたしましては、電力会社がまずから火力発電でたまきした場合あるいはつくった場合のコスト見合いというふうに考えているわけでございまして、具体的には、平日の昼間の安定的な電源につきましては、電力会社によつていろいろ差はございますけれども、大体キロワットアワー当たり十一円、それから安定的でないものは、夜間のものといったようなものにつきましては、平均でキロワットアワー当たり約四円

というのが現状でございます。実態、先ほど五十一の廃棄物発電施設から電力会社が購入していると申し上げましたけれども、今の累計で申しますと、五十一のうち約半分の二十六施設につきましては、安定的なものとして買電をしている、これが現状でございます。私も、私どももいたしましては、そういうことで、現在、電力会社の自主的な取り組みのもとに着実に進んでいるというふうに見ているわけでございまして、法律で余剰電力の購入を一律に義務づけるということになりますと、電力会社の場合には、一方で低廉かつ安定的な電力供給の責務を果たすということが求められているわけでございまして、当面はその運用状況を見守つてまいりたい、このように考えております。

○鈴木(久)委員　私は法律を通してもらうために提案をいたしておるわけでございまして、それは一日も早く成立を願つておるわけでありますけれども、今のようなお答えでございまして、せめて最低でも、当面、ガイドラインをきちっと示して、それなりの価格できちっと買つていただけるような条件というのを整えてほしいということだけは申し上げておきたいと思つております。

時間がなくなりましてしたので、資源リサイクルの問題についてお尋ねをしたいと存じます。

まず、今度の法案の中でもリサイクルをバックアップするという意味での法体系になってございす。問題は、先ほど議論ありましたように、リサイクル法ができました。そして、この間空き缶の問題や紙の問題やいろいろなリサイクルでは逆有償の状態などが出来まして、大変難しいいろいろな問題が噴き出たのでございす。そこで、リサイクルを本場にきちっとするためにどうして必要なことという中で民間の回収業者、これは紙にしても空き缶にしてもかなり大きな役割を担つていただいております。この存在がなければリサイクルそのものはもう機能しないというふうな言つて言い過ぎでないと思つております。もしそういう民間のリサイクル業者が経営が厳しくなつてしまつたことになつたら、それを代が

えとして例えば自治体がやろうといたつて膨大な金がかかつてリサイクルは恐らく機能しなくなつてしまつたろうというふうな言われておるわけでございまして、そういう意味での役割の重要性について私はぜひ認識をしていただきたい。ところが、最近のこういう状態の中で、経営的に厳しくなつて廃業する事業者が多くなつてい

る。とりわけ首都圏、関東圏を中心に、こういう地域で回収業者をやるといふのは大変難しい条件があるようでございす。例えば土地が値上がりする、そうすると自分たちで持っているストックヤードなどはとてもじゃないが固定資産税がどんどん上がつて厳しい経営状態になるということなどを含めて、大変そういう悩みを持っております。そこで、東京都ではこうした業者の悩みを聞くためにこの間実は業者に対するアンケート調査を行つてございす。恐らくこのアンケート調査が集約をされていけばそういう問題が次々に指摘をされてくるんじゃないだろうか、こういうふう

に思ふんです。そうなりますと、恐らく東京都はそれに對してやはりそれなりの支援策を講じることにもなつていくだろうというふうに思ひます。そのときにリサイクル法を管轄している通産サイドでそれをきちっとバックアップしていただきたいという立場から私は幾つか申し上げたいと思ひます。

まず一つは、こういう中小業者に対しては、今度のリサイクル法では支援策がないに等しいんです。実際は支援策がないんです。構造改善事業に該当している部分というのはまあ直間間屋くらいなところまででしょう。あとの民間の一軒心な役割を担つておる人たちに對する支援策というのはほとんど見当たらない。これであつてはならないと思ふんです。一番大事なところをこのバックアップ体制の中で忘れてしまつておるんじゃないでしょうか、こういうふうには思ふんです。ですから、そこで具体的にお尋ねしますけれども、こうした民間回収業者に對して、特にストックヤードとかあるいは遺産を相続していくときに

相続税がかかつてもう畳まざるを得ないというふうなことがあつて、固定資産税の問題、遺産相続の問題、そういう点でも大変悩みが多いようございす。ですから、これを持続させていく、あるいは経営を安定させていくという意味でそういう措置はとれないものかどうか、まずお答えをいただきたいと思ひます。

○堤(憲)政府委員　お答え申し上げます。回収業者の重要性については、鈴木委員と我々の認識は全く同じだと思つております。そういう意味で、東京都が特に関東圏の回収業者の悩みをアンケート調査でくみ上げていただけたということとは大変時宜にかなつたものだと思つておりますし、その結果がまた次回、私たちの方にも報告をいただけることになっておりますので、その結果、我々にも参考になることが必ずあると思ひますが、それを見て必要な対策をバックアップしてまいりたいというふうに考えておる次第であります。

今回の新しい法律、支援法の中には確かに回収業者に対する施策そのものはないわけでございす。ある意味では、従来から回収業者に対する施策は、業種ごとにいろいろ差はございすけれども対策を講じてきておるわけでございすし、一般策といたしましても、回収業者の設備あるいは承継税制という一般的な形で支援をしていふという面もあるわけでございす。ただ、この支援法は、それでは回収業者に対して全く考えなかつたのかということに対しては、実は回収業者の現在ぶつかつておる問題というのが、いわば紙なりガラスがどんどん集まつてしまつた結果、それを使つてもう人がいないという、静脈と動脈の真ん中にあります心臓に位置しますところの紙のメーカーあるいはガラスのメーカー、そういう人たちにもっと再生原料をたくさん使つていただくということをさらに進めることによりまして、全体としてのリサイクルがさらに増進するということなことを大きくねらつたものでございす。その結果、必ず回収業者の荷物の扱いとい

うのが、今後需要が拡大することにより現在のマクロ的な景気対策もあわせて必ずや効果があるのではないかと考えている次第であります。

○鈴木(久)委員 それは一つの方法だとは思いますが、今や文字どおり一番大事な分野を担っている回収業者の人はもっと深刻なところで悩んでいるしやる。ですから私は、この際、東京都が調査をして、そういう問題が浮き彫りになった段階でも結構です。これは、今すぐその問題を措置しろと言っても、なかなか難しいと思う。だから、例えば事業税の問題、固定資産税の問題、相続税の問題などは一番、ああいう業者にとつて一定の施設、ヤードを確保しなきゃならないという意味で本当に深刻な悩みでござい

ますから、これらに対する支援策というのをぜひ検討していただきたいというのが一つ。もう一つは、ストックヤードを官民一体で確保する方法というのを考えなければならぬ時期に来ていると思うんです。その場合に、やはり行政のバックアップ、支援策というのが絶対的に必要だということに私は思います。特に、今首都圏、関東圏の場合は用地を確保するだけでも大変だ、物すごく高いという地域でございまして、官民一体でそういうものを確保して、そのリサイクルのシステムが機能する、こういうふうな方向を考えるのにも、ぜひ支援策をしていただきたいというふうに思っています。これが二つ目。

もう一つは、これは空き缶の問題で具体的に申し上げても、この間逆有償になって大変な事態を一時招きました。最近まあ少し鉄くずの価格が上がってきておりますけれども、そのときにいろいろ議論になったのは、空き缶のいわゆる再利用の場合に電炉メーカーがリサイクルでそれを使うということになると思いますが、それだけでは不十分なので、高炉メーカーでも技術開発を進めている。少しずつそれができるようにしたというふうにもお伺いをいたしてあります。ここをもう少し計画的にやっていたら、せめて空き缶を回収した者がほうり出されるよう

なことのないような受け皿をつくっていただけないのかというのが業界の方の強い願いです。いわゆるリサイクルしている、あるいは一生懸命ボランティアでそういうものを集めている人たちに、この点についてお尋ねをしたいと思います。○堤(憲)政府委員 前半の回収業者に対する対策、特にストックヤードの対策につきましては、我々も大変問題が大きいものと認識しております。東京都のアンケートの中にも、周りにゆうから批判を受けているのではないかと、承継税制が大変じゃないか、税の負担が大変じゃないか、この辺の状況が浮かび上がるに従っています。具体的な施策を講じてまいりたいと思っております。

それから、空き缶の問題でございしますが、これは確かに、先ほど申し上げましたように、空き缶を集めたものが実際に使ってもらえるようにする、従来は電炉メーカーだけだったものが、通産省のいろいろ指導もありまして、高炉メーカーも技術開発をし、さらにその購入を高めている、しかもそれを長期契約の形で買うというようなことを進めておりますが、こういうこともあって、実は、空き缶の回収、スチール缶の回収利用率は大変近時上がってきているわけでございまして、今後ともこういう状況が続きますように努力をしてまいりたいと思っております。

○鈴木(久)委員 大臣、今リサイクルの話いろいろ申し上げましたけれども、リサイクル法をつくって、その後むしろ、かえってリサイクルが機能しなくなりました。それは、鉄くずの問題、紙の問題、逆有償になったことなど含めて、いろいろな問題が出ました。それで、今のような課題がむしろ明らかになったのです。ですから、これからそういう都道府県でやっていること、地域でやっていること、ボランティアの皆さんがやっていること、そしてもちろん、それを使用しているだけの方の推進も含めて推進をしないやらない。例えば、再生紙を使うという場合、政府の省庁で一体どれだけ再生紙を使っているんだろうか。

例えば、白書を出しますね、そういうときに、どの省庁は再生紙を使っているか使っていないか、あるいは予算書をつくるときにあれだけの膨大な紙を使う、そのときに使っているか使っていないかというところも含めて、私は、リサイクル全体のシステムが本当に機能するように、リサイクル法をつくった、そこに魂を入れるために、もっときめ細かな対応策といえようか、システムが機能するような方向を通産省を挙げてやっていただきたいというふうに思うのです。この間、むしろいろいろな逆有償があったためにいろいろなことがわかりましたので、そういうことを参考にしながら、改めて決意をいただきたいと思っております。

○森岡務大臣 たびたび申し上げておりますが、このかけがえのない地球を廃棄物による環境の悪化から守りまして、快適な生活水準と経済活動を長期に維持するためには、今まさに先生が御指摘なさいましたように、リサイクルを組み込んだ経済社会への転換を進めることが必要であるというふうに考えております。また、リサイクルは、深刻化する廃棄物処分場の不足を解消する観点から、また省資源、省エネルギーにも資するという観点からも重要なものでございまして、なお一層推進が求められております。

リサイクルは、回収する段階、再生資源を利用して製品を製造する段階、再生資源利用製品を販売する段階から構成されておりますが、その一翼を担う回収業者の役割も、当省としては極めて重要と認識をいたしております。通産省といたしましては、このような回収段階も含めたリサイクルの各段階の特徴、性格に応じたきめ細かな施策を講ずることが重要だと考えておりまして、平成三年十月に施行されましたリサイクル法と、現在御審議をいただいております省エネ、リサイクル支援法とを車の両輪として、従来から講じてきた施策と相まってリサイクルの一層の推進に努めてまいりたい、このように考えております。

入促進ということ、海外の石油代替エネルギー技術あるいは省エネルギー技術の導入促進という新たな業務を追加いたしました。そして、何回か議論をされておられると思いますが、特に途上国などにおけるところの省エネ技術を推進するというためにいろいろ仕事をしたい、こういうことだろうと思っております。

そこで、途上国に対する支援というレベルではODAの援助というのが大宗を占めておるわけでございまして。改めて今度、技術導入推進というレベルでNEDOが新たな役割を果たすということになるわけですが、そのODAの支援とNEDOのこの新たな事業というものの垣根といえましょうか、そのところをきちっとしておかなければならないと私は思うのです。ですから、その辺のところについてまずお尋ねをしたいと思います。

○黒田政府委員 今回の御提案申し上げております法改正におきまして、NEDOの業務で、国際業務といたしまして、石油代替エネルギーあるいはエネルギーの使用の合理化に関する技術の海外での有効性の実証という事業を追加しているわけでございしますが、これはあくまで我が国のエネルギーの安定供給というものを確保する観点から、これらの地域におきまして省エネルギー技術とあるいは脱炭素技術であるといったものの有効性をモデル事業として実施することによって、その地域におきまして自律的普及の基盤づくりを行うというものでございまして。

ODAの方は、むしろこれを一般的に相手国の経済開発、経済の向上という観点から実施するものでございまして、一般的な大きな考え方としたしましては、NEDOで行う事業というのはODAよりも前段階のモデル事業、こういうふうな認識をいたしておるところでございまして。

○鈴木(久)委員 そうすると一般的な新事業ではなくて、モデルをつくって、それが後、その国で推進するために必要ということであればODAで援助をする、そういうふうな受けとめてよろし

いのだろうと思いますが、そういう意味であるとするれば、これは本当にしっかりとそういう技術移転をして、特にCO₂の問題でいえば、途上国がこれから大差排出をする量が多いということなどを含めて考えますと、極めて大きな役割を担っていたらいいのだと思うので、ぜひ推進をお願いしたいと思います。

この際、さらにお尋ねをしたいと思いますけれども、ODAの関係で、太陽光発電について実はいろいろお尋ねをしましたところ、日本は一回パキスタンにODA援助をして、それ以降ちょっとトラブルがあつて一切やっておらぬ。むしろ、太陽光発電の生産量は日本は世界一。この日本の生産した太陽光発電をカナダが買って、ODAの援助を別な国にやるなどということ実は起きておるわけですね。この間、その日本独自のODAの支援として、かなり要望の強い地域が東南アジア等にありまして、どうしてこれをやらないのかということを含めて、ちよつとこの辺は私はどうも納得のいかないところがあるので、御答弁をいただきたいと思ひます。

○黒田政府委員 太陽光発電、累次の議論でもございまして、まだコストが高いわけでもございまして、遠隔地であるとか離島であるとかいった電力網の未整備な地域における村落電化用の電源であるとか、あるいはかんがい用の水ポンプ用の電源としては、現段階でも条件によっては適切な用途が考えられるわけでもございまして、具体的な要請に対応する形で技術協力を実施したいところでもございまして。

これまでに実施したものあるいは実施しているもの、今先生御指摘のパキスタンの例あるいはインドネシアでも村落の電化等に二件行つておりますし、またキリバスであるとかタイ等においても実施をいたしているところでもございまして。今後とも具体的な要請に応じて支援は考えていきたい、こういうふうには思つております。

○鈴木久委員 この際ですから、国内の普及の問題についても一言お尋ねをしておきたいと思ひます。

のです。

太陽光発電、燃料電池の普及のために、今公共施設を中心に実証フィールド試験をやつてございまして。これはかなり拡大の方向で取り組まれている、こういうふうには認識をいたしておりますけれども、今後の進め方、同時に、これを実証フィールド試験の後、コストの問題等々で大変、まだまだ解決をしなければならぬ問題がたくさんあることは十分承知です。しかし、これは普及をさせなければコストも下がらないのでして、ほかのドイツや何かの場合は、もう、ソーラーハウス、そういうものに対してかなりの援助をしてこれを普及させているということがございます。ですから、どうなんですか、これから、太陽光発電についての実証テストの拡大はもうそろそろすけれども、この推進の方策というか、少し長い、長期的な意味でどんなふうには考えていらっしゃるのか、この際、御答弁をいただきたい、こういうふうに思ひます。

○黒田政府委員 太陽電池の公共施設等でのフィールドテストの事業でございましてけれども、今年度から八億五千万程度の予算で開始をいたしているところでございまして。来年度これを十二億強に拡充を御提案申し上げているところでございましてけれども、今後とも拡充の方向で努力していきたいと考えております。

今年度の予算の実行の問題をいたしましては、十一件程度の公共施設を対象に実証を開始しつつあるところでございましてけれども、これ、フィールドテストという意味におきまして、いろいろな地域、つまり、日照がいい地域であるとか、積雪地域であるとか、寒冷地域であるとか、いろいろな地域のタイプが必ず必要でございまして、また、公共施設等につきましても、いろいろな類型を考えながら、実証フィールドテストの効果最大限に上がるように、かつ、技術開発から本格的な導入への基盤、素地をつくつていくという意味におきまして、今後とも拡充に努力してまいりたい、このように考えております。

○鈴木久委員 時間が来てしまいました。そのほか、LNGや脱フロン問題、ピーク時対策等で通告をしておたのですけれども、時間が参りましたのでこれで終わらせていたで、今後、別の機会にこの問題については質問させていただきます、こんなふうに思ひます。ありがとうございます。

○安田(範)委員長代理 後藤君。

○後藤委員 エネ庁長官は食事をしましたか。——してませんか。それじゃ、先にしばらく大臣にいろいろ御質問を申し上げたいと思ひますので、また、長官にかかわる問題については留保しておいて、食事をしていたかなければ、途中で倒れたら困りますので、どうぞ。本当に、どうぞ。

最初に、政策面におきましても非常に高い見識と理解を持っておられる大臣に、全体的な問題についてどう考えていらっしゃるのかということ、質問なり、あるいは私の考えなりに触れながら、申し上げてみたいと思ひます。

まず最初に、急激に大変な円高に入つてまいりました。先週から今週にかけて、その動きがとまらないで、一ドル百十四円ぐらいになるのではないかと、一ドル百十四円前後ぐらいまでが常態化していきはしないだろうか、こんなふうにも実は考えるわけです。これはメリット、デメリットもあるわけでありまして、この円高の問題を最近の状況としてどういうふうにいらっしゃるのか、大臣の所見をまず最初にお伺いをして、これに対する対応等の私の考えを申し上げてみたいと思ひますので、まず、その点をお聞きしたい。

(安田(範)委員長代理退席、竹村委員長代理着席)

○森岡務大臣 むしろ、当委員会で大変御専門の後藤委員であります。最初に、長官に食事を与えている間に私を少し面接テストをしよう、そのようにおぼしめしなさいと思ひまして、大変緊張いたしてお答えを申し上げたいと思ひます。

今も予算委員会に出席をいたしております、やはり御党の委員と林大蔵大臣との御議論も聞いておりましたが、やはり今回のこの急な円高というのは、これは基本的に思惑が働いているというふうには私は見ております。

それは、見方はいろいろあるかと思ひますが、一つは二十七日からロンドンで開催されますG7におきまして、昨年の千三百二十六億ドルにまで上つた我が国の貿易黒字に対して、やはり円高誘導策が協議されるのではないかと、そういう思惑が浮上しておるということ、あるいはクリントン米大統領がかなり抜本的な経済政策というものを打ち出しておられました。その中で増税策というのがございまして、これが今アメリカの景気回復の牽引的役割をしております個人消費を圧迫するのではないかと、懸念が出てきておること、あるいは具体的な財政赤字削減が出ておりますので、それから出ましたことからのドル金利が低下しているということ、さらにもう一つ大きいのは、二月十九日になりますが、ペンツェン米財務長官が一層の円高が望ましいということ、明確に円高期待を表明をした。そういうことがクリントン新政権の周囲あるいはまたホワイトハウス内でむしろ円高を希望しておるのではないかと、そのようなことがやはり背景として、思惑として浮上してきているものがあるかと思ひます。

いずれにしても、このドル・円との関係というものは、その国のいわゆるファンダメンタルズ、基礎的な経済条件というものが正しく反映をされていかなければならぬことでもございまして、こういうふうにはわづか二週間、きょうは少し戻したようでもございまして、まあ、七円以上なら

いずれにいたしましても、このB・T・U課税、現在伝えられているような税率と申しますかレベルとかいうもの、あるいは考え方としていわゆる環境税というところで抑制型のもの、あるいは炭酸ガスの含有量に応じて行う炭素税といったものとは趣旨を全く異なるものであるというふうに理解いたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、現時点でこれがどういう法案化されていくのはまだこれから話でございまして、詳細は今後を待つ必要があるわけでございます。

また、アメリカの国内でも、恐らく議会はちろんのこと、関係業界の中には、特にエネルギー業界を初めといたしましていろいろな反対論もあるようでございまして、いずれにいたしまして、今後の動向を注意深く見守ってまいりたい、このように考えております。

○後藤委員 今の長官の御答弁の状況であると思うのですけれども、二つの問題があると思うのです。一つは、エネルギーの消費抑制、需要抑制の役割を果たすのではないかと。もう一つは、消えたり出たりいたしておられますいわゆる炭素税ですが、CO₂が一体どういう要因で地球温暖化の原因になっているのか、果たしてCO₂だけがその元凶なのかどうか、いろいろ不確定な要素はございまして、しかし、人間あるいは経済が動いていく限りにおいては、炭酸ガス、CO₂を発生していくわけでありまして、それが決して地球環境にいい影響を与えているというものはなくて、非常に悪い影響を与えているというところは、これは昨年の国連環境の会議におきましても明らかにされてきているわけですから、いずれこのCO₂の問題につきましては、何らかの吸収策なり抑制策というものをとっていかねばならない。

そこで、この炭素税的な動きに対して、今世界各国がどのような対応策をとっているのか。一説によりますと、北欧等においては相当積極的に動いている。あるいは旧ソビエト、アメリカ等は

変換的だとか、ECも積極的な方向になり始めてきたとかということ、まだまだこれは細かく詰めていくということになりますと、議論はいっぱいあると思いますし、経済成長とかかわりなりの大きな影響はあると思えますけれども、世界の動きが今どういうふうになってきているのか、そして、これからこの問題に対してやはりどうこたえていったらいいのか、もし検討しておるところがあったら、これは立地公害局長、堤さんの方でしょうか、お伺いしたい。

○堤（官）政府委員 お答え申し上げます。まず、環境税というものについてのいろいろ、認識にやや混乱があるようなところがあるかと思えます。環境の目的のために国際協力をするために、例えば広く薄くという消費税のようなものを挙げてというような議論がある、これも環境税であるというような議論もあります。

それから、例えば今、日本でもかけておりますガソリン税のようなものも省エネに資するから環境税であるというふうな考え方もあります。もういろいろ純粋理念系での環境税というものは、むしろ環境に負荷を与えるものについてある特定の目的を持ってその抑制を図る、その結果、財源に異味があるわけではなくて、むしろその抑止をするというところに非常に目的を鋭く持った制度を、俗に言う環境税というふうにも考えているようでございまして、これがOECD等でも議論されているものでございます。

そういう意味でいきますと、現在環境税という形で世界的にどの国がやっているかということになりますと、御指摘のありました北欧の五カ国、北欧及びオランダ等を含めた五カ国については実施をしております。ただ、その過程でその財源は全部一般会計に入るとか財政ニュートラル型にしているところもございまして、そういういろいろな形で使われております。

他方、ECにおきましては、EC委員会が一つの提案をいたしまして、これはどちらかというとエネルギー課税に近い形を念頭に置いているよう

でございまして。原子力なんかにかけるという考え方を持っておりますので、そういう意味ではエネルギー課税的なところがございまして、これも提案をし、一つの大きな条件としてはかの国が同じようなことをやることを前提とするということも言っておるわけでございます。その後のECの検討状況は、ECの経済情勢が大変悪いこともありまして、各国ベースではむしろ反対が強くなっている。ドイツの中でもこういうことについての関心が大変高まっていた時代があったのですが、やや、最近の財政の悪化を背景にしまして、この辺についての問題を感じ出しておるようでござい

ます。また、OECDでもこの環境税について議論をしております。二年間勉強しております。一応区切りがついた形で報告書が出るものになっておりますが、これはただ中間報告的なものと我々は認識しております。さらに、今回の委員会を閉じる際におきまして、さらに二年間勉強しようということになっておる状況でございます。

そういう意味で環境税の有効性、それが非常に役に立つ可能性というのについては大変議論があるわけでございますが、これを実際に導入することにつきましては、世界の大勢はまだこれを導入するかどうかというふうな形にはなっておりません。ないのではないかとというふうに認識しております。

○後藤委員 これは私の個人的な考えでございまして、やはりこうした省エネルギー政策というのには大変困難な課題でございまして、今回提案されている法律に基づいて施策を講じたといえども、その実行は大変であろうと思うのです。

それで、これまではどうしてもエネルギー多消費のライフスタイルになれ過ぎてしまっており、個人個人というのとはなかなか難しい。今度の法律におきましても、機器であるとかあるいは工場であるとかあるいはいろいろな運輸関係、建築関係等についてはある程度効果が上がっていくような

スキームになっているわけですが、しかし、個人はなかなか難しいということになりますと、やはり特に化石燃料というものは有限でありますし、これを使っていくということは、地球人類が未来永劫に生きていくということだとすれば、この化石燃料の消費というのに対しての抑制をしていく、また、エネルギーというものは大変コストのかかるものなのだという認識を私たちは持つていくということになりますと、この化石燃料に対して消費をするのに、使用する制約をどうつくるかというところは、遠い将来を考えると、私は真剣に議論をしていくべき課題ではないかと、私はそういうふうに思っております。

は、もちろん地球の温暖化に炭酸ガス、CO₂がどういった影響を与えていくのか、これはもっと研究していかねばならない課題の一つでありますし、それからまた、一國だけがこれに対してした時代に入ってきておられますから、その方式を抑制策をとっていくとかあるいはエネルギーの税を課するとかというのをしなければ、それだけ競争力は強くなるわけでありまして、むしろそのCO₂の拡散につながっていく心配もあるわけですが、これも、国際的な協議の場でこの地球温暖化に

対して、あるいは地球環境に対してどのようにエネルギーの消費抑制を進めていくための方策をとるかというところについて、もう一度長官、これからちよつと時間をかけて真剣に、当面の問題だけを、一年、二年をクリアするための政策ではなくして、長期にこの問題はひとつ考えていく。そして、税でやっていくのか、政策でやっていくのか、あるいは意識革命でやっていくのかというところは別といたしまして、これに対する検討をし

かりと進めておいていただきたいなということをお考えのわけですが。とりわけ経済成長とかかわりは大変大きいと思っておりますので、こういった点もひとつ検討の課題としてこれから考えていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○黒田政府委員 税金による手法でござい

れども、今立地公害局長から御答弁申し上げましたように、ECでもいろいろな検討がなされている状況にあるわけでございます。また国際的にもいろいろ利害得失の議論が行われているわけでございます。

私どもといたしましては、今回エネルギー関係の二つの法律を御提案申し上げるに先立ちまして、私どもの諮問機関でございます総合エネルギー調査会あるいは産業構造審議会等の合同会議の場におきまして温暖化問題の解決のためにどういった政策手法が適切かということで、長期にわたって議論を重ねていただいたところでございます。

こういう中で、税、課徴金だけで二酸化炭素排出量の抑制に十分な効果を上げようとしたとすると、我が国の場合には特に省エネルギーも進み、エネルギー需要の価格弾性値というのは諸外国に比べて非常に小さくなっているものですから、相当エネルギーの価格を、場合によっては倍とかそういうレベルに上げないと炭酸ガスを抑制するような効果はないわけでございますけれども、しかし、一方で、こうした大幅な価格上昇というように、税金ないし課徴金というようになりなると、一方で物価上昇とか経済成長とかいろいろな面で悪影響が出てくるという問題があるわけでございます。また後藤委員今御指摘のとおり、国際的な整合性ということがないといういろいろな意味でむしろ環境を悪化させていくというような問題もあるわけでございまして、現段階では国民的なコンセンサスはとれていないということで、引き続き慎重な検討が必要という御結論をいただいているわけでございます。

そういうことで、今回私どももこうした省エネルギー関係の二つの法律によりまして、いわば企業の省エネルギー投資であるとか省エネルギー技術、そういったものを促進していくような方向でこの問題に対応していくということと二つの法案の御提案を申し上げているわけでございます。今先生、今後こういった法案でやっても非常に

難しいのではないかと御指摘があったわけでございますけれども、二〇〇〇年という時点を考えてもこれからまだ七、八年あるわけでございまして、来年度の施策だけではなく、今後追加的に、省エネルギーの実態、エネルギー需要の実態あるいはエネルギー供給の実態等も踏まえまして、今後必要に応じて、また追加的な対策も必要があれば考えてまいりたいと思っております。いまして、そういった税金等の手法につきましても、今後国内内外の状況を考慮に入れながら継続的、総合的な検討が十分行われていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○後藤委員 これは要望ですから、長官今御答弁になりましたような、この問題は避けて通れない。これからの課題になると思っております。ぜひ慎重な議論をする場所を設けて議論を深めていただきたい。いろいろな影響なり効果なり、あるいは国民の合意を得ていかなければならぬ問題なり、特に税にかかわってまいりますと、どんな税でも新しくつくられるということに、いやそれは結構だということとはなかなか出てこない。仮に税の方向に行くとすれば、国民に対して相当な説得力のある税制になっていかなければならぬわけですから、慎重な議論を今から深めていただきたいというところを要望申し上げておきたいと思っております。

そこで、長期エネルギー需給見通しの問題ですけれども、これは一九九〇年につくられた後、改定の作業、部分的には一部手直しをされているようにございますけれども、つくられた時代、相当長期に議論をされたのだと思っております。その後若干整合性の問題なり、あるいは時代にそぐわない問題等、さらにはまた当時はエネルギー多消費型の経済構造を炭酸ガス排出抑制型のシステムに変えていく努力がなかったのではないかと、当時の新聞なり雑誌などを見ておりますと、当初そういう批判も出ておった。まだ炭酸ガスの排出抑制に對しまして今日ほど深刻でなかったのかなというようにも考えるわけでございますけれども、いわゆる地球環境に優しいエネルギーというものを

を十分に織り込んだ長期エネルギー需給見通しをもう一度作業していかなければならぬのではないかなという気もするわけでありますけれども、長期エネルギー需給見通し、どのようにお考えになつていらっしゃるのか。長官、お答えください。

○黒田政府委員 総合エネルギー調査会におきまして長期エネルギー需給見通し、一九九〇年六月に報告が出されたわけでございますが、実態的にはその前一年間ぐらいをかけて検討をされ、報告が出されたものでございます。いわゆる地球温暖化の問題、炭酸ガスの問題あるいは地球環境の問題、昨年六月のブラジルのリオデジャネイロにおきます国連環境開発会議というのが一つの頂点であったわけでございますけれども、この数年來この問題が国際的には議論され始めていたわけでございまして、当時一九八九年から九〇年にかけて総合エネルギー調査会で需給見通しを議論しました際にも、従来のエネルギーをめぐる環境変化という意味におきまして最大の課題として議論をいたしたわけでございます。そういう意味で、基本的な情勢におきまして、この長期需給見通しを検討していた段階と今とで地球環境問題に対する認識というのが、ウエートづけが違っていたということはないと私も思っております。

現に、一九九〇年六月に総合エネルギー調査会が長期エネルギー需給見通しが出された後の十月に、政府といたしましては、環境関係閣僚会議の決定によりまして、地球温暖化防止行動計画というものを決定いたしました。この決定は、この地球温暖化防止行動計画の前提となるエネルギーの状況につきましては、これと整合性を持つたものとして石油代替エネルギー供給目標というものをほぼ同時期に閣議決定をいたしているところとございまして、相互に、炭酸ガスの問題も十分に頭に置きながら当時需給見通しを考え、地球温暖化防止行動計画を決定し、また石油代替エネルギー供給目標を決定している、こういう関係に

なるわけでございます。

その後二年余り経過しているわけでございまして、実態として、エネルギー消費が、当時は長期の路線として二〇〇〇年までは一・六％ぐらいの趨勢を考えていたわけでございますけれども、実績が九一年度はこれを上回る二・七％ぐらいだったと思っております。出ているわけでございまして、そういう意味でエネルギー需要の趨勢線の足元が上がってしまっているという乖離は出てきているわけでございます。

また、この委員会でも累次議論がございましたように、供給面でもいろいろ難しさが出てきているのではないかと御指摘はあるわけでございまして、供給面でも、私ども、今申し上げましたような背景のもとにつくった需給見通しでございまして、当面はこういう政策努力目標、それが内外のいろいろな要請にかなうものであるというふうにご覧いただいております。ですから、まず実行面でぎりぎりの努力をすることが先である、こういうふうにご認識いただいております。

○後藤委員 二〇〇〇年ぐらいで大体排出量はほぼ横ばいぐらいになる見通しというものは立てられますか。

○黒田政府委員 総量で横ばいというのはなかなか難しいこととございまして、したがって、今申し上げました一九九〇年の十月に策定された地球温暖化防止行動計画におきましても、一人当たりの炭酸ガス排出量をおおむね九〇年レベルで二〇〇〇年以降安定化させるということとございまして、おおむねの範囲はいろいろこれは議論があらうかと思っておりますけれども、できるだけ近づけるということとで最大の努力をしております。いと考えているところでございます。

○後藤委員 CO₂を発生させないという努力と、発生したものをどのように処理をしていくかという技術の面は今どのようになっていますか。ちよつと一説によりまして、排出したCO₂を百気圧で圧縮して液化して千メートルぐらいの海底に沈めていくこれは動かないんだ、炭酸ガス

が液化したのは水に溶けにくいから環境に影響を与えないんだというような説を言う人もいるわけなんですね。でも、こうした除去したCO₂をどのように環境に排出をしないかというようにするかどうかというのもこれから大変な課題だと思ふのです。が、今そういうのはどのようにしているのか。ただ単に、CO₂は光合成で循環をしてくるの。がだんだん森林等も荒廃されて難しくなってきたというところで、排出を抑えていく。このことももちろん大切でありますけれども、排出をしないの。を、先ほど長官も言われた地球温暖化防止計画というこの中にこうしたものをどのように固定して、単に環境に出ないかというようにするかどうか。技術は、これは工業技術院などでもやっているのです。か、NEDOなんかもやっているの。です。その点をちょっとお聞かせいただきたい。

○堀(三)政府委員 温暖化問題というのは大変大きな問題だと思っております。現在我々の試算では、年間世界で百三十一億トン、これは炭酸ガスで炭酸ガスと同じ効果を持つものも加えての計算でございますが、百三十億トンぐらい出ております。学者によりまして、これをどのぐらいに減らさなければいけないかという、要するに五十億トンぐらいまで下げないと実際の地球温暖化の進行がとまらないということでございます。そういう意味では、現在地球温暖化防止行動計画でやっております二〇〇〇年以降安定化という目標はある意味で一里塚でございまして、その後どういうふうによつてこの五十億トンにするかということとは実は大変なことでございます。

今先生の御指摘の技術開発、炭酸ガスを固定化あるいは炭酸ガスをもっと有効に再利用できないかというお話でございますが、この研究は実は今回のこの法案と同時にいろいろの場所、NEDOあるいは工業技術院あるいは財団法人等を使いまして徹底的にこれから勉強するということになっております。ただ、それが実用化できるのは二〇〇〇年というような近時点ではございませんで、恐らく十年ではなかなか難しく二十

年、三十年かかるのではないかと。

ただ、先ほど申し上げましたように、最終的な科学的な勉強から出てきております五十億トンにするという事柄では、何らかの意味でそういう今までにない技術を新しく生み出して、これを世界に広めていくということをしなない限りは、発展途上国の人口問題さらにはエネルギーの利用がふえてくるという状況を考えますと世界に対応できないというところで、通産省では地球再生計画という考え方で技術開発と、その開発した技術を世界に広めるということを百年間にわたって努力を続けたい、この地球温暖化問題は必ずしも克服できないのではないかと考え方のもとに技術開発を一生懸命やっている次第でございます。

○後藤委員 大臣がまた予算委員会の方に行かれるわけですか、後で、私の質問時間中に……。大丈夫ですか。

○竹村委員長代理 四十分から。

○後藤委員 大臣がおられる間に二、三ちょっと御質問をしたいと思ふのですけれども。

一つは、いわゆる技術移転なり国際協力につきまして通産省としても予算措置を講じておられると思うし、またこれからは日本のエネルギーが単にエネルギー政策というものは日本国内の問題だけではなく、送電線こそ引かれておりませんけれども、外国からエネルギー源はほとんど輸入するという状況であります。また世界各国の技術の発展というものは日本に返ってくる、日本の技術の進歩というものはまた返していくという状況にあるわけでございますから、国際的なこの協力に對しまして、通産省としてはどのような考え方をとられておられるのか、この点について、うものは考えてこられたのか、この点について、まず全体的な国際協力についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○森岡大臣 我が国は御承知のように、エネルギーをむしろ外国に依存をする比率が非常に高い、これがそういう日本の国の宿命でもあったわけでございます。それだけに四十代以降、産業公

害問題とかエネルギー問題を経済発展を達成しながら克服してきた、そういう面では世界で有数の先駆的な役割をしてきた国であるというふうには、これは我々の先輩たちがやってこられたことでもございまして、評価をしなければならぬと私は思っております。

こうした経験と高度な技術力、そして経済力を生かしながら、人類共通の課題である地球環境問題の解決に向けてみずから率先をして一層の省エネルギーの推進やあるいはエネルギー、環境技術の開発に取り組んでまいりますとともに、発展途上国に対する技術移転等により地球環境の保全に努めることは、国際貢献という観点からも大変重要であるというふうに認識をいたしております。

先般、日本・EC閣僚会議に出席をいたしました際も、ハンガリーあるいはイタリア、イギリスにも立ち寄りましてけれども、やはり日本のそうした環境というもののに対する評価は極めて高く、そういう意味では、中欧、東欧、またロシア、NIS等々、そうしたところから発展していかなくてはならない国、そうしたところの環境支援に對して相当日本に對する大きな期待も込められておるといふことをいろいろの国々で肌で感じてまいりました次第です。

先般、カザフの政府の方もお見えになりました。そのときのお話を伺っております。やはり環境問題というのは非常に重要な要素としておられまして、そういう面でも日本の得た技術というものをこれからいろいろな角度で世界の貢献のために駆使していかなくてはならぬ、このように考えております。

予算面でもどのようにするか、細かな問題につきましては、必要がございましたら事務局からお答えさせていただきます。

○後藤委員 原子力発電所の運転管理者等の国際研修事業等の予算化も今度なされているわけでございますけれども、その中身の説明、これは簡単で結構ですから、御説明をいただきたいと思いま

す。

○黒田政府委員 原子力発電の安全の關係の国際業務でございましてけれども、今年度から原子力発電の管理等の国際研修というところで、十年間に千人研修、こう言っているわけでございますけれども、平成四年度で二億二千万円程度、それから平成五年度におきましては五億四千万円程度の要求をいたしております。

また、原子力発電のこの研修の延長線上といったしまして、旧ソ連型の発電所の安全というのが国際的にも問題になっているわけでございますけれども、来年度の予算におきまして、ロシアにこの原子力発電の運転技術センターを整備すべく、二十億四千万円程度の予算を要求しているところでございます。

○後藤委員 これの財源は一般会計ですか、別に引き出すわけでしょうか。

○黒田政府委員 電源開発促進特別会計で要求をいたしております。

○後藤委員 石油代替エネルギー供給目標を閣議決定をされたのが平成二年ですか、その中で、一つは、省エネ努力によつて需要の最大限の抑制をしていく。それから、石油依存度の低減を図る。そして三つ目に、原子力を初め非化石エネルギーへの依存度を向上させていく。

しかし、大臣、最近は大臣のところも志賀原発、今建設中に入っておりますでしょうか。今建設しているところとまわっているのですね、増設なり建設で。あと新規が非常に難しくなつてきています。それで、この電源立地というのは、いろいろな要因もあろうと思ふわけですが、一つは、政府なり政治の場で、これからの将来のエネルギー源として原子力発電というものが非常に重要な役割を果たしていくのだという姿勢が足りない面がある。したがって、立地に非常に困難を来しているわけですから、チェルノブイリのようなああいう事故が起こつてまいりますと、なお一層立地を確保していく上において非常に難しいわけ

ございまして、数なんかも一体どのようになってきているのか気になるところでありますけれども。

こういうのが、いや、なるほどチェルノブイリで、あるいは旧東欧圏、旧ソ連圏等の原子力発電というのは大変心配だ。それをある程度技術的なレベルを高めてくることによって、立地条件がよくなくていい。影響は私はあるだろうと思いますが。また、そのことはしていかなければならぬと思うのですけれども、大臣、これはぜひひとつ一般会計で、あるいはODAでやるべき国際交流、国際技術移転の政策ではないかと思うのです。とりわけ大臣は政調会長もやっておられたわけですから、それだけの實力を持っているわけですから、これからの日本の原子力発電を進めていく上においては、国際的な技術の協力なり移転なりというものが、これが大変大切であると思えば、国の政策の中に位置づけて、そして一般会計の予算でやっていくということをしていくべきだろうと思うのですけれども、これが電源特会等で使われていることに對して、私は若干疑問を持っておりますが、大臣、いかがでございましょう。

○黒田政府委員 おっしゃいますように、原子力発電所の立地、なかなか難しくなっていることは事実でございまして、私も来年度におきまして、地域共生型の発電所の構想であるとか、あるいは交付金の増額であるとかといったような措置を講じ、予算案として計上をさせていただきます。だいたいいるところでございまして、ただ、この原子力発電所の立地の問題というのは、もちろん予算も重要でございしますが、やはり国民の皆様方あるいは地元の皆様方の理解と協力を得ていくことが重要でございまして、そういう意味からも、予算面だけでなくいろいろな面で各般の施策を今後とも充実していかなければならないというふうに考えている次第でございまして、そういったところから、今後個別時点ごとに問題点への対応というものも考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そういう大前提をいたしまして、当然この原子力発電所の場合には、原子力発電所の安全性の確保、そしてそれに対する国民の皆様方の理解をいただくことが重要であるというふうに考えております。今、後藤委員から御指摘ございましたように、一九八六年に発生いたしましたチェルノブイリの事故というものは、世界的に原子力発電の安全性に対する不安感を増大させたわけでございまして、そういう意味で原子力発電施設の立地を阻害する要因となっているわけでございますが、こういった不安感を払拭していく施策の実施というの極めて重要であるというふうに思っているわけでございます。

そういう意味におきまして、私も先ほど申し上げましたような今年度予算あるいは来年度予算案で、旧ソ連・東欧型の原子力の安全の關係の予算を計上をさせていただいているわけでございしますが、そういう意味で、国民の原子力発電に対する不安感を払拭し、さらにこの原子力立地を推進するということの意味におきまして、二つばかり非常に重要な理由があるかと思っております。

一つは、やはりこういった研修事業等を通じて、相手国における運転管理技術の現状とか問題点について把握することも可能になるわけでございまして、これをいわば技術の交流として、これを我が国の運転管理面での安全性の確保にまた役立てていくということも可能になるわけでございします。また我が国がこうした事業を実施するということは、我が国の原子力安全技術の高さを国民にアピールする効果もあると思っております。チェルノブイリ事故等に起因いたします原子力発電の安全性に対する不安というものを、こうした我が国の原子力、我が国が協力していくのだという技術あるいはその姿勢によって不安感を払拭につなげていくものであるというふうに考えているわけでございまして、そういう意味から、ODAとか一般会計ということではなく、むしろ電源立地を促進していくという観点からこういう施策を実施していく必要があるものというふうに考えています。

る次第でございします。

○後藤委員 若干説明に飛躍があると思うのですが、世界各國の原子力発電施設が効率よく安全に運転をされていくということが、また日本の原子力発電なりあるいはその立地をよりスムーズに行かせる環境をつくるということも確かだと思えます。しかし、長官、この財源が、額はわずかでありましても電源特会から出されてくるということに對して、私は若干疑念を持っています。

御承知のように、電源三法がつくられたとき、これは大変な議論になったところで、議事録を見ても大変議論しているのです。しかし、この発電用施設の周辺地域整備法をつくり、さらに電源特会法をつくり、その電源特会法に電源開発促進税法で財源の手当てをしていく。これの中心を見てみますと、「電源三法のねらいは、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとってきわめて重要であることにかんがみ発電所建設による利益を地元還元することによって、地元住民の理解と協力のもとに発電所の建設を円滑に進めようとする」ということ、これにねらいがあるんだというの、この当時の通産省の方の解説書を見ても出ているわけであります。

ここに通産六法を持ってきたのですけれども、この通産六法で電源開発促進税、これは「原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置を促進する等のための財政上の措置及び石油に代替するエネルギーの発電のための利用を促進するための財政上の措置に要する費用に充てるため」に一般電気事業者が「電源開発促進税を課する」と、こうなっているわけですね。それを電源開発促進対策特別会計、いわゆる電源特会の中にこれが入れられているわけですね。電源特会におきましても、この「発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置で政令で定める」、こういうのが、これが昭和四十九年につくられている。

したがって、私は、この法律の趣旨というのは、ここにも出ておりますように、電源の多様化対策の一環として、この電源立地をよりスムーズに進めていくためにまず電源特会をつくり、そしてそれに促進税で税金を投入してやっていくんだ、今それに対する、地元における努力というものが大変足りないのではないかと。そこへ持つてきて、ちよつと国際交流のための、旧ソビエトとか東欧の技術者を呼ぶ。私はこのことは大変大切だと思っております。思いますけれども、今のところは東欧なり、あるいは旧ソ連、ロシア等に限定しているようでありましても、もし、例えば中東なり、あるいは東南アジアなり中南米等がこれから技術者養成をしたい、技術的な訓練もお願いをしたい、こういうふうな言っているまいと、この電源特会でこれを見ていくということにするのでしようか。今、どのぐらいあるのか、後でちよつと長官にこの電源特会が今のどのぐらいファンドがあるのかお聞きしたいのですけれども、もし新しい地点が合意されていくということになりますと、これは一遍に五百億、六百億の金が必要やに聞いているわけでありまから、やはりこれはODAなり一般会計の中で進めていくべきであろう、そのくらの努力をしなければならぬ対象であると思っております。

ところが、今は電源立地が余り進まぬ。幸いといいますが、ここに、特会の中に一定の、相当多額のファンドがある。ではこれを使わせてもらいましようというの、私は、少しそくに過ぎはしないか。なぜこの電源特会に書かれているような、一応の制約の中でこの支出が読めるのかどうか、私はこれは大変無理がなされていると思いたいと思ひます。

○黒田政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、原子力発電所の運転訓練のための研修、技術交流あるいは運転訓練センターの整備、もちろん炉型が違つたりいろいろな設計思想も違つたわけですが、相互の技術交流を通じて我が国の

運転管理面でも資することとございますし、また先ほど申し上げましたように、我が国の技術水準の高さをアピールすることによって国民の不安感を払拭することも可能であるというふうに考えているわけでございまして、そういう意味から、委員が今おっしゃいました、この電源開発促進対策特別会計法第一条第二項の「発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置」として、これを支出することは妥当なものであるというふうに私も考えているわけでございます。

ちなみにこの旧ソ連の発電所の安全性に關連いたしましては、このほかにもいろいろな要請があるわけでございまして、例えば個々の発電所の補修のための費用を出せとかいろいろな要請があるわけでございまして、私も私どもはあくまでこの電源立地対策特別会計の設置の円滑化に資するものであるかどうかという判断をいたしまして、今申し上げましたような、現在、平成四年度の予算あるいは平成五年度の予算で要求をいたしておりますものは、この電特会計法の一、二の二項に規定する措置として、電源立地勘定において予算を支出することは妥当なものであるというふうに考えている次第でございます。

○後藤委員 大臣、私は大変無理があると思うのです。

この三法の中は中曽根通産大臣のときに非常に議論をしてこれがつくられて、大臣の趣旨説明の中におきまして、「発電所等の立地を円滑化し、電気の安定供給の確保に資するため、発電所等の周辺地域において住民福祉の向上に必要な公共用施設の整備事業を推進する」ために発電用施設周辺地域整備法というのでできているわけですね。

今長官が言われましたように、なるほど、第一条第二項に、電源開発促進対策特別会計法の中に「発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資する」、この「円滑化に資する」という

ところをどうも拡大解釈をしている。この法律を出すときに内閣法制局とは御相談になられたのでしょうか。これはちよつと読みにくいと言われれば、そのところでは、いや、もう円滑化というふうになったら何でもよろしい、そこから幾ら金を出してもよろしいということになっているのかどうか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○黒田政府委員 今の電特法の、法律的には第一条の二項で、「発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置」でございまして、これはこの後に「であつて」「政令で定めるもの」ということで、政令で具体的には事業を決めていくことになっているわけでございます。

この政令に關しましては、電源開発促進対策特別会計法施行令の第一条の第六号に掲げてある事業でございまして、民法第三十四條の規定により設立された法人が行う本邦外に設置された原子力発電施設の安全性の確保に關する業務に従事する者との原子力発電施設の安全性の向上に關する技術の交流に要する費用に係る補助金の交付」ということで、政令で決められているところでございます。そういう意味では、この政令に關しましては、当然のことながら内閣で決定されたものでございまして、

○後藤委員 私は、その「政令で定める」というので政令がどこにあるかということを実は調べてみたのです。そうしたら、今各省にも、あるいはいろいろな法令を、整備の参考にするような場所には、皆、法令何というのですか、全書ですか、あれがあつて、その都度政令とか法律が変わるたびに差し込みが入ってまいりますね。これが私が見たときにはないのですよ。今長官がお答えになつたのが見つかりまして、これが昨年の十一月二十六日にこれを、政令を変えているのです。私は、この政令を変えようということ自身が、この本法から、法の趣旨を拡大解釈しているのではないかと、今長官おっしゃったように、「本邦

外に設置された原子力発電施設の安全性の確保に關する業務に従事する者との原子力発電施設の安全性の向上に關する技術の交流に要する費用に係る補助金の交付」というのが昨年の十一月二十六日の政令の中に書かれている。恐らく予算要求の中で、大臣、大臣はそのときにまだ大臣になつていらつしやらないと思うのですけれども、国際協力していかねばならない、そのことが回り回つて日本の電源立地を円滑にしていくなつたがるというところで、最初は恐らく大蔵省、概算要求の折衝の中でも一般会計以下、ODAの中でこれを対応策を講じたいということと折衝されたのではないかと、あるいはODAの方もなかなかとれない、まあ二十億や三十億ぐらいなら電源特会があるわけだからこれを使つたらどうだということと、逆に政令に來ていると思うのです。四十九年にやつているわけですよ、四十九年にやつておつて、そういうような国際交流があるとすれば、本法の中でこれは整理をしておくべきことだらうと思うのです。あるいはいよいよこれから旧ソビエトあるいは東欧の方の技術者の技術水準を高めていかなければ、日本の電源立地は非常に難しい、とりわけ原子力発電は難しいということであれば、このときに、この本法の修正といひますか、整理を先にしておくべきことではないか。

これは大臣、そんなに反対のあるものじやないと思うのです。国際的な、日本の技術者を交流していく、移転をしていくということについては、だから、それが読めるような本法の整理をしておくべきだらう。

そして、世界各国から、単に東欧圏だけではなく、先ほど言いましたように中南米とかあるいは東南アジアとか中近東とか、そういうところからこれから原子力発電、化石燃料に頼らないクリーンなエネルギーを確保していくためには原子力発電所をつくっていく、しかし技術者の訓練がなされていない、ぜひ日本の高い技術を学び

たいというようなことに対して積極的に対応していくためには、私は、やはりODAあるいは一般会計の中でやるべきだと思ふのです。もつと日本の原子力発電がスムーズに立地できるような、円滑にできるような環境に対して、もつと全面的に努力をしていくべきだ。そのところを怠っているから、今電源特会にある程度のファンドがある、じゃこれを使わしていただきましようというのは、やはり私はどうも拡大解釈なりちよつとそくな手段ではないかというふうに考えるわけですね。

大臣、この点はひとつ政治家として、何も憲法第九条をどうするといふ問題じやないのです。やはり時代に合わない状況になつておつて、しかしそれをやるためには財政措置が必要である。一体どこから持つてくるかといふことについて知恵を出していくべきだと思ふのですが、どうも政令のつくり方もそくでありまして、本邦外とはまたうまく言つたものだと思ふ、それから発電用施設の設置のための財政上の措置といふことなら、長官、恐らく読めないでしよう。これがもし電源特会の第一条の二項が発電用施設の設置のための財政上といふことなら読めない。ここに「円滑化に資する」といふ言葉があつて、これしめたと思つてこれに飛びついたんだと思ふのですけれども、これはもうこれ以上私は申し上げませんが、法律の整理をしていかなければならぬと思ふのですよ。

大臣、これは政調会長をやられておられて、いろいろこういうものには当たつておられると思うのですけれども、将来のことを考えていていかうかがございませうか。今すぐに見直しということとは答弁はできにくいかわかりませうけれども、法の整備をもう一度見直ししていくということ、をぜひ私は申し上げておきたいと思ふのですが、大臣、いかがでございませうか。

○森岡務大臣 今先生お調べになられましたことなども伺つても、恐らく電源促進をしていくという観点で、どちらかといへば国内の電源立地を推

進していくということからまずスタートした問題であろうと考えておりますが、今日のように先ほども申し上げましたように我が国のいわゆる技術がこれだけ進んでまいりました。そしてまた、世界のそうしたことに對する支援というのは當時はそんなに多くはなかった。そのことはそう私は念頭にはなかったのではないかと、そんな推量をいたしております。

したがって、まあODAそのものも見直すべきだという意見もございますし、これからの国際貢献についてもいろいろと検討を加えていかなきゃならぬこととございます。それは当然世界の、世の中の大きな変化、国際情勢の変化によつて、やはり我が国の国際貢献やODAというものも十分検討してみなければならぬだろうと考えております。今すぐどうしろと言つても恐らく長官初めそれは答えようもないと思う。当然財政上の問題もございますから、大蔵省との関係もございましょう。私ももととして、今先生のお話になりましたことは、将来ともに十二分に考えてみなければならぬというテーマとして大事に勉強させていただきたい、このように思います。

○後藤委員 大臣が予算委員会の方に出席するのということが書いてあります。一つだけ大臣にちよつとお願い申し上げておきたいのですけれども、特に原子力発電所の立地というのは非常に難しい状況にあるわけです。しかし、こうした原子力発電所の立地されている地域というのは、大臣の志賀もそうですし、珠洲なんかもこれからの問題ですけれども、大体電源県というのは遠くに離れているところにあるわけです。そして大都市がこれを長い送電線を引いて消費しているわけです。普通ならやはり、あいさつと言つたらちよつと言葉がよろしくないですけれども、自治体がい

るわけですから、そこがあくまでも拒否と言つたら、これからエネルギーの需給にどんなに難しい問題が起つたとしても、これはもう対応できなくなるわけですね。

したがって、例えば石川県なんか大阪や京都やあるいは兵庫のところの自治体が出ていって、エネルギーの安定供給、需給安定のためにどういうようにしていくかというふうな、そういう話をしているというのではないかと。ひとりその立地県が、知事なり自治体なりあるいは地域住民の皆さん方がもう苦勞をし、努力をしておる。そしてぬくぬくと消費県は、まあぬくぬくもしてないでしようけれども、全く無関心でいるというのは、これからのエネルギーの消費、安定供給、需給関係を円滑にしていくなかにおいて大変大切なことだと私は思うのです。恐らく、東京都知事が福島へ出かけていって、そして、皆さんにいろいろ御苦勞かけているけれどもというような話は、寡聞にして聞いたことがないのです。

大臣、いかがですか。おい、知事、どっかへ行って、ひとつうちの県知事のところへ行つてあるいは自治体のところへ行つて、ぜひ御意見も聞かせていただきたいし、我々もぜひ御協力申し上げたいというようなことをやらせるというのが、これが政治だろうと思うのですが、いかがでしょう。この件だけでどうぞ。

○森國務大臣 今委員のお話の中に私の郷里の石川県の名前が出てまいります。たまたま志賀にいたしましては珠洲にいたしまして私の選挙区ではないのですが、今少しお疲れでお休みになっておられますが、山本拓さんの福井県などはまさに電源立地の模範的推進県。亡くなられた熊谷太三郎先生などもそのことについては大変命をかけておられた。また、山本さんも県議員のときからこのことについては大変大きな見識を持っておられました。当選されて間もないときから、いわゆる地下埋設の原子力発電所という提起をして、いささか電力会社や、恐らくエネルギーもそうだったと思いますが、みんなちよつとびつくりを

したわけですが、何も今すぐどうしろというのじやなくて、そういうことを検討したらどうかというところで、大変電源を推進をしている県の政治家らしいいろいろな取り組みをしておられるなと思つて私も大変感服をして、その議員連盟の一員に今なつておるのです。

ですから、今確かにおっしゃるとおり難しい問題だと思つて。先生の方がもう御専門でよく勉強しておられるのだと思つて、よくこんなこともございました。どの県だということも申し上げにくいのですけれども、知事あるいは市町村の立場からいへば、そもそもこれはある意味では電力会社の営利事業ではないか、だからそのことについてなぜ県や市がそんなふうな地元の皆さんの人たちの説得をしなればならぬのかということとを平然と言う知事さんもかつてありました。かといつて、では、国がエネルギー政策を進めていく意味で、今度は通産省なりエネルギー省直接で高圧的に出るのはどうか、そういった面から見れば、やはり地方の市長、村長さんにお願いをするあるいは県当局にお願いをするというのが筋だろうと思つて、そういういろいろな見方があるのだらうと思うのです。電力会社が積極的にやれという面もあるでしょう。それはやはり地域によつて、その地域の事情によつていろいろな工夫をしていかなければならぬということだと思ふのです。

基本的には、原子力発電の推進というのは、もう安全確保というものはこれは最大の問題でございまして、もう一つ我が国には、やはり原子爆弾というものを世界でただ一つ落とされた国だということに對する、国民全体から見て原子力というものの對しては相当なやはりシビアに物を考える国民性である。私はそのこと自体は決して間違つてはいないと思つて。いろいろな条件がやはり日本の原子力推進——先生も外国のをごらんになったと思いますが、私も幾つか外国の原子力発電所を見たりあるいは処理の後始末を見ておりま

しても、こんな野方図にやっているといていいのかなと思ふようなことが随分外国ではございまして、日本人の非常にきちょうめんな性格からいいますと、いろいろな形で説得をし、またお願いをし、条件を整備していくことにあると思つて。だから、私がこれは福井県で一度聞いた話であります。福井の皆さんが苦勞しておられるのに、何で大阪の連中はのんびりしておられるんじやという意見も随分やはりありました。よく話をすれば大都市の皆さんもそのことはよく理解をされるのだらうと思つて、まあ比較的北陸と関西は近うございまして、関西経済界が中心になつていろいろな総合開発計画を進めますと、都合のいいときは応援しろと言いますが、新幹線などのことについては案外大阪も京都も冷たいというふうなことが、特に福井や石川、富山からよく聞かえてくる声でございまして。確かに、そういう面で行つて謝ると、かえつてまた何か大阪や京都のためにやっておるのかいというようにまた逆になつていけないうけであります。そういう精神を大事にして、今先生が指摘されたようなことを大事にしながら、そしてやはり日本全体のエネルギーの供給というものをみんなひとつ大事に維持していくんだという考え方を多くの皆さんに理解してもらふ、いろいろな角度から理解してもらふことに努力しなければならぬというふうに、私は今の先生のお話を伺つて、また、今まで私自身も登壇のことに関していささかお話をしに行つたり説得したという立場もございまして。

それから、ちよつと長くなつて恐縮ですが、やはり今一番問題は、その都度そのことが首長の選挙に使われるといましようか、原子力を推進するのは是非か結果的に地方選挙を問うということになりますと、なかなか地方の自治体が継続的な政治行政が進んでいかないという面での非常に弊害というものもやはりあります。

いずれにしても、大変難しい問題でございまして

が、またいろいろと先生から御指導いただきながら、通産省またエネルギー庁としても十分に先生のおっしゃりたいという意、お考えはよく私も私どもわかりますので、十分に受けとめて努力してまいりたい、こう考えております。いろいろ御指導ありがとうございました。

○後藤委員 大臣は予算委員会に入られるようですから、幾つかまでお聞きしたいこともあるのですけれども、どうぞ結構でございます。

時間がなくなってしまうので、端折って一、二ちよつとお聞きしたいと思うのです。

今の原子力発電所の立地の問題なりあるいは電源立地の問題については世間も注目をいたしておりまして、それぞれが努力をされていると思うのですけれども、一つ欠けている面がある。今も大臣の答弁の中で、いやそれはもう電力会社がやるべきことだという意見の人もいるということの話もあるわけですが、その最たるものが、私は送電線等については案外関心を寄せていないと思うのです。この間六ヶ所へ行つてまいりましたけれども、あそこは濃縮なりあるいは低レベル廃棄物処理場もきちつとでき上がり始めている。大変スムーズに動いているわけでありまして、ああいうのを見ますと安心感を持つわけですね。ですから、これから今度東通の方に原子力発電等を立地していく上において、ある程度環境が少しよくなつてきていると私は思うのです。ところが、ではあそこ大規模の発電所ができ上がつてくる、送電線を一体どのぐらいの容量でどういうように引いていくか、どこをどう通っていくかというのは、一体通産省はどう承知しているのか。それは送電線を引くところが考えていけばいいんだ。電源立地の場所も難しいですけれども、やはり山越え野を越え行く送電線を引くというのはこれまた大変厄介な仕事で、それぞれの関係者は地域の了解を得ていかなければならないわけでありまして、この点を一体どう考えておるか。

ちよつと調べてみますと、電源開発に対しては、例えば電源立地促進対策交付金であるとか、

水力発電施設周辺地域交付金、電力移出県等交付金、原子力発電施設等周辺地域交付金、電源地域産業育成支援補助金、電源地域振興促進事業補助金、こういうようなものがあるのですよね。ところが送電線等については、どうなんですか、ほとんどそういうものはないのではありませんか、恐らくこれからは、送電線、五十万から百万ボルトなんかになつてまいりますと、相当な用地とそれからその費用もかかつていくわけでありまして、どういふいう点について、長官ですか、どういふように考えていらつしやるのですか。やはり助成措置といひますかその対応策といふものは必要だと思ふのです。

○黒田政府委員 今おっしゃいましたような発電所の立地についてはかなり地元への交付金等があるわけですが、おっしゃる通りに、送電線等についてはそういったものはないわけですが、いまして、電力会社が設置することについての融資といふものは用意をいたしているわけですが、いまでも、現在のところはございません。

ただ、おっしゃいますように、今後いろいろな、原子力発電所を含めまして立地といふものがある、かなり遠隔化したような場合に、あるいは共同で何かやっていかなきゃいかぬような場合に、基幹的な送電系統がまた新たに大規模に必要ななつてくることも想定されるわけですが、今後ともそういった問題につきましては、今後ともそういった実態を踏まえながら、かつ、それをやはり政策的にプッシュしていく必要があるような状況であるのかどうかを十分に判断をいたしまして、検討をしてまいりたいと考えております。

○後藤委員 要望として申し上げておきたいのですが、長官、これからの広域運営といふものはどうしても進めていかなければならないし、そのためには、やはり特に送電線建設等についても先行的な計画の推進や着手が必要になつてくると思ふ。やつと発電所ができ上がつてさあこれから送電線を引くといつても、後からだとなかなか大変ですから、あわせてこれの指導といふものが必要

であらうということをお願いとして申し上げておきたいと思ふ。

時間がなくなつて、まだ幾つか申し上げたいことがたくさんあるのです。

コジェネレーション、これが口で言うほどどう一つスムーズにいったらないように思いますので、電熱併給に對しましてはどのようにこれから対応していこうとしているのか。幾つかの細かいことになりまして、資料を見ておりまして、私も図でも説明しなければならぬところもたくさんあるのですけれども、そういう説明をしている時間がございせんが、いろいろな制約要件がまだ大変強いようでありまして、集中型電源を今日まで明治以来ずっと、電力といふものは大規模集中発電による安定、安価な電力供給を中心とした方がい

いんだ、こういう歴史的経過を持つておりましたから、法律にいたしましてもあるいは電力会社の姿勢にいたしまして、どうも分散型電源に對してはその蓄積なりあるいは物の考え方なりといふものが足りなかつたのではないかと思ふのですけれども、コジェネに對しての今までのいろいろな制約があるようでありまして、どのようになつていく問題の解決をしていくかといふことについて簡単に御説明いただければありがたい。

○黒田政府委員 コジェネにつきましては、熱と電気を効果的に組み合わせるということで一般的には効率の向上が期待されるわけですが、私どもも推進してまいりたいと考えているところでございます。

現在までのところは、個別のコジェネ施設についての税制上の措置とかあるいは低利融資等を支援策といたしているわけですが、御案内のように、民生用では大体三十四万キロワット、それから産業用では百九十万キロワット程度のコジェネが現在稼働をいたしているところでございます。

これに對しまして、今先生の方から電力会社も対応が鈍かつたのではないかといふようなお話があるわけですが、昨年の四月か

ら、いわゆるコジェネの余剰電力の購入につきましてメニューを整備いたしているところでございます。また他方で、この委員会でも特定供給の問題につきましてもいろいろ御議論があったわけですが、いままでも、当面は、今電力会社の余剰電力の購入の状況等を見ながら、かついろいろな海外での状況であるとかそういうものも参考にしながら、具体的な支援策はまた検討してまいりたい。

それから、今回の法律におきましても、NEED Oにおきまして地域の省エネルギー型のシステムをモデル事業として実施していく、そのための補助をしていくといふようなことも加えているわけですが、今後、状況を見ながらいろいろ検討してまいりたいと思つております。

○後藤委員 せっかく建設省来ていただいているので、一言だけ申し上げたいのですが、私は、共管事項ですから政府委員が来るんだと思つておつたら、課長だから、課長だからというわけじゃないが、説明員のようなので……

私の考えていることをちよつと申し上げていきたいと思ふのですが、今度の法律の中で、建設にかかわる壁面であるとかあるいは空調であるとかといふものについての一応指導なりあるいは指針なりといふものが出されていくわけですが、私も、物の考え方ですけれども、恐らく建築基準法といふのは、私よく勉強しておりますが、安全とかあるいは快適な条件とかが中心につくられていくんだらうと思ふのですが、やはりこういった建物に對する省エネの観点からいいますと、つい半世紀ちよつと前くらいまでは暖房はこたつでありまして、それから冷房はうちわと外気だったわけですが、風だったわけですね。それがアルミサッシ等が入つてまいりまして、国連ビルと同じような、そういう見た目、大変スマートで美しい建物になつてしまつた。そのためにどれだけエネルギーを消費しているかわかりません。

歴史的な建物が、見ておりますと、それぞれの風土なり自然環境に合うような建物になつてい

のですよね。私も中東へ、サウジアラビア、クウェートあるいは沿岸諸国に二回行ってまいりましたけれども、あの建物なんかを見ますと、やはり知恵を出しているわけですね。ひさしを出しているとかあるいはベランダをつくるとか、そして直接日光が入らないようにしている、あるいはカーテン一つ引くだけでも違うわけですけれども、今の日本の建築を見ておりますと、そういう過去の人々の自然や風土に合うような知恵を出していない。全く近代建築で、安全でさえあればいい、強度が十分保たればいい、耐震設計はしていかなきゃいかぬというくらいのものでありますけれども、これから、若干のコストがかかったとしても省エネ構造をどうつくっていくか、それを日本の風土なり自然環境に合わせてどうしていくのかということも知恵を出していく必要があるだろう。法律をどうこうすることはともかくといたしまして、建設省の指導というものが入っていかなければ、今度こういう法律をつくったといたしましても魂が入らないのではないかというように考えますので、その点の見解を聞きたいと思ひます。

○羽生説明員　今先生御指摘のように、建築基準法は、国民の生命、健康、財産の保護を図るために、安全上、防火上、衛生上等、建築物に必要な最低の基準を定めておるといふ性格を持っているものでございます。したがいまして、強制的な法規でございまして、その中の快適性というところまではなかなか入ってこないという面がござい
ます。

また 実際の建築物の、どういう設計を行い、
 どういう建築物にしていくかということについては、これは発注者なり設計者という者の考え方に
 ゆだねられるというのが一般的なものでございます。
 ただし、そういった建築設計を行う資格者とい
 うふうなものを、建築士法というふうなことで、
 同じような観点からその質の確保を図っている
 ところでございますが、こういった建築物を建て
 るかは、まさに発注者と建築設計者ということ

で決まってくる面がございます。

また先生の御指摘のように、日本の古来からの建築様式、自然環境にマッチしたような建築様式というものがあつて、それが忘れられているのではないかと御指摘につきましては、最近のように大変大都市になつてまいりまして、都市内部の密集した市街地というふうな事になつてまいりますと、やはり昔、例えば江戸で大火があつたり、関東大震災におきます火事がありました、そういういろいろなこともございまして、防災、不燃化というふうなことも図つてまいらなければいけませんし、土地利用の整序を図るといふ観点から、都市計画法、それから建築基準法のうちの、集団規定というものに基づきまして市街地を形成していくという必要がある、そういう面での規制があるわけでございます。しかし、その中でどういった、先生言われましたような日本式の、日本的な様式をどういうふうに取り入れていくかということとは、先ほどから申し上げておりますように、発注者や設計者ということでございます。

そういう観点から、今度の省エネルギーという観点につきましても、建築物の断熱性能とか、それから空気調和設備でいいますとその空気調和のための効率性がどのくらいあるかという数値について、今までも定めてきて、それを努力義務として守っていただいてるというようなことでございます。そういう意味で、今度の改正後におきましても、さらに設備を、給湯とか照明を追加いたしました、よりその徹底を図っていきたいというふうに思っているわけでございます。

そういう場合に、また別の面から見ますと、先生御指摘のような今までの建築様式、木造に対する見直しですとか古来からの日本の建築様式上取り入れられているいろいろな知恵を、例えば伝統建築物を初めとするいろいろなものに対しての見直しの動き、再評価する動きが出てきております。そういう観点は今後とも強くなってくるのではないかというふうに思っております。そういう法規上の措置とはまた別に、できる限りそういう

うものが、今のあり方に合致した形で取り入れられるものについては取り入れていくように、私どもも一般的な意味での指導なり相談というものをしていきたいというふうに考えております。

○後藤委員　時間が来ましたので終わります。

〔竹村委員長代理退席、安田〔範〕委員長代理着席〕

○安田(範)委員長代理 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○安田(範)委員長代理 速記を起こしてください。

小沢和秋君。
○小沢(和)委員　まず、この高度化法、支援法、

二法案の提案理由を改めて大臣から確認しておきたいと思うのです。

私は、この二法案は、かけがえない地球環境を守るために二〇〇〇年以後の一人当たり二酸化

炭素排出量をおおむね一九九〇年の水準に抑えるという目標を實現しようとして提案された、これ

が一番肝心のところだというふうに理解をしておりますが、それでよろしいでしょうか。

○森国務大臣　引き続き予算委員会に呼ばれましたので、大変おくれて参りまして、申しわけござ

いません。今小沢委員の御質問に対してお答えを申し上げます。

たびたび当委員会でも申し上げてまいりましたように、人類の共通の課題でございます地球環境

問題を克服してかけがえのない地球を将来の世代に引き継いでいくことにつきましたは、こ

れは現世に生きる我々の責務である、このように認識をいたしております。地球環境問題、中でも

化石エネルギーの使用に伴う地球温暖化問題、廃棄物問題などにつきましては、人類の日常の経済

活動さらに国民生活から不可避免的に発生するとい
う側面を持っているわけでございまして、このた

めにも、これに取り組むに当たっては、経済成長、エネルギーさらに環境保全、三位一体とした

総合的な視点に立って、企業、国民の省エネルギー、さらにリサイクルの推進のための自主的な

努力を支援することによりまして、新たなエネルギー・環境問題に対応した経済社会構造への転換を目指していくことが重要であろうと考えております。

通産省といたしましては、このような認識の

とに、エネルギー対策における法的枠組みを拡充整備するとともに事業者の自主的な取り組みを支

援すべく、今般の二法案を提案をさせていただいたこととございまして、御審議を今いただ

○小沢(和)委員　今、日本の国際貢献ということ

がいろいろな形で問題になっておりますが、経済大国として大量の二酸化炭素を排出している日本

がこの程度の目標ではまだ足りないという声もありますけれども、それだけに、景気がどうあろう

と、あるいは石油価格が今後も引き続いて安からうと、地球環境を守るために少なくともこの程度

のCO₂排出量の抑制は必ず全世界に対して果たさなければならぬというように私理解しており

ますが、大臣、いかがでしょうか。

○堤(富)政府委員 この二〇〇〇年安定化という

目標は、淵源をたどりますと、リオ・サミットでもございました気候変動枠組み条約というものが

あります。その中では、特に先進国の責務として二〇〇〇年安定化ということが書いてございま

す。そういう意味では、これは国際的な意味では一つの道義的な目標だと考えております。ただ、

条約上の確たる目標かということになると、これは条文では、ある意味ではそういう二〇〇〇年には

安定化することが非常に重要であることを認識した上でいろいろな政策をとることが必要である。

我が国におきましては、御存じのように地球温暖化防止行動計画をつくっておりますので、その目

標に向かってこれから最大限の努力をするということが必要かと存じております。

○小沢(和)委員　そこで、エネルギー需給見通しの問題で次にお尋ねしたいのですが、二〇〇〇年

の一人当たり二酸化炭素排出量が九〇年の水準と同じになるような計画になっておりましようか。

これは同じでなければ理屈が合わないと思うのですけれども、念のためお尋ねいたします。

○黒田政府委員 ただいま御指摘の地球温暖化防止行動計画は九〇年の十月に決められたものでございませうけれども、エネルギー供給見通しもその直前に報告がなされておりました、他方で石油代替エネルギー供給目標というものを代エネ法に基づきまして決定をいたしておるわけでございませう。したがって、両者が整合性のとれたものとして決められておるものでございませう。

○小沢(和)委員 この見通しで一番問題なのは、非化石燃料として原子力発電を飛躍的にふやすという点になっておる点であります。二〇〇〇年に五千万キロワットを達成するためには八九年より二千万キロワットふやさなければなりません、この見通しをつくってから現在までに何カ所完成をしたか、また計画と工事中でそれぞれ合わせるとどれくらい既に見通しがついたか。今の私の感じではそれが全部できてかなり足りないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○黒田政府委員 このエネルギー長期供給見通しは、需要面と供給面の双方から、今おっしゃいましたような地球温暖化防止行動計画との関係で整合性のとれたものになっているわけでございませう。そういう意味で、今回この二法案で省エネルギーを進めようということですが、今お尋ねの原子力発電所につきましては、その後現時点では三千四百六十万キロワットぐらいいなっております。それから、こうした運転中のものを含めまして建設中あるいは建設準備中の原子力発電所を合わせますと、その能力は四千六百万キロワットになっております。そういうことからいいますと、現時点ではまだそういう運転中あるいは建設中、着工準備中のものでないものについては四百五十万キロワット強ということになるかと思ひます。

○小沢(和)委員 そうすると二〇〇〇年には四百五十万キロワットぐらいいないということになると、この御説明だと思ひますが、そうするとその四百五十万キロワット足りないものについてはどうするお考えなのでしょう。か。

○黒田政府委員 二〇〇〇年度と申しますとまだ八年ぐらいいあるわけでございませうから、必ずしも四千六百万キロワットしかないということではございませう。今ははっきりしているのが四千六百万キロワットむしろあるということではございませう。これはできる。しかしあとの四百五十万が足りないということではございませう。ただ、現実問題としてリードタイムが原子力発電の場合に非常に長いわけでございませうから、非常に困難な情勢になっておることは事実でございませうけれども、今四千六百万キロワットと申すんだということには必ずしもならないと思ひます。

それから、炭酸ガスの排出量との関係でございませうけれども、今の目標である五千万キロワットといふのは今確保している四千六百万キロワットといふ、これは最大電力でございまして、当然のことながら炭酸ガスの排出量に影響してくるの、原子力発電所で発電することによって、その発電の電力量がふえることによって、逆に相対的に化石燃料の発電所で発電する電力量が減る、こういうことで、要するに最大電力の問題ではなくて電力量の問題であらうかと思ひます。こういう点につきましては、もちろん需要の動向に依り、また設備の稼働の状況という問題があるわけでございまして、そういう面でも五千万キロワットと四百五十万キロワットが不足して約一割不足するではないかということには必ずしもならないわけでございませう。

○小沢(和)委員 今もう四千六百万キロワットまでは保証されたようなお話ですけれども、私は各地の反対運動などの動きを見れば、今計画、着工済みを合わせて、最大限うまういってそこまでするの、現在の見通しではないかというふうに思ひます。それで、次のお尋ねなんですけれども、来年度

予算案を見ますと、原発建設関係が飛躍的にふえるわけであります。どういふ内容でどの程度ふえるのか、それは何のためかということについて御説明ください。

○黒田政府委員 原子力発電所の立地関係での予算の増加あるいは増加の項目でございませうけれども、一つは、来年度、地域共生型原子力発電施設立地緊急促進交付金ということで新しく五億円の要求をいたしております。これは新規の項目でございまして、従来原子力発電所というのには非常に隔離された存在であつたわけでございませうけれども、地域のために活用する資源というの、この原子力発電所には別の見方をするとあるわけでございまして、例えば温排水であるとかあるいは蒸気といったようなものを活用する方法はあるのではないかと、いふことで、発電所を核とした地帯振興事業を強力に推進するために、原子力発電所の新増設が見込まれます地点の存在する市町村等に対して、調査とかパイロット事業とか、あるいは施設整備事業を今後進めていこう、そういうものに要する費用を充てるための交付金でございませう。

それから、第二に、原子力発電施設等周辺地域交付金ということでございまして、原子力発電施設等の周辺地域におきまして、一般電気事業者から電気の供給を受けている者に對しまして給付金の交付に要する費用あるいは産業の近代化事業に要する費用に充てるための交付金を都道府県に對して交付いたしておりますが、平成五年度におきましては、原子力発電施設等の新増設を促進するために、平成五年度以降着工の施設について交付金の割り増し措置を講ずるということで増額の要求をいたしていただいております。

このほか、電源地域への企業の立地の促進等のために必要の増額をいたしていただいております。○小沢(和)委員 そのほかにも、原子力発電安全対策などというような名目でも相当大きな予算の

伸びもありませう。全体として、この立地の促進のため、それからまた安全だということでも国民の中でキャンペーンをしたりするための費用というのが非常に大きく伸びるの、すけれども、これは、私が今申し上げた、原発について思うように目標に向けて前進がないということ、今のCO₂の排出量を抑えるためには、この原発がクリーンエネルギーだということで大宣伝しながら一挙にそのおくれを取り戻そうということ、こういうふうなあつちでもこつちでも原発関係の予算をふやして、いわば攻めに出たのじゃないだろうか、こういうふうに見ますが、いかがですか。

○黒田政府委員 今回、もちろん今おっしゃいましたような地球温暖化防止の問題、あるいは内外でエネルギーの伸びが最近非常に大きいといった問題等から、やはり我が国としては長期的にエネルギー供給構造というものを改革していかなければいかぬということではございまして、こういう観点から原子力についても必要の対策を講じているところでございませう。また供給面では、そのほか例えば太陽エネルギーについても大幅な増額をいたしていただいておりますし、他方、需要面では省エネルギーのための対策といった面について抜本的にその予算についても拡充をいたしていただいております。

○小沢(和)委員 きのうここで原子力発電は過渡的なもので将来は廃止すべきだというような議論も行われましたけれども、私どもの考え方は違つたわけでございまして、原子力は人類の英知が生み出した貴重なエネルギーであり、長期的にはこれを活用していくのは当然だと考えております。しかし、現在の原子力発電が技術的に未確立であり、安全面で重大な弱点を持っているので、我が党は安易に新増設を認めることはできないというふうな考えをいただいております。

そこで、大臣にこの機会に一言お尋ねしておきたいと思うのですけれども、少なくとも原発がまだ安全面で未確立であることへの謙虚さを我々は忘れず、その確立のために最大限の努力を注ぎ、

三二

その安全性について関係住民や国民の納得を得なければならぬと思うのです。今のようなCO₂の排出を抑制しなければいかぬということから、原発をつくる、そのための押しまくるチャンス到来というようなことで今の状況を考えてはならないのではないかとと思うのですが、大臣はどうお考えでしょうか。

○森田政府委員 原子力発電推進に当たりましては、安全確保の最大限の努力を払っておりますし、そして、国民の理解と協力を得ることがまず何といえども不可欠である、このように考えております。

このため、通産省といたしましては、原子力発電の安全性と必要性について正確かつわかりやすい広報を行っていくとともに、原子力関係情報の適切かつ積極的な提供に努めているところでございます。具体的には広く国民からの疑問に直接答える電話窓口の設置や事故トラブル等の情報を国民が直接アクセスできるパソコン通信のネットワークの開設など、国民一般に対する広報のほか、オピニオンリーダーや女性あるいは青少年といった特定層に応じたきめ細かい広報を実施をいたしております。今後とも原子力発電の安全性と必要性に関するわかりやすい広報を実施し、原子力発電に対する理解の増進に努力してまいりたいと考えております。

今委員から御指摘のように、今がチャンスだ、そのような考え方は全く持っていないので、なお一層国民に理解をいただけるように我が省としては推進をしていきたい、このように考えております。

○小沢(和)委員 同じ非化石系のエネルギーでもいわゆる新エネルギー、太陽光とか風力とか、こういうようなものをもっと積極的に活用していくべきではないかと思うのです。この点で、日本は諸外国に比してこれらの活用では技術的には非常にすぐれたものを持ちながら、普及の面で大きくおくられているというように感じがして報道されておりますけれども、政府の姿勢はいかがです

か。

○黒田政府委員 地球環境等の問題を考えますと、非化石燃料のウエイトを高めていくことは非常に重要なことだというふうに考えているわけでございまして、そういう中で御指摘のような太陽あるいは風力といったような自然エネルギーは石油に代替するクリーンなエネルギーでございまして、エネルギー安定供給の確保あるいは環境保全の観点から極めて有効なエネルギーであるというふうに認識をいたしております。

ただ、一般に当然自然条件に左右されるわけでございまして、現時点では相当コストが高額であるといったような課題を抱えているわけでございまして、こういった課題を克服いたしますために、私どももいたしまして、従来からサンシャイン計画等を通じて、新エネルギーについての技術開発に努めると同時に、いろいろなモデル事業の推進であるとか、あるいは税制上の措置などを講じまして導入促進策を推進してきているところでございまして。

具体的に、例えば太陽光発電、太陽電池の場合でございまして、第一次のオイルショック直後の四十九年から私どもその技術開発に取り組んできているところでございまして、これまで、平成四年度まででいいますと、累計で八百五十億円ぐらいの予算を使い技術開発を推進してきているところでございまして。この結果、コストも非常に下がってきているわけでございまして、しかしまだなおいろいろな条件がありますから、試算ということになりますけれども、太陽電池単体だけでキロワットアワー当たり七十円ぐらいの発電コストを要するわけでございまして。ただこれは、単体だけで申しましたのは、太陽電池のパネルだけという意味でございまして、パネルのほかに当然これを固定する架台であるとか、あるいは直流と交流を交換いたしますインバーターであるとかいったような補足設備が必要でございまして、また使

いうことでございまして、したがって、現段階ではキロワット当たり百何十円というようなコストになっているのが現状でございまして。

しかしながら、そういったことから引き続き私どももいたしまして技術開発に取り組んできているところでございまして、太陽電池の太陽の光をエネルギーに変える変換効率、これは平均的には今一〇％ぐらいでございすけれども、これをさらに上げる、あるいはコストダウンをする、そういった意味での技術開発をいろいろ推進しているわけでございまして。

ただ、そういったコストが高額ではありながら、しかし一方で本格的な実用化への素地をつくつていくということ、平成四年度、今年度から太陽光発電を具体的に公共施設等に設置いたしまして、フィールドテストをやってみようというところで、三分の二を国が補助するというような形で本格的な導入のための補助金を用意いたしているところでございまして。これは今後とも、太陽電池の場合には、先ほど自然条件と申し上げたわけでもございすけれども、日本の中でも日照がい

い地域あるいは積雪地域あるいは寒冷地域といったようないろいろなタイプ分けをいたしまして、また設置する施設につきましても、太陽電池でございすから昼の需要の多いような施設、学校であるとか公民館であるとか、そういったものを選びながらフィールドテストを実施していきたい。そのための予算も来年度について大幅に増額を要求しているところでございまして。

また、電力会社等の対応におきましても、太陽電池から出てきた電気を家庭なりそこで使うだけではなくて、余ったものを電力会社に売るといったこともまたあり得るわけでございまして、そういった場合に、太陽光発電あるいは風力の場合には、電力会社が小売する電気の料金と同じ料金で購入するということようなメニューも電力会社側では用意されているわけであります。

そういったことで私どもも、一つのクリーンエネルギーでございすから、大いにこれを推進す

るために努力をしているところでございす。

○小沢(和)委員 原発の計画がおくれ、そして新エネルギーの開発も思うように進まないということになると、二〇〇〇年の石油依存度を下げるという目標が達成できなくなるおそれがあるのじゃないかと思うのです。そうすると、国際的な公約ではないかと私が言ったら、いや、これは道義的な責任程度だというふうにさつき言われたようなんですけれども、そういうことでこれは達成できなくても仕方がないというふうなことになるのかといったら、私は、今の世界の状況から見たらそんないいかげん態度では済まないのじゃないかと思うのです。その辺はどういう見通しですか。答弁は簡潔な言葉で願いますね。

○黒田政府委員 今、目標に向けて最大限努力していくのが私どもの使命だというふうに考えておりまして、供給面、需要面双方で最大限の努力、ぎりぎりの努力をしていくということが重要であるというふうに考えている次第でございす。

○小沢(和)委員 そこで、省エネ問題に今度は入りたいと思うのですが、五十四年の省エネ法の制定以来、今日までの努力によってどういった成果があったか、簡潔に答えください。

○黒田政府委員 五十四年の本法制定以降、本法を機軸といたしまして省エネの推進が図られてきたところでございす。具体的には、工場、産業部門に関係いたしましては、この法律に基づきまして判断基準の策定、公表、あるいはこれに基づく指導を行ってきたところでございす。また、一定以上のエネルギーを使用している工場におきましては、この法律に基づきましてエネルギー管理士が選任されて、エネルギー管理が徹底されてきているわけでございす。最近調査いたしましたところでは、この時点での判断基準の内容と容というのは、項目によって違いますけれども、八割から九割方遵守されているという報告を受けております。

また、建築物におけるエネルギー使用の合理化につきましても同様に、この法律に基づきまして

判断基準の策定、公表、あるいは建築主に対し指導助言等を行ってきたところがございます。

また、特定機械器具につきましては、特定機器とされてきたガソリン乗用車、エアコン、冷房用のエアコン、それから電気冷蔵庫につきまじ判断基準が策定されてきたわけでございますけれども、いずれも目標時点でおおむね達成しているというのが現状でございます。現時点では改めてまた、電気冷蔵庫はもう特定機器からの対象外となり、ガソリン乗用車につきまじは、最近時点での新たな判断基準が策定されて、二〇〇〇年に向けて事業者において努力されているところでございます。

こうしたものをバックアップいたしますために、他方で金融税制上の措置をいたしまして、政府系金融機関による低利融資あるいはエネルギー需給構造改革促進税制による税制上の優遇措置を講じてまいりましたところでございます。

こうした省エネ法の成果あるいは金融税制上の措置あるいは企業の努力が相まちまして、一九九一年度におきましては、もう少し前になりましたが、オイルショック以降、つまり一九七三年度以降、エネルギー消費のGNP原単位で見ますと約三八%の改善が日本国全体として見られているわけでございます。

(安田(範)委員長代理退席、竹村委員長代理着席)

○小沢(和)委員 かなり前から見ればそういうふうな下がつてきているということは私も認めるのですが、最近、八六年ごろを転機にして省エネどころか石油の消費量もほとんど伸びてくる、それから原単位という点で見ても停滞ないしは悪化をするという状況になっているわけです。私は、そういう停滞をしている決定的な原因というのは、石油価格が長期に低迷してきたためにもう省エネをすることにメリットを感じなくなってきたからではないかというふうに思うのですが、それに間違いではないでしょうか。

○黒田政府委員 八〇年代後半から、今おっしゃ

いましたように、エネルギーのGNP原単位が下げてまいり傾向にあるというのは事実でございます。この要因はいろいろあるかと思えますけれども、やはり一つには今おっしゃったような価格の要因もあろうかと思えますし、それから、ちょうどこの時期は内需主導型の景気が非常によくなってきたわけでございます。そういう面もあろうかと思えますし、また、典型的な省エネルギーの大型投資というのが一巡してきたといった面もあろうかと思えます。いろいろな要因があると考えております。

○小沢(和)委員 いろいろな要因がというふうに言われるけれども、私はやはり石油価格が長期にわたって非常に安いということが決定的ではないかと思うのです。実際、私は当局の方から「鉄鋼業の省エネルギー投資の推移」という資料をいただきましたけれども、これはまさにそういう石油価格の動向と省エネ投資の努力とが本当に結びつて一致していると言っているくらい状況なんです。七九年、これは第二次オイルショックです。この年に省エネ投資が全体の投資の中で占める比重は一五・二%だったのですが、その直後は、八〇年二四・九%、八一年二六・九%とどんどんふえてきたんですよ。ところが、そのころで大体石油価格の暴騰がもうめどが見えてきたというわけでございます。八二年以後を見ると二一・六%、二〇・五%というふうな下がつて、最近はどうかといったら、八八年は九・〇%、八九年は五・九%、九〇年はちょっと盛り返してはいるけれども一〇・〇%というふうな、かつてと比べて全然お話をにならないくらい、設備投資全体の中で省エネ投資というのはがっかり下がつてきているんですね。だから、これは価格の動向にほぼ見合った動きじゃないですか。

○牧野政府委員 今委員が挙げられた数字はそういうことであらうかと思えますけれども、ただ、パーセンテージでお挙げになりましたが、この数年鉄鋼業におきましては、表面処理鋼板でありま

すとか冷延鋼板でありますとか、非常に新しい需要が出てまいりまして、それに対する設備投資が非常に多かったということもありますので、ちょっと今絶対対額がございせんが、絶対額として省エネ投資がぐくぐく落ちたということは必ずしも言えるのかどうかということがございせんし、それから先ほどエネ庁の長官が御答弁いたしましたように、やはりここ数年省エネルギー設備の一応の普及によりまして省エネ投資が一巡をしたというふうな事情もあろうかと思えます。

○小沢(和)委員 技術的には今考えられる手段といたすけれども、果たしてそうなのか。私はきのう当局の方から、今後考えられる省エネ対策として鉄鋼業の場合どういうことが考えられるかということと資料をいただいたら、例えばコークス炉調湿炭装置、乾式高炉炉頂圧回収発電設備、密閉式転炉ガス回収設備、直送圧延とかいろいろ挙げていただいたのですが、これは私の知るところで、技術的には既に今まで開発をされてきたものの大体延長線上にあるもの一つ上の技術ということであって、何か画期的な技術をこれから、全然今までやってこなかったようなものを取り入れるというふうなものではないのです。だから、そういう意味でいうならば、努力をする気があつて引き続いてこういうふうなものを入れてきておつたら、鉄鋼についてエネルギー消費原単位が頭打ちないしは上がってしまうなどというふうなことは起こり得なかつたんじゃないですか。

○牧野政府委員 お説のとおりでございます。私も、省エネルギー技術が今後省エネのために非常に有効であり、これを導入するためにいろいろ努力をしておるところでございます。今御提案をいたしておりますこの支援法によりまして一段とこういう技術の導入に進みたいということでございます。

ただ、いずれにいたしましても、ここ数年、先

ほど来長官が挙げましたようないろいろな要因によりまして省エネ投資が一服をしようとしたということについてはそのとおりだろうと思えますので、これを今後気を引き締め直しましてより加速しようというのが私の考え方でございます。

○小沢(和)委員 石油価格の高騰などで企業がほつておいても省エネに必死になっているときには国の特別の指導というのは要らないんじゃないかと私は思うのです。国の省エネ行政の真価が本当に問われたのは、企業の取り組みが、石油価格などがずつと下がつてその衝動が減ってきたまに八六年以後の時期だったのではないかと思うのです。結局この時期、私は今鉄鋼だけを例に挙げましたけれども、全体としてエネルギー消費原単位などが頭打ちあるいは停滞してしまったというふうなことというのは国の努力不足だったというふうに言っているのでしょうか。

○黒田政府委員 私ども先ほどから申し上げておりますように、省エネ法に基づきましてガイドラインの設定等を行い、省エネの啓蒙あるいは省エネに関する指導あるいは省エネにつきまじのいろいろな税制、金融上の措置、インセンティブを講じてきているところでございますが、なかなか大きな投資については一巡してきたということと、そういう結果があるわけでございます。しかしながら、今御議論ございましたように、まだまだ余地はあるわけでございます。我が国の産業界の場合には、先ほどの全体のGNPの原単位という形で申しますと、この二十年間ばかりの間に三八%改善したわけでございますが、製造業の場合にはさらに四十数%改善しているわけでございます。そういう意味で、ある意味では先ほど御議論ございましたけれども、さらに乾いたタオルを絞るくらいは努力が必要かと思えますけれども、一方で、その背景となる実情というの、石油の輸入が量的に不足してしまうとか途絶えてしまふといったような危機感というのではありません。今の状況というのは、表面はエネルギー情勢は安定しているわけでございますけれども、中長期的

に考え、また地球環境問題への国際貢献といった、ある意味で日々の私どもの肌ではすぐに火がついたような感じにはなっていないこともまた事実でございます。

そういう意味から、私も広報等に力を入れると同時に、今回こうした二法案をお願いし、かつその運用に当たりましては企業へのインセンティブ、企業を誘導していくためのいろいろな手段というのを用意をいたしているところでございまして、そういう意味で、全体を合わせまして一層の努力をしてまいりたい、このように思っているところでございます。

○小沢(和)委員 これまでも国は企業に対し必要に応じ、省エネへの取り組みをチェックするため報告を徴収したり勧告ができたわけでありまして、こういう権限をまさに今、私が先ほど申し上げているように、企業の取り組みが緩んだような時期にこそ駆使して取り組みを強めさせるべきだったのではないかとと思うのですが、聞くところによれば、そういうような勧告などというのは今まで出したことがないんだということなんですけれども、そうでしょうか。この時期、そうするとほとんど努力はされなかったということですか。

○黒田政府委員 勧告自身は例はございませぬ。ただ、先ほど申し上げましたようにガイドラインを設定していろいろ指導してきたわけではございませぬけれども、そういう中で、項目によっていろいろ違いますが、先ほど申し上げましたように八、九割の目標値は達成されているということでございます。特定機器等につきましては、自動車とか家電製品の性能向上目標については一〇〇%達成されているわけではございまして、そういう意味で勧告の必要はなかったということではございます。

ただ、先ほど来御議論ございますように、大きな投資が一巡したり、いろいろな状況の変化があるわけではございまして、そういう意味で従来は従来の目標として守られてきたわけではございませぬけれども、私もこの法改正の施行を機にいたしまし

て、また新しい判断基準の見直しであるとかいろいろな施策の強化に努めてまいりたいと思っております。

○小沢(和)委員 今回の法改正で報告を義務化し、指示、公表、命令、最後には処罰と、五段階の強力な権限を持つことになるわけでありまして、

私は、今までの指導が甘かったということを反省して、厳しい省エネの課題をどんな困難を押しでも実現するためにこういうような罰則まで含む権限を求めたのではないかとこのように理解をしたいと思います。その決意も含めてお尋ねをしておきたい。

○黒田政府委員 今回の改正法案におきましては、省エネルギーの徹底を図るという観点から、実効性の担保措置につきまして一定の、今おっしゃったような強化を図っているわけではございませぬけれども、省エネルギーというのは、基本的にはエネルギーを使用いたします事業者あるいは国民の皆さんの自主的な取り組みによってなされるということが重要であるというふうに考えているわけではございます。

ただ一方で、したがって、今回、支援法に基づきまして各種の支援措置を設けて、省エネルギーに向けての自主的な取り組みをプッシュしていく、バックアップしていく、こういうことで二本の法律をお願いをいたしているわけではございませぬけれども、全体の努力の中にあつて、自主性にゆだねていたのでは改善が期待されないような状況というのが出てくるということがあります。やはり全体に及ぼす影響もあるわけではございませぬので、最終的には今おっしゃいましたような指示、公表、命令というような仕組みを設けているわけではございませぬけれども、私もいたしましては、これらの措置も実際に発動すること自体ではなくて、この事業者の自主的な取り組みを引き出せるようにうまく活用しながら、この所期の目的であるエネルギー消費の低減に努力していきたい

ということではございまして、処罰をしようというのが目的ではなく、むしろ最終的にはそれくらい強い姿勢をもって省エネルギーを進めたい、こういうことではございませぬ。

○小沢(和)委員 私は先ほど来申し上げておりますように、景気後退の中で、そして石油の価格が長期に低落を続けているという状況で、企業としては余り省エネに気合いが入らないというような状況の中で、この省エネの目標を達成させるというのはいささか厳しい課題だと私は思うのです。だからこういう権限を設けられたのだと思うし、私も何もみだりにそういうのを振りかざせとは言わないけれども、しかし私は、必要なときには断固としてこれを発動する決意を持たなければならぬという状況に今あるんだということを重ねて申し上げておきたいと思うのです。

次に、判断基準の問題でお尋ねをしたいと思います。この判断基準は、先ほど来言っております、二〇〇〇年に一人当たり二酸化炭素を九〇年とおおむね同水準という目標とリンクしたものでなければならぬと思うのですが、そういう立場から、この法改正に伴って、工場それから建築物、特定機器の判断基準というのそれぞれ見直したりする必要があるのではないかと思っておりますが、どういふふうにお考えでしょうか。

○黒田政府委員 基本的には、おっしゃいますように、全体の私どもの今念頭に置いております姿というものが、長期需給見通しで示されたような方向に需要を低減し、また供給の面でもできるだけクリーンなものをふやしていく、こういう方向でございませぬから、それを念頭に置いて考えているわけではございませぬ。

判断基準、いろいろあるわけではございませぬけれども、現行法の運用の中で、建築物のうちの住宅の断熱化の基準につきましては、昨年二月に改定がなされております。それから、特定機器のうちガソリン乗用車の燃費の基準については本年一月の末に見直しを行って、新しい告示を公表してい

るところではございませぬ。今後、工場の判断基準につきましては、今回の法改正を機に見直しを行うことを考えているわけではございまして、現在鋭意作業を行っているところでございませぬ。

これ以外につきましても、あるいは特定機器の新しい追加とか、いろいろあるかと思っております。また事情に応じ、判断基準の対象の拡充とかあるいは既存の判断基準の見直しは行ってまいりたいと思っております。

○小沢(和)委員 最近、産業以上に民生、運輸関係のエネルギー消費の伸びが大きいわけでありまして、この法律では、すべてのエネルギー使用者、つまり全国民に省エネの努力義務を課しております。今多くの国民が、程度の差はあっても、大量生産、大量消費、大量廃棄という生活スタイルに巻き込まれておりまして、単なる啓蒙キャンペーンでは民生分野などでの成果は多くを望めないのではないかと私は思うのです。そういう観点で政府としても総合的に取り組んでいく必要があるのではないかと私は思いますが、その点はどう取り組んでおられますか。

○黒田政府委員 まず、この法律の体系の中での施策といたしましては、運輸部門につきましては、先ほど申し上げましたように、ガソリン乗用自動車燃費の向上のための判断基準の対象として既に指定され、今二〇〇〇年に向けての目標が策定されているところでございませぬけれども、この自動車というものが運輸部門のエネルギー消費の八五%を占めているわけではございませぬので、今後とも対象の自動車の範囲の拡大あるいはその基準といったものについての作成について努力をしてまいりたいと思っております。

家庭部門におきましても、特定機器の対象といたしまして現在冷房用エアコンのみが対象になつていて、これに追加して、家庭用冷蔵庫、洗濯機、冷暖房用エアコンのみの対象であるというように、今後判断基準の策定等も検討対象に広げまして、今後判断基準の策定に向けての努力をいたしたい、こういうふうに考えているところでございませぬ。

以上がこの運輸部門あるいは民生部門のヘッドウエア、機器からのアプローチでございませうけれども、今先生御指摘のように、運輸部門におきましても、例えばこの委員会でもずっと議論になっておりまして、モーダルシフトの問題であるとか、物流の効率化の問題であるとか、渋滞対策の問題とか、いろいろな問題があります。また民生部門につきましても、国民の価値観の問題あるいはライフスタイルの問題、いろいろあるわけでございまして、総合的に言っておりますとこれは時間がかかってしまうわけでございませうけれども、できるものから私ども、また関係省庁とも連携をとりながら、できるものは実効に移していけるように努力をしてみたい、このように考えております。

なお、そのバックボーンといたしましては、今回の法改正案におきまして基本方針というものを策定できるような条項の改正を行っているわけでございまして、こういったものをバックに積極的な広報活動あるいは省エネ対策の一層の強化に取り組んでまいりたいと思っております。

○小沢(和)委員 次に、支援法の問題でお尋ねをしたいと思います。

省エネに取り組む企業にはすべてこの支援法を適用するというような甘い運用をしてはならないと私は思うのです。もともと省エネ法に金融、税制の支援の仕組みがあり、これについて、これまでどの程度の実績の支援をしてきたかということとをきのう当局から資料をいただいて私なりに計算をしてみましたら、年平均で融資では七百九十二億円、それから減税という点では五百七十二億円、それらから減税という点ではかなり高い基準を打ち出して、それに適合するものだけに支援をするということではいかぬのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○黒田政府委員 省エネの目標のレベルにいろいろな段階があるかと思うわけでございませうけれども、工場等についての判断基準で定めますレベルというものは、ある意味でみんながやってほしいことというようなガイドラインになるわけでございませうけれども、御指摘のように、支援法によって設備投資について利子補給を受け、あるいは新しいエネルギー使用合理化促進税制の対象というのになるためには、このガイドラインを守っていればよいということではなくて、ガイドラインを相当上回るレベルの省エネと申しますか、エネルギー使用の合理化を行うものを対象に考えていきたいと思っております。

○小沢(和)委員 私も勉強してみても非常に手厚い支援策だというふうに思いました。融資は特利の五、だから利率が五・〇％という最も有利な低利でありますけれども、それに加えてさらに、工場の場合〇・八％もの利子補給をする、その上債務保証をしてみたら、税金の減額まで受けるわけでありまして、この恩恵を受けるのはほとんど大企業に限られるのではないかと申すのです。省エネでその企業もコストダウンなどの利益を受けるのに、これでは余りに至れり尽くせりではないかというように感じますけれども、そういう感じはしないか。これらの支援策に大体年間どれぐらいの予算を投入することになるのですか。

○黒田政府委員 とりあえずは、これは初年度でございまして、利子補給率については五億四千程度を予定いたしております。また債務保証の方は、これは産業基金整備基金、債務保証のための基金というところでございまして、これは一年目に全部食いつぶされてしまうという意味ではございませう。これについては二十二億ぐらいを要求いたしております。あと、税制については今後の実情を見ていく必要があるかと思っております。

○小沢(和)委員 各国とも二酸化炭素の排出抑制、地球環境保全のために取り組みを始めていると思うのですが、これほど企業に対して手厚い手法で援助をしているのかどうか、他国の立法動向はいかがですか。

○黒田政府委員 他国の例、詳細に最新時点はよくわからないと申しますが、少なくとも最近物すごく助成制度を手厚くしたというような情報は得ておりませうけれども、我が国制度と同様に、省エネに投資に対する税制控除であるとか低利融資であるとか、債務保証あるいは省エネの技術開発等への補助といった措置がヨーロッパ、アメリカで講じられているというのが一般的であるというふうに承知をいたしているわけでございませう。欧米の最新の制度、よくわかりませうけれども、少なくとも、地球温暖化問題に関連いたしまして気候変動枠組条約が署名されました昨年の六月以降、大幅にこの省エネ政策の助成が強化されたということはまだ聞いておりません。

○小沢(和)委員 だから、似たような手法のやり方はやっているけれども、日本は非常に手厚い方だというふうに今言われたように思いますが、そういうことですか。

それから、ついでもすからもう一つお尋ねしますけれども、私は、中小企業に対しても金融や税制などかなり手厚い支援措置を別に用意しておられるということは、これはこれで評価をしております。この関係の予算は大体どれぐらい用意してあるのですか。

○三田政府委員 お答えいたします。

今先生御指摘のように、中小企業につきまして、従来から中小企業金融公庫等を初めとして、低利の融資をしてきたわけでございませうが、融資規模といたしましては、過去のちよとアバウトな数字になりますが、おおむね一千億程度融資をやっております。

○小沢(和)委員 いや、過去の実績をお尋ねしたのじゃないのです。今度、こういう非常に手厚いメニューを用意したということを私は評価をしております。今後どれぐらいの予算をこのために投入するということ考え方のですかとお尋ねしたのでした。

○三田政府委員 お答えいたします。

今回の場合につきましては、中小企業金融公庫等におきまして利子補給を含めた低利融資をやる予定にしております。さらに、中小企業保険

法によりまして保険限度額の枠の拡大、さらには近代化資金によりまして融資等を考えておりますが、規模につきましては今現在ちよと把握しておりません。

○小沢(和)委員 この機会に、省エネについての個人の努力についても支援策があつてしかるべきではないかということをお申し上げたいわけでありませう。今も省エネ住宅をつくつたりする場合には借り入れの上積み措置などがあるというふうには聞いておりますけれども、例えば太陽電池などを取りつけるというような場合も支援してよいのではないでしようか。また、それによって電力に余剰が生じ、電力会社に売電するというようなことも問題になってまいります。ドイツ、アメリカなどでは、ほかにもあるようですが、国が援助を制度化して一定の普及を見せようというふうであります。日本でもそういうことを考える時期に来ているのではないでしようか。

○黒田政府委員 太陽光発電、先ほど申し上げましたように、まだまだ非常にコストが高いということ、割高なものですからそうまだ個人ということでは例がないかと思っております。従来から税制の優遇措置は適用が受けられることになっております。

また、今おっしゃいました余剰電力の購入につきましては、昨年の四月から電力会社におきまして、ちよと個人が家庭用の電灯料金として払っている電気と同じ値段で余剰電力を購入してもらえんという方針を各電力会社が打ち出してございまして、電力会社によって電力料金いろいろ違いますが、大体キロワットアワー二十四円程度で余剰電力は購入している。太陽光発電あるいは風力による電力につきましては、そういう値段で購入することといたしているわけでございませう。これまで太陽光発電の余剰電力を電力会社が購入したケースは六件、合計で最大電力で五十キロワットの購入実績があるわけでございませうけれども、このうち個人住宅では二件、ただ、規模は小そうございまして約五キロワットという実績で

ございます。こういった制度を活用し、また、今後本当に太陽光発電が本格的に実行される過程でますますこういった制度の重要性が出てくると思いますけれども、そういった状況を踏まえながら支援策については検討してまいりたいと思っております。

○小沢(和)委員 私、まだあとリサイクル関係について質問をするつもりでおりますけれども、ちようど切りがよいので、時間も参ったようですから、これで終わりたいと思います。

きょうは、皆さん、昼飯抜きで答弁に当たっていただいたそうで、最後に、大変御苦労さんでしたと申し上げたいと思います。

○竹村委員長代理 次回は、来る二十六日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時九分散会